(四)　畜産業指導竝檢査機關及團體

(イ)　北海道廳種畜場　本場は明治九年開拓使の創立にして當時眞駒内牧牛場と稱し、現に北海道地方費の經營に係り、札幌市を距る南方約二里にして豐平川の淸流に沿ふ廣濶なる地域にあり、之が總面積二千八百餘町歩に及ぶ。而して大正十四年北見國訓子府村に一千町歩の地を相して分場を設置し、尙放牧地として千歲郡惠庭村に四百餘町歩の附屬地を有し、專ら種畜の育成を行ひ、爾來本道畜産の改良に努むる事多年、畜産北海道の名をなさしめたる樞要なる指導機關である。現在同場飼育の家畜は昭和十年度末現在牛二百三十九頭、馬二百三十二頭、豚百五十八頭、兎百九十八羽、鷄二千五百三十二羽で、專ら之が優良種の生産に努め、之を一般農家に拂下げ以て本道家畜の改良に資してゐる。尙昭和十一年度より北海道農事試驗場に畜産試驗部を創設して飼畜農業經營の確立を圖る爲家畜に對する飼料作物、飼養管理等の試驗調査を開始し、之が機關を右の種畜場内に併置することゝなつた。

(ロ)　北海道廳種羊場　本場は空知郡瀧川町にあり、明治四十三年以來農林省種羊場瀧川分場として種緬羊の增殖と改良に努めて來たが、爾來數度の行政及財政整理に

遭ひ昭和六年遂に閉鎖の止むなきに至つた。然るに本道に於ける緬羊の飼育は農業經營上將又羊毛自給策上實に重要事項なるに鑑み、翌七年度より之を北海道地方費に移管して繼續實施する事となつた。爾來本場の事業は現に農林省より牝羊千頭及牡羊四十頭の無償貸付を受け、年々之より生産する一千頭内外の種緬羊を道内に拂下げつゝあつたが、將來は本道農家經濟の向上を計る爲、更に基礎種牝羊の拂下頭數を增加するの必要あるを以て、既述の如く昭和十年度以降國費に依り本事業の擴張を圖つて、第二期拓殖計畫完成迄に道内緬羊頭數を百萬頭に達せしむべく之が實現に着手するに至つた。

(ハ) 畜產組合　明治三十三年根室產牛馬組合の設立を魁として、爾來日高、十勝、釧路及北見國等に一郡若くは數郡を區域とする畜產組合の設立を見るに至れる結果、今日に於ては全道二十一組合に及び、種畜の共同購入及家畜の蕃殖に資する處頗る多く、其の機構竝事業は極めて發展的である。尙明治四十年には之等各組合の連絡を計らんが爲北海道畜產組合聯合會を結成し、牛馬の改良、蕃殖及之が販路の調査、而して種牛馬の共同購入及畜產物の利用奬勵竝各組合の技術員設置奬勵、共進會、講習會、競馬會等の開設及會報の發刊等其の事業は畜產の各方面に亙るが、就中特記すべきは牛酪檢查事業である。

(ニ) 北海道牛酪檢查所　本道牛酪の品質向上と規格統一を圖り、名實共に優良國產品たらしむる目的の下に昭和四年度より廳令を以て牛酪檢查規則を制定し、畜產組合聯合會をして檢查を實施せしめて來たが、昭和十一年度よりは道營檢查を施行することゝなつた。爾來八箇年之が爲牛酪の品質頓に向上し生產も亦著しく增加し、昭和十年の實績を見れば四百七十七萬二千二百餘封度に達し、全國生產の九割を占むるの隆盛を見るに至り、現に國内の需要を充すは勿論海外にまで輸出するの趨勢である。而して檢查は風味、品質、色澤及包裝等に就て嚴格に調查し、推奬品、一等品、二等品及等外品の四等級を定め以て其の聲價を昂めつゝあり、現在道内に於ては札幌本所の外、函館、帶廣、野付牛、釧路及名寄の五箇所、道外に於ては東京及大阪の二箇所に出張所を設け、檢查員が各製造工場に出張して檢查を實施して居る。今本事業實施以來の成績を表示すれば左の如くである。

鰊漁の網起

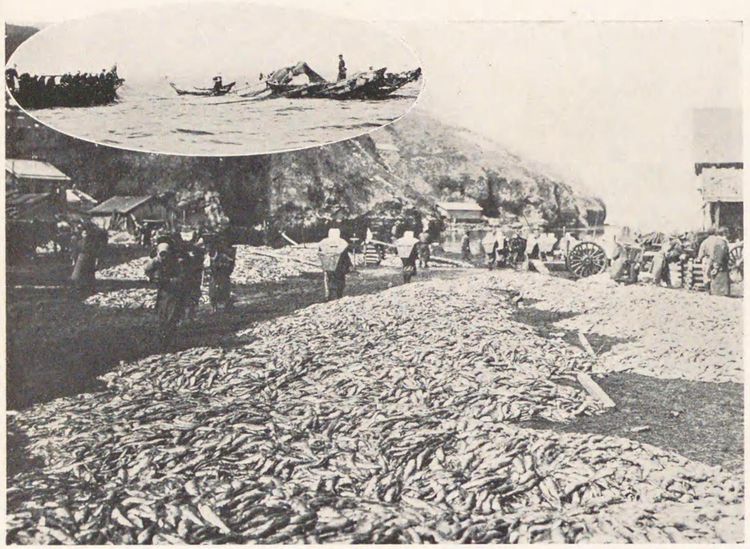

漁　　鰊

上　　潮　　の　　鮭

年次	検査數量	推奨品	一等品	二等品	等外品
昭和十年	四、七七二、二四〇 封度	三、〇六二、八七六 封度	一、〇二七、八九九 封度	三二、六八五 封度	六四八、七八〇 封度
		六四・二 %	二一・五 %	六・八 %	七五 %
昭和九年	四、三五六、八五三	三、三〇六、三一九	九一三、二八五	九二、九七五	四四二、七三
		七五・九	二一・〇	二・一	一・〇
昭和八年	三、三九五、二五七	二、七九五、二〇二	四六一、八一六	七七、五二六	六〇、七一三
		八二・三	一三・六	二・三	一・八
昭和七年	三、六六六、〇六二	二、八六一、四七二	六一九、五五一	一三〇、九七〇	五四、〇六九
		七八・〇	一六・九	三・六	一・五
昭和六年	三、二九九、七八八	二、五四〇、六一五	五八二、三八九	一三七、七五二	九三、〇三三
		七七・〇	一七・九	三・九	一・二
昭和五年	二、三四五、五六五	一、七六七、六三一	四九〇、七二〇	五三、二〇二	三四、〇一二
		七五・三	二〇・九	二・三	一・五
昭和四年	一、六三九、九四八	一、一五〇、二九八	三九九、五八一	七五、六九三	一四、三七六
		七〇・一	二四・四	四・六	〇・九

(四) 水産業

(一) 概況　本道の海岸線延長は一千三百五十五里に及び、沿岸悉く深海を続らし、且本道の北東には世界的大漁場を擁して到る處に魚貝海藻無限に棲息繁茂し、毎春本道西海岸に於ては鰊の銀鱗を閃めかして潮の如く群來し、時に鯨群の悠々遠洋に威を示すあり、又鮭鱒は四海に回游して秋季に至れば數多の河川に夥しく溯上する等、眞に本邦漁業の大宗を爲してゐる。卽ち寒暖二海流の相交はる所は彼等安住の鄉であり、本道沿岸の海底臺地は魚族の食餌を得る所にして又繁殖の地である。顧るに

開拓使設置當時の本道産業は漁業を以て始まり、年久しく本道の生産額中漁業が首位を占めてゐたが、開拓が內陸に進むに連れ本道産業の重點も漸く農工に移り、近年に於ては第三位に下るの狀態であるが、尙も本邦水産總額の約五分の一を占め依然水産國たるの名を辱かしめない。然し乍ら水産業は他の産業に比すれば概ね原始的生産の狀態にあり、就中鰊鰛等の如きは大量漁獲を爲し、其の處理加工之に伴はざる爲、貴重なる食糧給源を經濟的價値低き肥料製造に委しつゝあるが如きは誠に遺憾なることであり、沿岸漁業を荒廢せしむる原因でもある。斯かる狀勢に鑑み拓殖計畫に於ては先づ以て漁船構造の改良を奬勵し、遠洋漁業への進出に依り積極的に未開の富源を開き、且漁獲物の合理的處理方法を講ぜしめ、以て漁業經濟の向上を計らんとし、之に對し奬勵金を給する等著々漁村の振興に資しつゝある。而して昭和十年の水産總價額は前年に比し八百九十九萬圓の減少を示し九千七百九十八萬餘圓であるが、價格騰貴の爲前々年の豐漁に比して七百七十二萬圓の增加を示してゐる。之は鰊の不漁に拘はらず一般に順調なる漁況なりしと、近時北千島漁業の勃興に伴ひ同年は特に鮭鱒流網の成績頗る良好なりしに依るものである。（北千島及北

洋漁業は別項に記載する。）尚今後漁村の漁港及船入澗の完成に依り遠洋漁業は益々隆盛に趣くであらう。更に漁獲物の製造改良は漁業組合の共同製造が近時旺盛に向ひつゝあるを以て、製造物價額も逐年增加を示しつつある。又漁場の擴張を計ると共に淺海養殖等の事業に關しても漸く漁民の關心を深めんとする機運を馴致するに至つた。今水產價額を表示すれば左の如くである。

水產價額

年次	沿岸漁業	遠洋漁業	水產養殖	水產製造物	計
昭和十年	三六、八九六、二七七円	九、三一三、七二三円	八〇、四二六円	五一、六九八、四九一円	九七、九八八、九一七円
昭和九年	四〇、五九四、一九二	九、九一八、三六四	八六、五九九	五六、三八三、五九五	一〇六、九八二、七五〇
昭和八年	三三、四七七、〇七三	七、四二六、八六八	八一、七九九	四九、二八四、〇一五	九〇、二六九、七五五
昭和七年	二六、七九一、三七七	六、二五八、三四五	七二、九三七	三四、八六八、五三八	六七、九九一、一九七
昭和六年	二八、三四一、五三六	六、五〇二、七四五	七二、九六〇	三四、三二九、四六〇	六九、二四六、七〇一
昭和五年	三一、九四六、九二一	六、三四五、四八二	八七、六〇五	四〇、一一四、九〇五	七八、四九四、九一三
昭和四年	四五、四五〇、二七一	八、一三九、七五五	九九、七四四	五六、四〇〇、五七一	一一〇、〇九〇、三四一
昭和三年	四二、一六〇、二一五	六、八一五、三四七	一〇三、七七九	五〇、四九六、二八八	九九、五七五、六二九
昭和二年	五九、五八三、八九二	五、九一一、三四七	一三五、〇三三	六〇、七四八、七九二	一二六、三七九、〇六四
昭和元年	五〇、一一四、一五五	五、七九七、九八六	一一九、三〇〇	五四、六六八、二五七	一一〇、六九九、六九八
大正十四年	五五、〇六七、〇四〇	三、九二九、三一一	一〇六、八七一	六八、五四四、二九三	一二七、六四七、五一五
大正十三年	五一、一六五、二二二	三、六六五、八六一	一〇〇、六四四	五六、九六八、一〇八	一一一、八九九、八三五
大正十二年	五三、六八八、一四二	二、三五二、八四九	一一九、一六八	五八、三四五、六二〇	一一四、五〇五、七七九
大正十一年	四五、九七三、七四一	二、二九九、九一六	七五、七四七	四七、五〇三、〇六九	九五、八五二、四七三
大正十年	四二、七〇八、七一四	一、一〇八、三〇九	五八三、四七一	五二、八四〇、九七九	九七、二四一、四七三
大正九年	四八、一六三、八六〇	四三一、九七一	一、九六八	四七、八五〇、五五二	九六、四四八、三五一
大正八年	五〇、七五五、五〇八	五二二、〇五七	五〇、七四八	六〇、七八二、二〇一	一一二、一一〇、五一四
大正七年	二九、九七九、六二二	六四、七三八	七八、二九九	三二、九九〇、七八二	六三、一一三、四四一
明治四十二年	九八四、六三八	四二、九七五	四、六〇七	九、五五七、四四三	一〇、五八九、六六三

備考　一、水產養殖欄中大正九年は海獸皮を示し、沿岸漁業中昭和二年は鰊の豐漁と價格騰貴等の爲最高記錄を示し、以後不漁或は價格低落等の爲漸次減少せるものである。
二、北千島漁業生產高は沿岸漁業に含まる。
三、北洋漁業生產高は本表の何れも含まず、漁業貿易に計上される。（第八章（二）外國貿易參照）

（二）漁船及從業者數　本道の漁業は沿海より漸次沖合に進み、回游魚族に對する新規漁業又は發動機船に依る底曳網漁業勃興し、昭和十年に於ける漁業件數は免許漁業九千百三十三件、許可漁業一萬五千七十五件、自由漁業は一萬九千百七十四件、專用漁業百七十七件で、之に從事する漁業者は四萬六千六百八十七人、其の被傭者は

十五萬一千七百九十八人を數へ、其の使用漁船の總數は五萬八千九百七十五隻を算し、前年度に比し五百五十隻の減少を示して居るが、之は無動力船の減少に因るもので、動力船は却つて三百八十隻の增加を示してゐる。而して其の內發動機船の新造及新規漁業等に對しては、國費又は地方費を以て補助金を交付し或は指導を爲す等其の助長に努力してゐる。

漁船及從業者數

年次	漁船			業主				被傭者			
	動力を有せざるもの	動力を有するもの	計	漁撈	養殖	製造	計	漁撈	養殖	製造	計
昭和十年	五四、六八〇隻	四、二九五隻	五八、九七五隻	四二、一六二人	二六一人	四、二六四人	四六、六八七人	一一五、七九一人	二八九人	三五、七一八人	一五一、七九八人
昭和九年	五五、六一〇	三、九一五	五九、五二五	四一、二二九	二六七	五、八八一	四七、三七七	一一四、一九一	三一六	三五、一一二	一四九、六一九
昭和八年	五六、九七八	三、五一五	六〇、四九三	四〇、九五〇	四五五	五、四一六	四六、八二一	一一一、三二一	四五八	三一、七二九	一四三、五〇八
昭和七年	五六、八五三	三、二五四	六〇、一〇七	四〇、五〇九	四三二	五、五〇一	四六、四四二	一一二、九七四	三八〇	二九、〇〇〇	一四二、三五四
昭和六年	五六、二五六	三、〇二七	五九、二八三	四〇、七〇八	四三五	五、三八二	四六、五二五	一一〇、七三三	三三二	二八、二二二	一三九、二八七
昭和五年	五六、四二一	二、七三九	五九、一六〇	四〇、六二四	四四三	五、四八四	四六、五五一	一一一、七〇三	一五二	二七、四三三	一三九、二八八
昭和四年	五六、三〇六	二、二四八	五八、五五四	四一、八三七	四四九	六、〇〇三	四八、二八九	一一二、二二七	二四四	三四、七五三	一四七、二二四
昭和三年	五八、八八九	一、八四四	六〇、七三三	四二、七五一	五〇一	五、二六七	四八、五一九	一一〇、九一六	二八四	二三、四〇〇	一三四、六〇〇
昭和二年	五八、一四六	一、四九二	五九、六三八	四一、九六四	四六六	四、八七九	四七、三〇九	一一四、〇二一	三六六	二六、二九二	一四〇、六七九
昭和元年	五七、六二〇	九八三	五八、六〇三	四一、四一二	三九六	四、六〇七	四六、四一五	一〇九、七〇〇	二六四	二六、一三〇	一三六、〇九四
大正十四年	五八、二二三	七四一	五八、九六四	四一、八三〇	三五九	四、八二〇	四七、〇〇九	一〇三、四一五	一九二	二五、二六六	一二八、八七三
大正十三年	五八、二六二	五八四	五八、八四六	四一、七一三	三一一	五、五五七	四七、五八一	一〇四、五三四	一四二	二三、九五四	一二八、六三〇
大正十二年	五八、二二六	四七五	五八、七〇一	四四、五三七	三〇六	五、二七八	五〇、一二一	一一二、八二七	一七九	二四、〇〇八	一三七、〇一四

(三) 漁獲及製造高　本道に於ける漁獲物の種類は極めて多いが、其の主要なるものは鰊、鮭、鱒、鱈、鯱、鰮、鮪、柔魚、帆立、蟹及昆布等であり、就中鰊は本道漁業の大宗を成し每年漁獲高の二割內外を上下して居る。今昭和十年の漁獲高に就て見るに沿岸漁獲高に於て三千六百八十九萬六千餘圓、遠洋漁獲高は九百三十一萬三千餘圓を示し、之を前年に比較すれば鰊不漁の爲前者に於て三百六十九萬七千餘圓、後者に於ては六十萬四千餘圓の減少を示してゐる。

水產製造は近時長足の進步を爲し、食料品は三千五百五十四萬七千餘圓、肥料一千二百九萬九千餘圓、魚油四百五萬二千餘圓、合計五千百六十九萬餘圓に達して居るが、更に處理加工の改善を圖つて價額の昂上を圖るべき餘地多く、今後の研究に俟つ所決して尠しとせぬ。殊に鰊及鰮等の主要漁獲物の過半は肥料に供されつゝある狀態で、之が食品化を圖ることは極めて緊要なる問題であり、水產試驗場は固より

民間團體及當業者に於て種々考究を重ねてゐる。依つて鰊の如きは漸次新しく供給の途が拓かれ、各種製品となつて市場に送り出されると共に、生魚も低溫設備を有する輸送機關の發達に依り遠距離の地まで輸送されるに至つた。而して水產製造物は主として素乾、鹽乾、煮乾、鹽藏、調味加工品、罐詰類、肥料及魚油等であり、其の他箇々の製造物に就ては種類極めて多い。

本道の水產製造物は嘗ては對支輸出品として極めて重要の地位を占め、年歲七、八百萬圓の輸出を爲しつゝあつたものであつて　近年對支關係圓滿ならざる爲日貨排斥等の影響を受け不振を續けて居たが、昭和七年友邦滿洲國の成立と同時に滿蒙に對する需要再び昂まりつゝある。卽ち本道產の昆布、鹽鱒、鰯、貝柱、海參及乾鱈等は彼等民族の最も嗜好に適するを以て、今後は有望なる水產製造物の消費地となるであらう。次に重要漁獲物の主產地、漁期及製造の狀況の概要を記述すれば左の如くである。

鰊　鰊は春鰊及夏鰊に大別する事が出來るが、其の漁獲高は本道漁獲物產額中第一位を占め、其の豐漁と否とは實に本道漁業經濟界を左右する。其の漁獲は後志支廳管內特に多く、宗谷及留萌は之に亞ぎ、之等鰊は鮮魚、身缺鰊及鯑を主とし、燻製、或は鹽藏として製造され、又肥料及魚油として處理されてゐる。

鮭　鮭は往時濫獲の結果著しく減少を示したが、最近官民協力して人工孵化を爲し其の增殖を計つてゐる。鮭は本道各地の海洋及河川に於て漁獲せらるゝが、就中根室及千島方面を首位とし石狩、北見及十勝方面之に亞ぐ。處理方法としては冷藏設備の發達と共に鮮魚の儘消費さるゝものの相當にあり、製品としては鹽鮭最も多く又罐詰及燻製品として製造され、筋子は鹽藏又は粕漬に製せらる。而して新鮮なる鮭を薄鹽にせる新巻鮭は頗る高評がある。

鱒　鱒も鮭と同じく近時漁獲高の減少を示して居たが、北千島に於ける流網漁業に依る紅鱒の漁獲及賣上高は頗る高潮に達し、昭和十年は昭和四年以來の好記錄を示してゐる。而して沿海に於ける鱒の減少に對しては人工孵化に依つて其の挽回に努めつゝある。漁獲も亦全道に亙るが大部分は根室、千島及網走方面の海洋である。鮮魚、鹽藏及罐詰等として處理せられてゐるが、殊に鹽鱒は對支輸出品として重要であり、北千島產の紅鱒水煮罐詰は歐米向輸出品として其の聲價頗る高いものがある。

鱈　鱈は本道海洋到る處其の棲息を見ぬ所は無く、沖合漁業中主要なものである。處理製造は棒鱈、開鱈、鹽藏鱈、そぼろ、鱈の子（鹽藏）、搾粕及鱈油等であつて、棒鱈及開鱈は支那及南洋に輸出される。

鰛　鰛漁業は後志、檜山及膽振地方の沿海に於て多く漁獲される。棒干、味醂干及鰛の子等に處理せられ、殊に明太魚として朝鮮に仕向けらるゝものが最も多い。

鰯　種類は「まいわし」「せぐろいわし」を主とし、煮干、鹽鰯、搾粕及鰯油に處理されてゐる。尚近時トマト漬罐詰は南洋方面に仕向けられてゐる。

鰈及鮃　本道到る所に產し其の種類は三十種に上るが、中でも「まがれい」「ぶたがれい」及「宗八がれい」等が重要視されてゐる。鮮魚として消費されるが秋冬の候は府縣へ移出するものも尠くない。

鮪　釧路及千島方面を主產地とし冷藏事業の發達と共に大部分鮮魚にて消費される。

鯖　日本海方面に產し、多くは鮮魚とし或は鯖節、鹽藏及搾粕等に製造されてゐる。

柔魚　主要な種類としては「するめいか」及「やりいか」等であるが、之等は鰯、鹽辛及刻鰯等に製造され、就中鰯は對支輸出品として重要なるものである。

章魚　本道到る所に棲息し就中日高及釧路地方に多く產する。製品は酢章魚を主として煮干之に次いでゐる。

鱈場蟹　國後島東岸及北見國東岸を主とし、又千島、釧路及十勝沿岸に產し、其の大部分は罐詰に製せられ、歐米への輸出品として特に重要の地位を占めて居る。

帆立貝　根室、北見及天鹽地方を主產地として漁獲物の一部は罐詰に製せられるが、其の多くは貝柱に製せられ、對支輸出品として重要の地位を占めてゐる。

海鼠　海鼠は殆ど全道に棲息を見るが、就中北見及天鹽地方に多い。漁獲物は專ら海參に製せられ對支主要輸出品の一となつてゐる。

昆布　種類多く其の分布は全道に亙り、折、花折、元揃、長切及刻昆布等に製せられ、花折及元揃は主として本邦の需要に應じ、長切及刻昆布は主として支那に輸出する。

(一)　主要水產物

其の一

年次	鰊 数量	鰊 価額	鱈 数量	鱈 価額	鮭 数量	鮭 価額	鰒 数量	鰒 価額	鱒 数量	鱒 価額
昭和十年	六、一六八、六八八貫	五、〇七七、〇〇二円	六六、九六四、二一四貫	四、五〇七、一四五円	一、八六五、四五五貫	一、八五一、五六一円	九、八九三、八四五貫	一、二四二、七六三	一、三七、五五〇	一、三四〇、七八八
昭和九年	一〇二、一六〇、九三九	七、一五七、三二一	一二七、七一五、二五一	六、七四二、六四三	一、七五五、二五九	一、七一七、八六九	八、八九一、三四六	一、二四〇、七八八	一、三七、五五〇	一、三四〇、七八八
昭和八年	二六八、六八〇、九〇九	一三、三七八、一六八	一三四、八六三、九〇三	六、四九六、五〇四	一、七一一、七八九	一、七一六、四八五	三、七〇三、五六五	二、四三五、六四六	一、八八三、六一一	二、四九九、八八八
昭和七年	二一一、九二五、三六三	七、二五三、一七四	六三、三三〇、九一〇	三、四三七、九九七	三、四七一、七八九	三、四七一、七八九	一、八八一、一三三	二、五九〇、四六八	二、九三一、六〇三	二、九四一、八八一
昭和六年	一〇八、〇五六、四〇六	七、二二三、一七四	八八、九五五、六九九	三、四三七、九九七	三、四七一、七八九	三、四七一、七八九	二、三四八、四五三	三、三五〇、六七四	二、九三一、六〇三	三、〇四一、七八九
昭和五年	八七、三六一、二五六	七、五四二、五二八	六四、四一七、二九二	三、九一一、七一二	三、九一一、七一二	三、九一一、七一二	二、三四八、四五三	三、三五〇、六七四	三、三五〇、六七四	三、三五〇、六七四
昭和四年	八一、九四七、二三八	一〇、六一一、三六四	五一、四九七、〇五二	四、一〇五、三七四	四、一〇五、三七四	四、一〇五、三七四	三、三五〇、六七四	四、一〇五、三七四	四、一〇五、三七四	四、一〇五、三七四
昭和三年	一一〇、〇六七、二〇四	一二、四二一、五一六	二九、九一九、三八九	二、八六九、二三六	二、八六九、二三六	二、八六九、二三六	二、八六九、二三六	二、八六九、二三六	二、八六九、二三六	二、八六九、二三六
昭和二年	一七四、一三〇、九一六	一八、二七、一四八	四九、三四一、二三九	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
昭和元年	一四六、六八一、八六三	一七、一〇八、〇四二	四九、〇二八、九四四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正十四年	一三五、四七九、八二七	一四、九二六、〇四二	三三、九七〇、七二九	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正十三年	一三三、八二七、六〇一	一六、八四四、七二七	三三、九七〇、七五〇	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正十二年	一〇一、八九三、四四五	一六、六〇三、〇三八	二九、二六一、四四五	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正十一年	一〇四、一二一、六三〇	一五、七四五、一七四	一一、四八九、一一九	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正十年	一〇四、一三五、四二一	一八、二四三、九三三	五、七九五、八二、	一、三三一、一四四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正九年	一三三、七二一、二七八	二、〇九、六、六	九、五五一、四〇二	一、八八四、一二三	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正八年	一三〇、五八七、七一三	二、三二、〇二九、六、六	一、九六、八六四、七二七	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
大正七年	七五、四三六、五六四	九、九九一、八五四	二、三九、〇九三	一、一七四、二九八	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四	二、四四〇、八七四
明治四十三年	—	五、五三六、〇一九	—	六一〇、六三九	—	三四五、九四五	—	七〇一、三九六	—	五六七、六一六

年次	鰯 数量	鰯 価額	鯖 数量	鯖 価額	蝶及鮮魚 数量	蝶及鮮魚 価額	柔魚 数量	柔魚 価額	昆布 数量	昆布 価額
昭和十年	二、〇四五、七六三貫	一、八七七、五一八円	一、二六五、四五五貫	八、八七四、九六三貫	二、〇四七、七四二貫	一、八七七、五一八円	一、六七七、二三三貫	八六五、四五九、九八四円	三、七二六、九八四	三、七二六、九八四
昭和九年	七一、〇五八、九	二、七〇五、五八八	五、二一五、五三七	二、五九五、四五七	二、七〇五、五八八	二、七〇五、五八八	二、七〇五、五八八	二、七〇五、五八八	二、七〇五、五八八	二、七〇五、五八八
昭和八年	五、一四三、一四六	一、一三三、一四四	二、二四〇、二一六	二、五九五、〇七五	二、六六一、三〇六	二、六六一、三〇六	二、七三九、九六七	二、五九五、〇七五	二、六六一、三〇六	二、六六一、三〇六
昭和七年	一、一一三、四一〇	九四四、〇六一	七二、一〇、一二	一、九一五、六一〇	一、一一三、四一〇	九四四、〇六一	一、〇一四、一一二	一、九一五、六一〇	一、一一三、四一〇	九四四、〇六一
昭和六年	一、一〇七、六一一	二、〇八三、六六二	二、九一九、五九七	一、一〇五、二九七	一、一〇七、六一一	二、〇八三、六六二	一、一〇七、六一一	一、一〇五、二九七	一、一〇七、六一一	二、〇八三、六六二
昭和五年	二、一三三、五六九	二、八一〇、八二四	二、八一〇、九二六	二、一四八、九二六	二、一三三、五六九	二、八一〇、八二四	二、一三三、五六九	二、一四八、九二六	二、一三三、五六九	二、八一〇、八二四
昭和四年	一、六八九、一七〇	三、六三五、一三八	二、一四八、九二六	二、四三五、八三五	一、六八九、一七〇	三、六三五、一三八	二、一四八、九二六	二、四三五、八三五	一、六八九、一七〇	三、六三五、一三八
昭和三年	一、九四一、〇七〇	二、一〇六、六四三	三、〇五六、一六八	二、三三〇、七八二	一、九四一、〇七〇	二、一〇六、六四三	三、〇五六、一六八	二、三三〇、七八二	一、九四一、〇七〇	二、一〇六、六四三
昭和二年	一、四七五、七四〇	一、九五一、〇七九	一、九六三、一三八	一、八二三、五六六	一、四七五、七四〇	一、九五一、〇七九	一、九六三、一三八	一、八二三、五六六	一、四七五、七四〇	一、九五一、〇七九
昭和元年	九四四、〇六一	一、〇八三、六六二	一、〇七、九一五	一、〇五、二九七	九四四、〇六一	一、〇八三、六六二	一、〇七、九一五	一、〇五、二九七	九四四、〇六一	一、〇八三、六六二
大正十四年	一、〇七、六一一	二、〇四五、七六三	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、〇七、六一一	二、〇四五、七六三	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、〇七、六一一	二、〇四五、七六三
大正十三年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
大正十二年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
大正十一年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
大正十年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
大正九年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
大正八年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
大正七年	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六	一、二六五、四五五	八、八七四、九六三	一、一一三、四一〇	二、一四八、九二六
明治四十三年	—	四三一、四九七	—	四、一四〇、二〇四	—	四、一四〇、二〇四	—	四、一四〇、二〇四	—	四、一四〇、二〇四

其の二

(二) 主要水産製造物

其の一

年次	身缺鰊 数量	身缺鰊 価額	練粕鰯 数量	練粕鰯 価額	鹽鮭 数量	鹽鮭 価額	鹽鱒 数量	鹽鱒 価額
	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円
昭和十年	三、〇三一、八六三	二、八五六、〇三五	一、六七七、二八八	四、二〇九、二六五	三、七三一、八六六	二、九三六、四六三	四、二一一、〇一五	二、七四三、〇九三
昭和九年	三、九九二、四〇一	二、七九六、一五〇	九、五四二、三七三	三、三二九、三五九	二、一六三、四一六	一、四四八、四六一	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
昭和八年	五、一〇三、九八六	二、七九八、八〇三	四、八四七、五五一	五、一一一、三七一	二、四五三、一〇六	一、九八五、五〇七	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
昭和七年	三、四五七、一八九	二、〇四〇、三九九	二、七九九、一七三	三、一八一、〇六一	二、〇四五、五〇一	一、〇四五、八六四	五四五、九四五	三〇九、四〇二
昭和六年	三、七一八、八九四	二、〇七二、三三二	三、五〇三、三三一	三、六五五、一四四	一、七九五、一七二	三、三三七、四七五	一、四三二、一五四	四九一、一六二
昭和五年	三、〇六五、六三〇	二、〇六〇、五九七	〇、九〇〇、二四〇	三、六五五、一五九	一、六八九、七二一	三、三六一、二四四	九〇五、一五〇	三〇八、二〇一
昭和四年	三、五六七、一〇三三	四、一四〇、四一四	七、六八一、九四八	三、九九六、四四八	三、七二五、七一〇	三、九七七、八八八	九四三、〇五五	三〇九、四〇二
昭和三年	三、一七三、七七〇	三、五八二、二七七	三、五五四、七五六	三、七五一、八六八	一、八六八、九四〇	二、九三六、四六三	四、二一一、〇一五	二、七四三、〇九三
昭和二年	四、二三四、〇四七	四、一二五、一五六	二、八九九、八三二	四、二一一、〇一五	二、一六三、四一六	一、九八五、五〇七	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
昭和元年	四、四一三、二九九	四、一九五、〇五三	一八、六六四、〇一八	七、三〇一、二五五	二、四五三、一〇六	一、九八五、五〇七	五四五、九四五	三〇九、四〇二
大正十四年	三、二二二、二四六	三、三五八、六五〇	二、四七五、二一三	三、二二六、八六四	一、八六八、八二八	二、四五三、一〇六	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
大正十三年	四、二二九、八五五	三、八二五、八四三	一、六九九、四八六	一〇、〇五二、四六三	二、〇七五、五〇一	一、〇七五、八六四	五四五、九四五	三〇九、四〇二
大正十二年	三、六四三、八〇四	四、三二八、九六一	一三、六九九、四八九	一〇、〇五二、四六三	一、七九五、二六七	三、三七七、四七五	一、四三二、一五四	四九一、一六二
大正十一年	三、二七二、〇九五	三、七三二、六七〇	二、一九二、四五三	九、四三二、三五〇	一、四五六、九八七	三、三六一、二四四	九〇五、一五〇	三〇八、二〇一
大正十年	四、〇四二、三六七	四、二五九、一〇九	一、八九二、〇九七	九、四八八、五六四	八三三、〇七四	一、九八五、五〇七	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
大正九年	五、四一三、七八五	四、八一七、一七三	一、九五一、四八一	九、五四二、三七三	一、六八八、八三八	一、〇七五、八六四	五四五、九四五	三〇九、四〇二
大正八年	三、七二〇、八三五	三、七二一、一〇九	一、五六八、一九九	七、七四六、九六〇	一、八六八、八二八	二、四五三、一〇六	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
大正七年	二、一四〇、六四六	二、〇七四、〇六四	一、四六九、一八九	六、四八八、五六四	一、〇七五、八六四	二、四五三、一〇六	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二
明治四十三年	一、八四二、一〇二	一、九二一、一〇五	九、五一六、六三九	二、九九九、六二五	一、〇七五、八六四	二、四五三、一〇六	一、二八二、〇九七	一、四四一、〇二二

年次	棒鱈 数量	棒鱈 価額	開鱈 数量	開鱈 価額	素乾鰰 数量	素乾鰰 価額	鯣 数量	鯣 価額	貝柱 数量	貝柱 価額
	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円
昭和十年	二、七六〇、七四	一、四七八、一四六	一、五一五、一九一	一、七〇五、三五一	二、九五二、三六六	一、五九七、七九九	九六、八〇九	三、〇八九、一三五	五八、八三四	三、〇三三、三一
昭和九年	五〇五、九七九	七〇九、〇九六	一、五二一、四八一	一、三七八、八六六	二、五六七、三四五	一、七九五、三七八	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	七〇一、六二九	一、五九九、四四四
昭和八年	五八一、一四七	七〇一、二〇九	一、五六九、一六六	一、二六八、六二八	二、三五二、三三七	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和七年	五一七、三八七	五八六、九五一	一、一二三、九四〇	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和六年	三五五、九五七	三七七、〇一八	一、一二三、九四〇	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和五年	五七六、〇九〇	六一三、四六四	一、〇六八、三二八	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和四年	六五〇、五六三	八九一、八二一	七〇八、二四九	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和三年	五一八、六四八	七六二、六三三	一、〇五九、一八五	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和二年	六二二、一三一	八七二、二六九	一、〇〇二、六〇九	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
昭和元年	七一四、七六四	七九五、一六七	一、一二八、八四四	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正十四年	七一四、七六四	七九五、一六七	一、〇三三、七九九	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正十三年	八〇一、五二五	九七七、〇八七	一、一二三、九四〇	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正十二年	六〇一、七六四	七五九、九一二	一、一二〇、九五五	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正十一年	六九四、六六七	八六〇、四三二	一、五九九、七九九	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正十年	六九四、六六七	七七三、五一六	一、一九一、一六六八	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正九年	八〇九、七八二	八八四、二四六	一、一九一、一六六八	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正八年	七二四、九〇九	九九六、八四四	一、一九一、一六六八	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
大正七年	五二二、四六七	五〇〇、七一七	一、一九一、一六六八	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四
明治四十三年	三八五、五二四	一三六、八一二	一、一九一、一六六八	一、五九九、四四四	二、四九七、三四五	一、七三五、一〇五	二、九三七、一七五	三、九七二、〇八三	三〇八、二〇一	一、五九九、四四四

備考　昭和十年度に於て棒鱈の數量及價額の增加したるは集計範圍を擴張せる爲である。

(四)　北千島及北洋漁業

北千島沿海に於ける水產業と北洋に於ける蘇國領沿岸及公海漁業は最近頓に勃興し、我が國の漁業振興に對して大なる貢獻を爲しつゝあるも、未だ積極的施設なく、朝野に於ても其の開發策を焦眉の急務として論議するに至り、漸く之が施設の實現を圖らんとするの狀勢にある。今該漁業に於ける最近の概勢を記述すれば左の如くである。

北千島漁業　北千島は北緯五十度以北に位し、函館より約一千浬、根室より約六百浬の地點に在り、幌筵、占守、阿頼度及志林規の四島を總稱するもので、占守島は僅かに七浬を距てゝ、蘇國領勘察加に相對してゐる。

而して其の近海は各種の魚族及貝藻類の棲息繁茂に適し、就中勘察加沿岸に向つて洄游する鮭鱒は頗る豐富にして、且蟹及鱈其の他の魚類も饒多なること判明し、從つて之等の漁業は逐年躍進し、正に北千島漁業の黄金時代を現出しつゝある。

邦人の蘇國領漁業が蘇國側の壓迫により危殆に瀕しつゝある今日、北千島に我が國北方漁業の一大根據地となるべき適當の設備を爲すは北千島自體の開發のみでなく、北洋に於いて從來の沿岸漁業より公海漁業に方向を轉じ、所謂沖取漁業を盛ならしむべ

北千島に於ける鮭罐詰工場と漁獲物

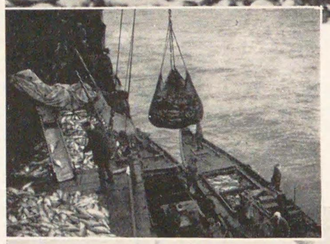

勘察加近海に於ける鮭鱒工船の漁獲物捲揚

勘察加近海の鮭鱒工船

北洋に於ける蟹工船の蟹脫甲作業

き喫緊事となつてゐる。然るに從來は魚族貝藻類の豐富なるにも拘らず、其の位置あまりに僻遠に位する爲事業家の觸手動かずして充分なる發達を見るに至らず、數年前迄は僅かに鱈漁業の外蟹及帆立貝漁業が著手されたるに過ぎなかつた。從つて生産總額に於ても百二十萬圓內外にして、昭和八年より鮭鱒沖取漁業の勃興に依り劃期的發展を見、鮭鱒漁業に於て九年は前年の約三倍に當る八百七十四萬圓といふ驚くべき産額を示し、更に十一年は躍進し、鮭鱒漁獲高のみにても二千三百七十萬餘圓、其の他を合し生産總額は二千八百萬餘圓に達し、實に本道水産總額の三分の一に相當するの盛況である。從つて從業者も著しく增加し一萬二千餘人を算へ、漁船數は昭和八年以前に於て僅かに八十隻(動力船)內外に過ぎなかつたが、十一年度に於ては五百隻となり何れも激增してゐる。之を漁業別に見れば鮭鱒流網漁業根據地は幌筵島及占守島を主とし其の數二百隻に達し、又鮭鱒定置漁業も著しく盛んとなり六十箇統の著業を見、鮭及鱒の總漁獲高は五千六十萬尾に上る。而して白鮭及鱒の大部分は鹽藏され紅鱒及銀鮭の大部分及鱒の一部は罐詰原料として十二箇工場二十二ラインの工場に供せられるが、之が罐詰製造高は五十六萬函に達し前年より十四萬函の增加である。

鱈漁業は大部分占守島及幌筵島を根據地として行はれ、之に從事する船舶數は發動機船及川崎船百六十八隻、從業者は二千四百人にして漁獲高は一隻當平均四、五萬尾にも上る。之等は主として開鱈及鹽鱈に製造せられ、又肝臟からは肝油が製出される。

蟹漁業は罐詰工場四箇所、是に所屬する漁船數十五隻にして、昭和十一年度は極めて豐漁にして三萬六千函の生產を擧げてゐる。而して北洋漁業は蘇國領輸送は主として北海道廳命令航路の補助定期汽船に依るが、運賃の高價なるは事業の進展上將來考究を要する問題である。

北洋漁業　北洋漁業とは北緯四十二度以北、朝鮮と蘇國の國境より北方の日本海、オホーツク海及白令海に渉り、北海道、樺太及千島の沿海を除きたる範圍に於て行はれる漁業を指稱し、其の內重要漁業區域は約五十三萬平方浬に渉り、之を英國北方のノースシーの漁業區域に比較すれば約四倍の廣さを有してゐる。而して北洋漁業は蘇國領沿岸漁業、工船蟹漁業及母船式鮭鱒漁業等に別れ、其の外汽船トロール漁業、魚糧工船漁業及捕鯨漁業等も擧げられるが、此等は未だ充分とは言ひ得ないが、將來は頗る有望視されてゐる。而して此等の漁業に投下される資本は三、四千萬圓に及び、從業者は約三萬人內外に達し、其の生產總額は四、五千萬圓を上下し、罐詰其他の製品となつて諸外國に輸出される金額は實に二、三千萬圓に達し、國際貸借關係の改善に資するところが頗る多いのである。

而して蘇國領沿岸漁業はポーツマス條約に基く漁業條約に依り蘇國領極東州の領海に於て行ふもので勘察加半島沿岸は最も殷盛である。昭和十一年に於ける邦人經營漁區數は蟹漁區十七、鮭鱒漁區三百五十七にして使用船舶は百五十隻、艀船其他二千百隻に及んでゐる。之が主なる漁獲物は鮭鱒及蟹であるが、鮭鱒類の漁獲高は五十六萬石にして之等は殆んど罐詰と鹽藏とに製造せられ、罐詰生產高は百八萬函、蟹罐詰は四萬八千函である。

蟹工船漁業は公海に於て蟹を漁獲し船中に於て罐詰製造を爲すものである。從つて其の船體は相當大なるものにして二、三千噸級のものが多く、中には八千噸にも達するものもある。更に一隻の工船には三、四百人の漁夫及雜役夫が乘船してゐる。

昭和十一年に於ける工船數は八隻にして其の罐詰製造高は約十八萬五千函に及び、其の價額は約八百萬圓である。又鮭鱒沖取漁業等は最近の著業にして、工船蟹漁業と同

じく船内に於て漁獲物を處理加工するもので、其の操業區域は公海である。昭和十一年の出漁母船數は六隻、附屬漁船數百七十隻にして罐詰製造高は約二十八萬函、其の價額は七百萬圓に達する。

尚外に魚糧工船漁業一件及鱈漁業數件あり、其の他漁業は全く未知に屬するが、將來の開發は大いに期待されるところである。

(五) 水產業指導竝檢查機關及團體

(イ) 北海道水產試驗場　明治三十四年地方費を以て水產試驗場を小樽市外高島町に設立し、爾來本道の水產に關する調查試驗を施行して來たが、明治四十三年所謂第一期拓殖計畫の樹立に當つて之を國費の經營に移し、同時に明治三十年以來高島町辨天島に國費を以て經營せる水產調查所を水產試驗場に合併して其の事業を繼承し、明治四十三年室蘭、釧路及稚內の三箇所に、超えて大正五年根室に水產試驗場員駐在所を置き、翌六年各駐在所を支場に改め、大正十四年釧路支場を廢止し、新に昭和三年函館市に支場を設置し、次で昭和六年本場を余市町に移し、又昭和七年室蘭支場を廢止して函館支場に合併し、宗谷支場を稚內と改稱し以て今日に及んで居る。之等本場及支場の事業は調查及試驗の二に分ち、調查は本道主要水族たる鰊、鮭、鱒、鰈、鯖、鰮、海藻類、鮑、海扇及柔魚等を始め其の他各種水族に關する科學的調查研究をなし、漁業經營竝漁業政策に關する根本的基礎方針の確立に努め、尚試驗は漁撈、製造及養殖の各部門に之を分ち、專ら經營上の指導奬勵に資してゐる。更に漁村の中堅人物養成の目的の下に年々數十名の水產教習生を收容し、漁業家に必要なる專門技術を授くると共に人格の陶冶を圖り、所期の目的の達成に邁進してゐる。

(ロ) 北海道水產物檢查所　本道に於ける水產物の檢查事業は其の由來古く明治初年既に根室地方に端を發し、更に明治二十二年には本道東海岸に於て昆布生產業者が組合を組織し昆布の檢查を施行したるに始まる。爾來水產物の增產に連れて之が檢查事業も逐年盛となつたが、其の實情を看る時は檢查主體が民間團體なる爲檢查標準區々に亙り檢查の統一を缺くの嫌あり、其の爲動もすれば本道水產物全體の聲價を失墜するの結果を來し、商取引上圓滑を期し得ざるを以て、世論は擧げて權威ある全道統一檢查機關の設置を要望し、道營檢查の機運漸く茲に熟し昭和八年度に至つて北海道水產物檢查所を札幌市に設置し、且全道主要生產地十五箇所に支所を置くことゝなつた。

而して昭和十年度中全道に於ける檢査數は生産檢査七百二十六萬四千餘點、改造改修檢査二十四萬九千餘點、此の總數は七百五十一萬三千餘點に達し、前年度に比し約二百五十五萬點の減少を示してゐる。尙其の檢査點數の多い品目を揭ぐれば左の如く、右の總檢査點數の六割八分を占める。

主要品目	檢査點數	主要品目	檢査點數
長切昆布	一、三七、三一一 噸	折昆布	三七五、七〇九 噸
鰛粕	八三七、二七一	厚葉昆布	一九五、六九三
鰛油	五八八、〇六三	鰮の子	一七三、四五一
胴鍊	四一四、九五五	鍊粕	一六六、九六一
生身鍊	四一四、四四〇	棒昆布	一三五、三三四
漉海苔	三九五、四三八	葸長昆布	八六、二五〇
		元揃昆布	八三、七七〇 噸
		身缺鍊	八一、〇四九
		鰯	四七、七五九
		花折昆布	三三、八〇一
		計	五一、四六、一六四

(ハ) 水産會　本道に於ける郡市水産會は、大正十一年に室蘭及膽振兩水産會が設立せられたるを初めとし、漸次全道各地に設立せられるに至つたものであるが、其の間分割及合併等幾多の變遷を經て今日に至つてゐる。而して其の數は昭和九年北千島占守郡一圓を地區とする北千島水産會の設立を加へ、現在其の數二十に及ぶものであつて、之等の連絡統制を期する爲大正十二年北海道水産會の設立を見るに至り、漁村子弟に對し水産技術の指導をなす等、本道水産業の爲資する所尠くない。

(ニ) 水産組合　水産組合は其の起源は遠く明治十七年三縣時代に發し、爾來全道に普及して明治三十五年舊漁業法施行後は其の數七十に達するに至り、更に明治四十一年には札幌市に北海道水産組合聯合會を組織して斯業に寄與しつゝあつたが、大正十年水産會法の施行以來原則として水産組合を水産會に變更せしめる事となり、尙大正十三年には聯合會も解散するに至つたので、現在では特殊な水産業者の結合として十一組合を有するに過ぎない。其の內機船漁業水産組合は三、鮭鱒養殖水産組合は七、水産製造水産組合は一である。

(ホ) 漁業組合　本道漁業組合は現在百六十にして府縣の漁業組合の如く漁業組合制度施行前より漁業者の組合を結成せる歷史なく、舊漁業法に基きて設立されたもの五十二に過ぎず、其の他は何れも明治四十四年以降の設立に係る。而して近年漸く漁業組合をして漁村經濟の中樞機關たらしめ、且其の機能を活用して漁村更生を企圖せんと

する氣運頓に勃興するに至つた。卽ち組合に於ける共同施設事業の如きも漁獲物の處理改善をなすと共に協同組合に改組して販賣事業を營むもの多く、着々事業内容の充實を見るに至つた。今後漁村經濟を左右するものは漁業組合たるべきは疑を容れず、本廳に於ては其の活動を促す爲、水産物共同製造施設等重要なる共同事業に對し奬勵金を給して其の發展を策しつゝある。

以上本道に於ける水産團體を行政區劃別に見れば左の如くである。

行政區劃別水産團體數一覽（昭和十二年四月二十日調）

行政區劃	郡市	水産會	道水産會	漁業組合	漁業組合聯合會	水産同業組合	協同組合	漁業組合	輸出組合	その他の法人	計
石狩支廳		一									四
後志支廳		一									一七
檜山支廳		一									二
渡島支廳		一		二							三五
膽振支廳		一									八
日高支廳		一									一四
十勝支廳		一									二
釧路國支廳											
根室支廳		一		三							一七
網走支廳		一									一
宗谷支廳		一									五
留萌支廳		一									一四八
札幌市				一							七
小樽市		一									二
函館市		一									三
室蘭市		一									一
釧路市		一									二
計		一七		一							一九五

(五) 林業

(一) 概況　拓殖の進展に伴ひ森林面積の減少と其の蓄積量の漸減は固より免がれぬ所であるが、本道には尙全道面積の七割に當る六百七十五萬町歩（別表森林面積區分參照）の廣大なる森林地積を包擁し、而かも其の多くは千古斧鉞の入らざる鬱蒼たる天然林である。林相は濶葉樹林、針葉樹林及針濶混淆林の三種であり、其の藏す

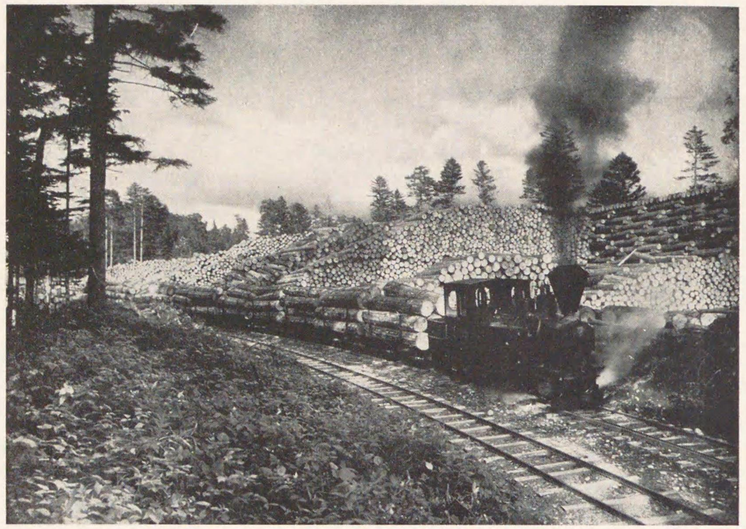

森林鐵道と山土場

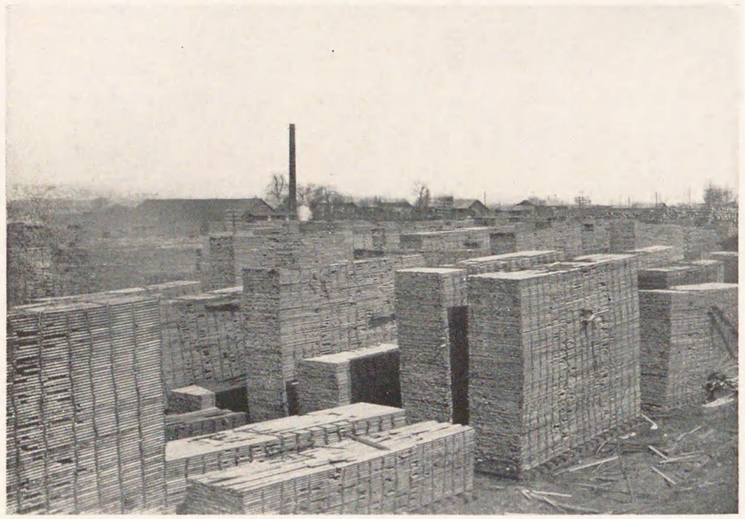

三井製材工場（砂川町）

る材積も二十二億石に達し無限の富を保有してゐる。而して一面に於ては人工造林及天然更新事業の進展を圖りつゝあるを以て、本道林業の將來は各種用材及薪炭材の供給地として永遠に其の實を保持するであらう。

(二) 林野面積及林相　本道の森林面積は之を所有上から御料林、國有林、大學演習林、其の他の官有林及道有林、市町村有林、社寺有林、私有林に分たれるが、其の總面積は六百七十五萬町歩にして、其の中國有林最も多く總面積の五割二分を占め、私有林の二割一分、御料林の一割二分、道有林の一割等相次いでゐる。

而して林相は針葉樹、濶葉樹及針濶混淆林の三種に大別される。針葉樹は南西部に少く、北東に進むに從つて漸次增加してゐるが、之れは南西部に元來少なかつたのと多年に亙り伐採せられた結果である。濶葉樹は本道森林面積の大半を占めてゐるが、同一樹種の純林は極めて稀であり、針濶混淆林は針葉樹と濶葉樹とが不規則に混淆し、老大な濶葉樹の下には針葉樹の稚樹若くは壯樹が點生又は群生してゐるのが普通である。

本道森林面積區分表

區分	針葉樹林	濶葉樹林	針濶混淆林	計	無立木地	合計	千分率
御料林	二四、九七一・九町	四一一、七二六・一町	三三七、七六七・一町	七七四、四六五・一町	一四、二七七・二町	七八八、七四二、三町	一一七
國有林	七八九、七九七・一	二、〇一八、三七〇・四	五三三、五五一・二	三、三四一、七一八・七	一六八、四九〇・一	三、五一〇、二〇八・八	五二〇
大學演習林	九、四八七・六	二四、八八八・六	四三、六一〇・五	七七、九八六・七	二〇、九五三・三	九八、九四〇・〇	一五
其他官有林	二、九一七・一	二四、八六三・〇	一六、七八六・四	四四、五六六・五	四三、一五五・八	八七、七二二・三	一三
公有林 地方費有林(道有林)	四、六七五・八	二二五、一五一・三	三六二、六六六・一	五九二、四九三・二	六五、二三五・八	六五七、七二九・〇	九八
公有林 市町村有林	一三、九七一・〇	五七、八四八・九	三四、三一四・八	一〇六、一三四・七	四五、四七〇・一	一五一、六〇四・八	二三
公有林 部落有林	三〇五・四	九三五・二	一一一・四	一、三五二・〇	六九三・一	二、〇四五・一	〇
公有林 其他公共團體有林	三五一・七	五、一五五・〇	一、八一九・四	七、三二六・一	一、八三一・六	九、一五七・七	一
公有林 合計	一九、三〇三・九	二八九、〇九〇・四	三九八、九一一・七	七〇七、三〇六・〇	一一三、二三〇・六	八二〇、五三六・六	一二二
社寺有林	五三五・三	六九五・〇	四二四・二	一、六五四・五	八七七・〇	二、五三一・五	〇
私有林	九二、八四九・二	四七六、一一七・九	二三二、九九〇・七	八〇一、九五七・八	六三五、九三一・八	一、四三七、八八九・六	二一三
合計	九三九、八六二・一	三、二四五、七五一・四	一、五六四、〇四一・八	五、七四九・六五五・三	九九六、九一五・八	六、七四六、五七一・一	一、〇〇〇

備考　一、御料林以下其他官有林迄は十年度末調、公有林以下は八年末調である。
二、本表各林野面積には高峻地帯、不毛地、林業附帯地、貸地等を控除し施業地のみを計上す。尙御料林面積には新冠牧場及不要存地を含まず。

(三)　林產物　林產物は拓殖の進展と共に年々增加し、各種建築用材、鐵道枕木、製紙原料材、薪炭材及電柱材等を其の主たるものとし、又船材、車輛材、家具及木工材

等の産額も多く、一時は道内及府縣の需要に應ずるは勿論、遠く支那歐米諸國に輸出するもの巨額に達したることもあるが、近年は財界不況と米國材及沿海州材の壓迫に依つて不振を續けて來た。然るに昭和八年に至り本道の木材界好況に入り、九年度に於ては樺太材の島外移輸出減少と國内に於ける大量需要とによつて異常の好景氣を招來したが、昭和十年に於ては價格の下落に伴ひ伐採を手控へたる爲林産總額（内木材價額は山元素材價額とす）二千八百十八萬餘圓を示し、前年度に比して三百二十七萬圓の減少である。尚本道山林の蓄積豐富なる點より見て、國内の一大供給地として其の聲價を保持することは至難ではあるまい。之等林産品中主要なものゝ生産趨勢を示せば左の如くである。

林産物價額

年次	角丸太材		鐵道枕木		薪炭材		製紙原料材	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和十年	六、二三七、〇六四石	二四、二七二、八〇五円	八九六、一八五挺	八〇〇、二三五円	一、七八四、二九〇棚	五、七九八、六六九円	九九四、九八一石	三、七〇四、二三七円
昭和九年	六、八八六、七九三	二六、二四七、八〇〇	一、一九九、七五七	一、〇一〇、七四〇	一、七六三、五三三	六、一〇〇、七五二	三、四三五、八〇一	
昭和八年	五、七五六、七六〇	一七、八四四、〇〇五	九五五、七〇〇	七七一、三九九	一、七四九、五九一	五、七四六、九九二	二、一三八、〇四七	

年次	角丸太材		鐵道枕木		薪炭材		製紙原料材	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和七年	四、八三九、四七六	一二、七〇三、六六六	四八六、六九七	三〇二、三九二	一、九一六、一八三	四、五三四、六一九	六四三、五四三	一、五七七、四五一
昭和六年	四、三八八、三五二	一〇、〇四三、二六〇	六三八、八〇〇	四〇五、六九三	一、八〇七、三〇五	四、五九五、八六一	七二〇、五七三	一、八七二、九三六
昭和五年	四、四四九、五四一	一一、八三七、四二一	七一〇、五三三	五二二、七一〇	一、六八一、七八六	五、三三三、七八三	八八三、〇二一	二、一三三、五〇〇
昭和四年	五、六九〇、六三九	一七、九九九、六八二	八八三、〇二一	七四九、九八一	二、〇三〇、〇九八	六、九一一、三八四	三、二〇八、〇三一	三、六三三、〇七三
昭和三年	五、三八一、四八〇	一八、〇〇一、〇五七	九二六、八七四	八〇九、〇九二	一、八四五、七九九	六、八二一、九五六	四、二七〇、八三一	四、二七〇、八三一
昭和二年	五、八六三、九八三	一八、八二九、〇〇六	九二六、八七四	八〇九、〇九二	二、〇九五、六〇〇	八、〇七二、一六〇	四、八五五、二〇八	四、八〇四、二〇〇
昭和元年	五、七〇三、一四三	一八、二八八、一八三	一、二八五、〇九〇	一、〇八二、四三七	一、九八四、三一七	七、六七七、五八八	五、四〇〇、二六三	五、四〇〇、二六三
大正十四年	六、三六〇、三四八	二〇、三八〇、八三三	七二一、〇六六	一、〇八二、四三七	一、九二五、〇一五	八、九八一、八一八	三、五一六、二四九	三、五一六、二四九
大正十三年	六、八〇六、〇九三	二三、一〇〇、八七九	九四九、四一七	一、〇二四、一八八	二、一六七、二一八	八、五五四、九九九	五、五六六、一七〇	五、五六六、一七〇
大正十二年	六、九二九、五三四	二三、〇一〇、九八九	八七九、一六五	一、〇一四、六四一	二、四五〇、四五二	八、六六二、三四四	四、五三一、六八三	四、五三一、六八三
大正十一年	六、一四七、五三二	一九、〇八二、八七三	九九九、四〇八	一、一九六、八四四	二、七三三、二〇七	八、二四四、八四七	四、〇一〇、八〇七	四、〇一〇、八〇七
大正十年	五、八六六、七七一	一九、五八〇、五九三	九一二、六四〇	一、〇六一、五三一	二、六一五、四一六	七、九七八、一〇一	三、六三四、六三八	三、六三四、六三八
大正九年	六、九二一、一六一	二三、三三一、五七四	九四九、四〇八	一、一九六、八四四	二、六三一、八七九	七、九四一、九六一	三、二六五、七六一	三、二六五、七六一
大正八年	七、九四四、一二七	三三、六一〇、七九三	九二三、六四〇	一、一九六、八四四	三、二六五、七六一	八、二四六、九六九	三、二四六、九六九	三、二四六、九六九
大正七年	七、二四二、九〇五	二〇、一九三、三一五	九六一、七二三	一、一九六、八四四	三、一三〇、七九三	一〇、〇三五、九五八	三、一三〇、七九三	三、一三〇、七九三
明治四十二年	四、四七二、六七五	二、一四九、三四九	七五二、二〇六	一、一八一、八三四	五八七、七〇	一、一八一、八三四	七二、〇〇〇	四二、〇〇〇

(四) 林業指導竝檢査機關及團體

(イ) 北海道林業試驗場　札幌市の東方約五里、函館本線野幌驛附近にあり、明治四

十一年の創設に係り、三千四百五十五町歩の國有林を擁し、之を試驗林として林業に關する各種の試驗を實施し、本道林業指導の萬全を圖つてゐる。其の試驗事項の主なるものは（一）造林に關する試驗、（二）利用に關する試驗、（三）森林保護に關する試驗等であつて、右試驗成績を發表して之が普及に努め其の應用實施を圖つてゐる。

（ロ）北海道林産物檢査所　本道林産物の聲價を一層發揚せしめ、內外取引の向上を圖る爲、茲に北海道地方費事業として林産物の檢査を施行することゝなり、昭和九年四月新に北海道林産物檢査所の設置を見るに至つた。本所は北海道廳內に事務所を置き、全道一圓に支所十八箇所、駐在所六十四箇所を配置してゐる。

檢査品目は本道內に於て生産したる針葉樹及濶葉樹の素材及製材にして道外に移輸出されるもの、又道內に於て消費される製材品の主なるものを網羅してゐる。之に依つて今後內外市場の取引は益々圓滑となり需要者の受ける利便は一層大なるものがあらう。尙檢査所は檢査規則に依る事項の外、林産物の改善指導、林産物の利用竝需要供給、取引の調査に關する事項を掌るものである。

（ハ）森林防火組合　既往に於て連年山火被害の甚大なりしに鑑み、之が豫防竝消防の徹底を期する爲、大正三年廳令を以て森林防火組合設置規則を制定して、常に山林原野の火入れ及焚火等を注意警戒せしめ、組合員中より山火豫防臨時巡視人を選任して相互連絡を計り、以て山火を未然に防がしめ、更に山火の際は一致協力して其の被害を尠からしめる等、鋭意森林保全に努めて來た。全道に於ける組合數は一千三百四十七に及び、組合人員は十二萬七千八百十六人に達し、逐年效果的活動をなしつゝある爲、最近に於ては山火の被害が頗る減少した。

（ニ）北海道林業會　北海道林業會は本道民間林業の改善發達を圖る目的を以て、明治三十五年之を創立し、大正十一年には社團法人組織に改め今日に及ぶものである。現在會員は二千六百名を有し、又全道に支廳を單位として支會を設け、以て地方的に必要なる林業施設を講じつゝあるもので、其の事業の主なるものは（一）民有森林の調査及森林に關する課稅調査を爲し、（二）耕地防風林、屋敷林竝苗圃其の他林産物關係品評會、共進會等の開催、造林用種子及苗木の配給斡旋等を施行し、（三）愛林植樹に資すべき圖書竝機關雜誌等の刊行を爲しつゝあるものである。

王子製紙株式會社苫小牧工場

大日本麥酒株式會社札幌支店

(六) 工業

(一) 概況　本道に於ける工業は開拓使廳の企畫に始まり、專ら官業を以て製糖、製粉、麥酒及罐詰等の各種工業を興して之を經營するに至つたが、爾來民間の營利事業としては見るべきものなく、多くは試驗的で其の規模も亦大なるものはなかつた。然るに北海道廳設置後は官業の全部を民業に移し、從來の直接經營の方針を捨てゝ資本の移入を計り、民間事業に對して間接保護助長策を執るに至り、茲に資本主義的色彩を帶びたる近代工業勃興の萠芽を見るに至つた。

爾後二十餘年間は所謂本道工業の創成期を成して各地に新規事業の計畫を見、大小の工場簇出し內容の整備も亦行はれて著々穩健なる發達を遂ぐるに至つた。

大正年間に入るに及び歐洲大戰亂の勃發に遭つて未曾有の盛況を呈し、一躍戰前に數倍するの躍進振りを示し、其の產額は一億五、六千萬圓に達し、遂に本道產業の首位を占むるに至つた。爾來近代的各種工業の勃興に連れ漸次隆盛に趨き、昭和四年には一億八千七百萬圓に達するの隆盛を示した。然るに近年は財界不況の影響を受けて既設事業の操業短縮を餘儀なくされ戰時の如き活況を見ず、昭和七年は未だ

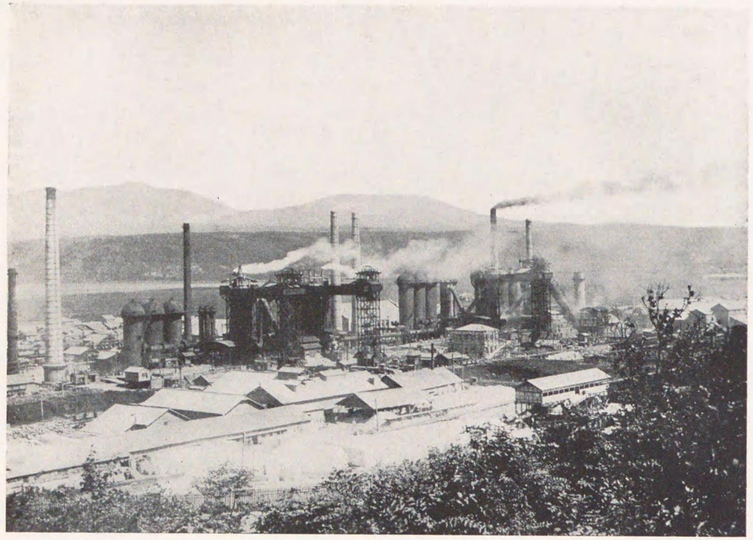

日本製鐵株式會社輪西製鐵所（市 蘭 室）

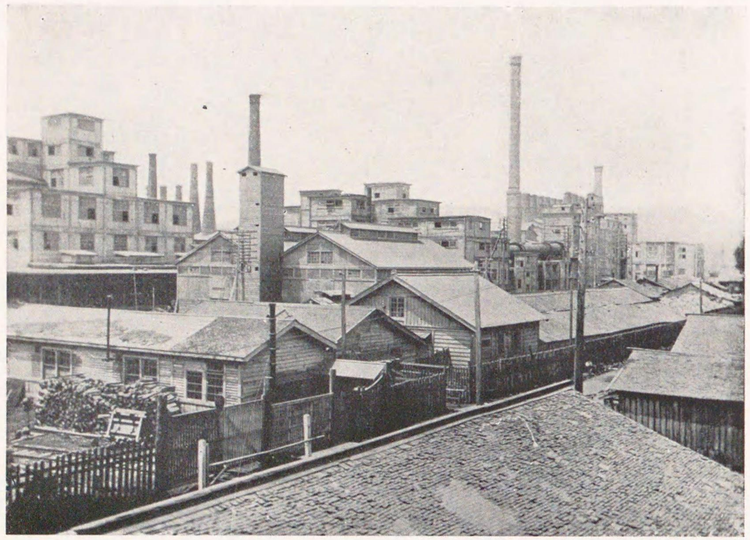

淺野セメント株式會社上磯工場

（昭和十一年九月十二日津輕要塞司令部檢閱濟）

不況の域を脫せず一億三千五百餘萬圓に過ぎなかつたが、翌八年に入りて稍々活況を呈し、一億七千五百五十餘萬圓を擧げて昭和四年の記錄に接近した。次で九年に至りては一億九千九百三十八萬餘圓を、更に昭和十年には一躍して二億三千二百三十五萬餘圓を算し記錄を更新するに至つた。斯かる狀況は最近に於ける財界の好轉及軍需品工業發展の影響と對外爲替安に由る道產品輸出の增加等に依るものと見られる。

然るに本道工業は少數なる大規模の事業を除く外は概ぬ小資本にして、技術的に尙幼稚の域を脫せざるもの多く、日用品の如きは內地府縣より移入するもの尠からざる狀態である。現在大規模に經營されてゐる工業は麥酒、製麻、製紙、製糖、釀造、製粉、製酪、製鐵、製鋼、金製錬等であつて、此等の諸工場は各地に存在するが、本道は工業原料たる海陸產物の豐富なると、之が原動力たる石炭及水力電氣の供給潤澤なるとは相倚り相扶け、斯業の發達を促進するには充分なる素地を有するものである。今此等の工業を原料別に依つて觀察するに、**農產物**よりは淸酒、麥酒、製粉、澱粉、製麻及製糖、**畜產物**よりは牛酪、煉乳及粉乳、**林產物**よりは製紙及木製品、**水產物**

よりは罐詰、鹽化加里及沃度、**鑛産物**よりはセメント、製鐵、諸機械及人造肥料等の生産が其の主なるものであつて、就中最近の勃興に係る製糖及乳製品工業は、本道農業政策上重要なる使命を有し、其の發達の狀勢は今後刮目に値するものがある。其他澱粉の殘滓を利用せる燒酎及酒精製造の實現等幾多化學的製法の研究も著々完成されつゝある。此の如く本道は一大工業地たるの素地を有するが故に更に資本の移入と技術の向上を圖り、他面本道に於ける原始生産の行詰りを打開し、加工産業への飛躍を試むべきは刻下の急務である。

今本道工業生産額の趨勢を示せば左の如くである。

(一) 工業別工産額調

年次	紡績工業	金屬及機械工業	窯業	化學工業	木製品工業	食料品工業	其他工業	合計
昭和十年	八、〇八五、〇七〇円	四六、九一九、七九九円	六、九九六、一〇二円	五二、四五三、四六六円	九、一二九、六〇四円	八四、五二三、七九二円	二四、二四二、八八七円	二三二、三五〇、七二〇円
昭和九年	八、八二三、二三二	三四、九〇三、七八七	六、二六七、七二九	四八、〇八〇、一七五	一〇、九六一、〇七九	七〇、二〇五、六四四	二〇、一四二、〇六四	一九九、三八三、七一〇
昭和八年	七、八四一、四一七	二四、七〇一、九二四	五、一八四、五七〇	四六、九八五、五二三	九、八九五、二三四	六三、四七九、二五六	一七、二六六、三八三	一七五、三五四、三〇七
昭和七年	七、〇〇三、六一一	一四、四〇五、六六〇	四、四二二、九三八	四五、〇五〇、七九八	八、五四一、二六二	四一、一二〇、八〇八	一四、一七〇、九八四	一三四、七一六、〇六一
昭和六年	六、八六〇、二八七	一三、八五八、〇六九	四、一三二、七三六	三五、四四九、三四九	八、〇三〇、三三二	四一、五七四、九一八	二〇、一四五、六三九	一三〇、〇五一、三三〇
昭和五年	七、八七三、四五六	二六、〇〇一、一九〇	四、四三三、一五四	四四、八二九、八八〇	八、九五六、〇〇四	五八、七三六、二三二	二一、八一七、一八四	一七二、六四七、一〇〇
昭和四年	九、九四八、五九六	二五、三二六、七〇五	八、五九六、二五九	五三、八七五、三六〇	九、四〇九、九七八	五八、七五五、〇八二	二一、三四五、七五〇	一八七、二五七、七三〇
昭和三年	八、七八五、九四二	二〇、九四四、九六一	八、七〇六、八九九	五三、八五七、三二一	一〇、四二四、三三五	五六、三六八、四二三	一一、一六九、〇四五	一七〇、二五六、九二六
昭和二年	八、九八一、三三六	二一、七八五、七〇〇	一〇、〇二三、〇〇四	五二、九七六、四二六	九、一六七、三三四	五四、九八四、七五二	八、一二三、六四九	一六六、〇四二、二〇一
昭和元年	一一、九〇三、三八七	二〇、〇六三、六五一	一〇、四九三、二〇二	五一、九一三、四八五	一〇、〇四七、六六九	五八、〇四五、〇五二	六、六九八、三七九	一六九、一六四、八二五
大正十四年	一四、〇五一、六七七	一九、二三四、四〇六	一〇、四八三、七五七	五一、六五一、八一七	九、〇八九、九四〇	五八、五八三、一五六	七、五九六、八九五	一七〇、六九一、六四八
大正十三年	一三、三二一、四七二	一五、七〇九、三七二	一〇、八二〇、四七九	五〇、四四四、五五七	一〇、四九六、〇一九	五八、五三〇、九四九	六、四六、四一六	一六五、七二九、二六四
大正十二年	一二、六七一、三六八	一六、二三二、九一三	一三、八六六、〇四四	四三、一二〇、三六七	一〇、六五五、九九九	五三、九四二、九三二	五、七六〇、九二三	一五六、二五一、五四六
大正十一年	一一、七四七、〇三九	二四、六一一、七四三	一三、九四五、九四三	三七、〇〇九、二三七	九、六四一、二二七	四六、〇九三、一〇三	六、二六四、四九二	一四九、三一二、七八四
大正十年	一二、一七七、七七五	二三、二五〇、一九一	七、二八〇、二三六	三四、二一四、五六八	一〇、九六三、二八八	三八、三六八、六八七	五、〇四六、七七〇	一三一、三〇一、五一五
大正九年	九、五〇六、五四一	二三、八五二、二六一	一三、四五九、五八六	三二、七六七、九四七	八、八五二、七五五	四七、七六五、〇五四	一三、八二四、九六三	一五〇、〇二九、一〇七
大正八年	九、七九六、六一七	五三、六五八、三四一	七、八七二、二一六	二七、〇九六、七七三	七、三七〇、一七九	五四、七五七、三二九	四、一四八、五三六	一六四、六九九、九九一
大正七年	一〇、二三八、八四四	四五、八三六、九八六	七、六〇五、〇〇八	二七、二五一、四三一	二、八一八、七六七	四四、〇九九、六四六	二、八八九、五〇四	一四〇、七四〇、一八六
明治四十二年	九四六、七三八	二〇〇、八九九	一、一七六、七〇八	一、六六〇、八九九	六四四、一一八	七、七一〇、三一〇	四六二、四一二	一二、八〇二、〇八四

(二) 重要工産額調 其の一

年次	紙	パルプ	諸機械	釀造物	セメント	砂糖	澱粉	麥酒
昭和十年	三四、五二二、三二八円	二五、五四七円	三四、七七一、八四〇円	二三、一〇二、七五五円	五、九六八、一七八円	一二、二七〇、七三〇円	八、〇九二、八九七円	三、〇八〇、〇〇〇円

年次	紙	パルプ	諸機械	醸造物	セメント	砂糖	澱粉	麥酒
	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和九年	三二、四〇四、三九一	八八、〇〇六	二六、一三八、一二九	一八、四八三、一六〇	五、八一九、五八〇	七、七一七、一二七	五、四九五、九一二	二、九一〇、三三四
昭和八年	二八、一三九、八〇四	一五〇、一七三	二〇、〇〇七、〇〇〇	一七、三九一、一六九	四、四四八、六〇六	八、三六四、三六九	五、三七、六二九	二、一二五、八〇九
昭和七年	三一、〇一七、五九三	六、二九七、三四七	一三、二七八、八七五	一八、二三九、五二九	五、八二四、〇一三	三、一五三、三八一	二、〇三一、五九九	二、〇三一、五九九
昭和六年	三一、〇七八、五一六	三、八〇四、〇七三	一二、七八八、八六五	一六、九一〇、〇四四	六、七八七、四二九	三、五〇〇、〇〇〇	二、三〇四、一三四	二、三〇四、一三四
昭和五年	二八、二七〇、三三〇	七、三一八、五五三	二〇、三五九、四二〇	三二、四一〇、七九九	九、二六一、七〇四	四、七三四、六九一	三、三五九、九一四	三、三五九、九一四
昭和四年	三一、六六四、六六九	一一、三九五、三四五	一九、〇一七、七九三	二三、四一〇、七九九	七、八一一、四六五	四、九四八、九一八	四、〇三三、五四八	四、〇三三、五四八
昭和三年	三〇、六五六、四三三	一一、六七七、〇四八	一五、五三〇、八〇一	二〇、〇〇七、〇〇〇	八、二四一、七九〇	四、二四一、五七三	五、〇六〇、五八四	五、〇六〇、五八四
昭和二年	二九、七四七、八九八	一二、六五五、〇五五	一五、八〇〇、九四四	一七、九一〇、〇四四	七、五五〇、〇〇〇	四、八七一、二二五	四、五八六、六二〇	四、五八六、六二〇
昭和元年	三〇、三六、五七四	一三、六〇一、二〇一	一五、四四八、四七五	二〇、二七九、八五三	九、〇九七、〇〇〇	七、〇七九、〇八七	四、八七九、一二五	四、八七九、一二五
大正十四年	二八、九四九、二四八	一三、六六二、七九五	一五、一四三、一三六	二〇、一九二、八〇一	九、三三四、〇〇〇	七、〇七六、〇六〇	五、七〇、五七〇	五、七〇、五七〇
大正十三年	二七、二三〇、〇四八	一〇、四九五、四二九	一二、二四九、三八四	二三、七四五、三七八	一二、三六八、〇〇〇	七、〇七三、二九〇	三、三五六、七三一	三、三五六、七三一
大正十二年	二六、一〇一、五六三	七、三三八、一一八	一三、五二四、七四四	二〇、一五五、〇四八	一二、六六〇、〇〇〇	三、三三五、六三三	三、三五九、九一四	三、三五九、九一四
大正十一年	三三、七六二、一四七	四、三三四、二九一	二〇、一九二、八〇一	二一、四一〇、七九九	七、八一一、四六五	四、九四八、九一八	四、〇三三、五四八	四、〇三三、五四八
大正十年	二一、六四四、二三五	五、二〇九、一九五	一八、六六六、八七二	一七、三九一、一六九	七、二五〇、〇〇〇	四、五五一、〇〇〇	二、八六四、五一五	二、八六四、五一五
大正九年	一八、六三〇、一八六	五、九四七、九六六	一八、三三六、六三八	一八、三九一、一六九	八、二四一、七九〇	二、八六五、二七三	二、八六五、二七三	二、八六五、二七三
大正八年	一四、〇六〇、八〇〇	七九五、一〇九	二五、八二五、八九四	二〇、三九九、四二〇	五、三九六、八五〇	一〇、八五一、九三	一〇、八五一、九三	一〇、八五一、九三
大正七年	一〇、六三三、八七八	四七七、八〇一	二四、七七七、一七五	一六、〇三三、三一七	五、三七〇、〇〇〇	一八、一九三、〇四八	一八、一九三、〇四八	一八、一九三、〇四八
明治四十二年	五〇三、三〇九	—	二〇〇、八九九	四、九五二、八九八	五四九、三二六	六二五、一二六	五五九、三〇六	五五九、三〇六

備考　パルプ生産額に於ける昭和六年の激減は池田、金山の二工場閉鎖に由るもので、尚八年以降の激減は製紙工場に於て大部分自家消費となつた爲である。

其の二

年次	製麻	製鐵	木製品	薄荷	煉乳	乳製品	其他	計
	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和十年	二、五五八、二六〇	二二、〇三八、九一五	七、五八〇、四一四	四、〇九一、一〇七	六、四六三、三一〇	一、四四二、一一〇	四、一五四、四一一	二一九、三八二、七九三、三九
昭和九年	二、一〇三、一七一	八、七六五、六五八	八、一四一、五一四	三、八五三、一九八	五、五一五、〇五四	一、八四九、三五四	三、五六三、四五四	一〇一、六五五、一、〇五九、五一七
昭和八年	二、〇八三、〇五九	四、二三〇、〇六八	七、八五七、七三三	四、一六〇、〇一六	五、五一四、九七五	七六七、五四八	三、四一五、五六三	二一七、二〇〇
昭和七年	一、八六三、五〇三	一、六三八、五九四	七、三四七、九九二	三、七九三、三七三	六、三三四、四〇五	二、三六二、一〇五	二一五、一四三	六、八四四、〇五五
昭和六年	一、九一六、四五三	二、一八〇、一六六	二、六五五、二七三	二、〇八一、四五一	三、三五五、八五八	二、五三〇、三三三	二一六、二〇〇	六、七二二、四〇六
昭和五年	二、〇五八、八五五	四、四五六、一〇四	八、九五六、〇〇四	二、六四三、五八四	六、三〇七、七四九	三、四九二、〇三三	一二、六三五、〇三九	五、七一〇、五七四
昭和四年	二、四一七、九三五	四、九四九、九五九	九、四〇九、九七八	三、七四四、二七一	四、四三四、四〇四	一、四四四、一一〇	一一、六三八、四三九	四、九三九、一一八
昭和三年	二、三五三、五九三	四、六五五、六八八	一〇、四二四、三三五	三、五三一、〇五五	八、六三五、三三三	一、九三二、一三五	一〇、三五一、〇五一	四、一〇三、一一四
昭和二年	二、九二四、七二七	五、二八〇、五〇八	一〇、〇四九、八二六	三、七五八、一四六	八、八三五、三三四	一、九三二、一三五	一〇、三五一、〇五一	四、一〇三、一一四
昭和元年	五、八一〇、四一三	四、〇四九、八二六	九、八七四、九四〇	三、五〇八、五五三	八、八三五、三三四	一、九三二、一三五	一〇、三五一、〇五一	四、一〇三、一一四
大正十四年	四、九八七、五〇六	四、九四五、八六八	六、八三五、一三一	二、九三九、九四〇	三五六、一二七	—	九四三、六六六	七五二、九五一
大正十三年	四、二二七、九四三	五、三六、七四一	五、三六九、二七八	二、八〇三、四五一	—	—	九一〇、五九〇	八八、五七八
大正十二年	四、六七一、一八八	二、二三三、九一一	二、七八一、八一三	二、一九五、八一三	—	—	五九四、九九五	六一、九八六
大正十一年	五、七〇九、四二四	九、六四一、一三七	二、三五二、四九八	二、〇三七、九八五	—	—	五四二、四四八	三、七五六、一八八

年次	製麻	製鐵	木製品	薄荷	乳製品 煉乳	粉乳	牛酪	其他	計
大正十年	六、五三九、八〇四 円	三、五八六、八三〇 円	一〇、九六三、二八 円	一、二〇七、六七九 円	一、八七五、五〇一 円	— 円	四四九、一一七 円	二、三五五、一五九 円	
大正九年	六、〇三七、〇五七	一一、二九六、四六六	八、八五二、七五五	一、〇五六、〇六六	一、五七〇、八三	—	三六、八一一	二五、五〇〇	一、九二三、一八三
大正八年	五、九三五、三三五	二一、八五三、三〇八	七、三三〇、一七九	一、〇四四、一六七	一、九六二、〇八六	—	三一〇、六三四	三五、〇六六	二、一一七、七八六
大正七年	五、二四四、一三一	一三、四七八、八八三	二、八一八、七六七	六七七、五一四	一、〇四五、七二一	—	三三四、八一一	三六、八九八	一、二〇四、四三〇
明治四十二年	五二四、〇二〇	—	六四四、一一八	一七、〇〇八	—	—	四三、〇五五	三、六七六	四六、七三三

備考　其他はカゼイン、チーズ、ヨーグルド、ハム、ベーコン及ソーセーヂ等を總計せるものである。

(二)　工場及職工數　本道の工場は各種の業態に渉つて雜然たるものがあり、其の規模も大小に相當の懸隔がある。例へば製鋼、製鐵、製罐、製紙及麥酒等の諸工場は我が國に於ける有數の大工場であつて、其の規模頗る廣大にして他の追從を許さないが、爾餘の大部分は概して小規模組織である。

尙昭和十年末の工場數は二千四百三十五、其の職工數は四萬二千五百八十六人であつて、前年に比較すれば工場數に於て百二十七、職工數に於て六千七百五十八人の增加である。卽ち之を表示すれば次の如くである。

工場及職工數

年次	工場數 原動力を用ふるもの 一種	二種以上	原動力を用ひざるもの	計	職工數 人
昭和十年	一、七三六	一三二	五六八	二、四三五	四二、五八六
昭和九年	一、六五八	一七一	四七九	二、三〇八	三五、八二八
昭和八年	一四七一	一二〇	三九五	一、九八六	二八、六七五
昭和七年	一三九二	一〇一	三六六	一、八五九	二八、一九八
昭和六年	一二二三	八三	四三五	一、七四〇	二四、八三六
昭和五年	一一三三	七五	四〇九	一、七〇六	二六、七三三
昭和四年	一三一二	七五	三九六	一、七八三	二〇、三八五
昭和三年	一一〇八	一〇三	二七七	一四八八	二一、六三一
昭和二年	九八七	九五	二六一	一、三四三	二〇、九〇二
昭和元年	九七七	九〇	二三六	一、三〇三	二一、九六八
大正十四年	八七八	八五	二〇八	一、一七一	二一、〇六四
大正十三年	八六一	八八	一九一	一、一四〇	二一、四八〇
大正十二年	八七〇	九二	二〇五	一、一六七	二一、四九〇
大正十一年	二、七九七	二一	三八三	三、三〇一	三六、八七二
大正十年	三、三三八	九九	三九七	二、七三四	三六、一三三
大正九年	二、三三八	一二三	二八五	一、三〇九	七六、二七九

年次	工場數			職工數
	原動力を用ふるもの		計	
	一種	二種以上		
大正八年	九一二	八五	一、二一五	五九、八一八人
大正七年	二五〇九	三五八	二、九七三	五一、四八五
明治四十二年	一一五	四七	二五五	一、七五〇

備考　大正十二年以前の工場數は五人以上の職工使用工場のみで、同年以降の動力使用工場若くは五人以上の職工を使用するものを掲げ、尚昭和四年以降は職工五人以上使用する設備を有するものに就いて調査した。

(三)　各種工業の狀況

紡織工業　本道の紡織業は幕府時代に之が奬勵の端を發して居るが、當時は單なる婦女子の副業に止まり、何等見る可きものがなかつた。後開拓使時代に札幌に紡績場を設置し、明治二十年北海道製麻株式會社（後帝國製麻株式會社と改稱）の設立を見、爾來着々穩健なる發達を遂げ、本道の特産たる亞麻を原料とする製麻、紡績、麻絲及麻織物等は著しく進展し、製綿業も亦各所に於て發展してゐる。然し濫觴の古い絹織物業は尚屋内工業の域を脱せず遲々として不振の狀態である。

機械工業　本道に於ける機械工業は多種多様であるが、其の代表的なるものは金屬製錬、兵器、造船及製罐等であるが、尚鑄物、原動機及農業用器具機械の製造等があり、近時軍需工業の擴張と共に益々隆盛に趨きつゝある。此等工業の重なる會社は株式會社日本製鋼所室蘭工場、函館船渠株式會社及北海道製罐倉庫株式會社等であるが、小規模の工場も相當に多く見るべきものがある。

窯業工業　本道に於ける窯業はセメント、煉瓦、硝子製品、陶磁器及コークス等であるが、セメント及コークスの製造を除いては他は概ね規模小にして未だ幼稚の域を脱せず、從つて產額も寡少で今後の發達に俟つ所が多い。斯業の代表的なものには淺野セメント株式會社上磯工場がある。

化學工業　本道に於ける化學工業の主なるものは製紙、護謨、肥料、油脂類及石鹸の製造竝取卸薄荷等である。此等の內其の經營及規模最大にして設備も亦完全し多額の生產を擧げてゐるものは製紙業であり、王子製紙株式會社に屬する、苫小牧、江別、鳥取の三工場が其の代表的のものである。之に次ぐは護謨工業で、本道は最近實に顯著なる發達を遂げ、府縣に於ける先進地を凌駕する趨勢である。而して人造肥料は函館に大日本人造肥料株式會社の工場により、又日本製鐵株式會社輪

西製鐵所による副産的硫酸安母尼亞の生産があつて、此の兩者は本道人造肥料界の代表的なものである。尙本道は周知の如く薄荷の特産地で其の生産高は全世界生産の過半を占めてゐるが、最近設立に係る野付牛町の北海道信用購買販賣組合聯合會所屬精製工場を以てしては未だ充分ならず、大部分は薄荷栽培地方の農家に於て副業的に薄荷草を蒸溜して取卸薄荷と爲してゐる。而して其の他油脂類及石鹼製造等があり、概ね經營小規模乃至幼稚の域を脫してゐないが、本道は之等に要する原料が極めて豐富であるから今後の發展に期待されるものが多い。

製材及木製品工業　本道は今尙二十二億石餘の材積を蓄藏し、每年多量の各種優良材を製出して木材を原料とする製作業も亦大いに發展の趨勢にある。殊にベニヤ板及ベニヤドアー竝家具類の製作は技巧の進歩、體裁の優美及品質の堅牢なること等相俟つて其の需要を增大せしめてゐる。

食料品工業　本道に於ける食料品工業は之を釀造、製粉、製糖、罐詰、煉乳竝牛酪製造、乳肉製品　製氷、清凉飲料製造及製麵等極めて多種多樣に分けられる。本道開發の當初に於ては日用食料品の大部分は之を道外よりの供給に俟たねばならなかつたが、天與の資源に惠まれてゐる本道は漸次拓殖の進展に伴ひ、農產及水產等の自然的食料品の增加と共に之が加工工業も亦漸次發展を促され、就中麥酒、清酒、小麥粉、澱粉、砂糖（ビート糖）、鮭鱒及蟹罐詰、牛酪及煉乳等の加工食品に至りては年々多量の移輸出を爲してゐる。而して此等の主なる會社は大日本麥酒株式會社札幌支店、北海道、明治兩製糖株式會社に屬する各二工場、函館の日魯漁業株式會社、札幌の大日本乳製品株式會社、極東煉乳株式會社及北海道製酪組合聯合會所屬製酪工場等がある。

電氣及瓦斯工業　本道拓殖の進展と共に斯業の發達も亦著しく、殊に本道は地形上各地に水力發電の適地を有するを以て、水力に依る發電事業の發達を齎してゐる。最近の發電所數は供給用及自家用を合して百六十餘を數へ、今や都市の電化は固より農村電化も著々其の實現に向つて進んでゐる。而して電氣事業經營者の主なるものを擧ぐれば北海道電燈株式會社、北海水力電氣株式會社及帝國水力電氣株式會社等である。次に瓦斯事業に就いて見るに、瓦斯は北海道瓦斯株式會社の經營による札幌、函館、室蘭及鹽谷の四工場があつて、漸次其の利用を喚起してゐ

るが、今後の發達に俟つ所が尠くない。

(四) 工業資源調査及試驗機關

(イ) 工業資源調査　昭和四年度より北海道工業試驗場に資源調査部を設置して專ら本道に於ける鑛物資源の調査を施行して來たが、其の規模及調査範圍が小にして未だ他の有望なる資源に及ばず、本道工業の促進を圖るには遺憾なる點が多い爲、昭和十二年度より地質調査の範圍を擴大すると共に新に動植物資源調査と電力調査を施行することゝなつた。

(ロ) 北海道工業試驗場　工業の振興を計るの途は理化學的試驗研究に依つて原料の加工竝天產利用の基礎を確立して之を工業化するにあるは言を俟たざる所である。仍つて本道に於ても之が試驗機關設置の要望は久しいものであつたが、大正十二年始めて地方費の施設に依り漸く之が設立を見るに至つた。降つて昭和二年現行第二期拓殖計畫の實施に伴ひ益々其の重要性を認められ、茲に國費施設として面目を更め、其の內容の充實を計り、以て名實共に本道工業の基礎確立に資するに至つた。爾來日尙淺きも鋭意諸般の試驗事業をなし、其の基礎的試驗の完成後には努めて之が企業化を圖り本道工業の促進に貢獻してゐる。而して其の事業の組織は部制に依つて左の如き試驗事業をなしつゝある。

第一部　化學工業　油脂、藥品、食品、蛋白等に關する試驗
第二部　醱酵工業　酒精、酒類、醬油等に關する試驗
第三部　纖維工業　木質纖維、紡織、染色、皮革等に關する試驗
第四部　製糖工業　甜菜製糖に關する試驗
第五部　工藝試驗　窯業及木工等に關する試驗
第六部　金屬工業　金屬加工等に關する試驗
第七部　資源調査　地質及有用資源等に關する調査(前項參照)

(七) 鑛業

(一) 概況　本道に於ける鑛業は開拓使時代主に官業として開發されたが、民業としては明治二十三年北海道炭礦鐵道株式會社(現在北海道炭礦汽船株式會社)の創立と共に、先づ本道鑛業の大宗たる石炭採掘の業を之に拂下げたる以降のことに屬してゐる。他の鑛業も之と共に漸次發達し、殊に歐洲大戰の勃興に伴つて異常の發達

を示したが、其の後財界不況の反映は斯業に最も甚しき打撃を與へ、近時稍々不振の狀態に陷つた。元來本道の鑛業は其の種類が極めて多く、其の主要なるものは金屬鑛物としては北見の鴻ノ舞、後志の轟及大金、膽振の靜狩等の諸鑛山の金、銀及銅を始め、後志の美利河の滿俺、其他格魯謨鐵、砂金及砂白金等は本道に於ける特産とされてゐる。又非金屬鑛物に於ては石炭及硫黄最も多く、就中石炭は石狩國夕張及空知二郡に屬する大炭田を擁し、實に本道のみならず我が國に於ける石炭鑛山の大宗である。又、釧路及雨龍炭田之に次いで産出が多い。硫黄は膽振、渡島、後志及釧路地方が主産地であつて本邦産額の半を占め、石油は石狩及膽振に湧出し、産額未だ多くはないが將來を囑望されてゐる。

(二) 鑛區 昭和十年に於ける鑛區數は試掘及採掘を合せて二千六百七十九件に上り、前年に比すれば二百三十五件の增加である。其の坪數の總計は二十億二千四百萬坪を示してゐる。之は近時金價格の騰貴に依り其の試掘及採掘が增加した事に原因して居る。

鑛區數

年次＼區分	鑛區數			坪數		
	採掘	試掘	計	採掘	試掘	計
昭和十年	二九六	二、三八三	二、六七九	二三三、一九五、八二八坪	一、七九〇、八六六、九四三坪	二、〇二四、〇六二、七七一坪
昭和九年	二九〇	二、一五四	二、四四四	二三五、八五一、六一三	一、六四四、二四七、八五五	一、八七〇、〇九九、四六七
昭和八年	二八七	一、五五五	一、八四三	二二〇、二〇〇、八八三	一、一六五、四八五、五二三	一、三八五、六八六、四〇四
昭和七年	二七九	一、二八〇	一、五五九	二一八、八二四、六二八	九一八、二六三、四七	一、一三七、〇五〇、九七五
昭和六年	二七九	一、二二六	一、五〇五	二二七、六五五、五五一	八五一、五〇九、〇三五	一、〇七九、一六四、五八六
昭和五年	三三三	一、二七四	一、五九六	二六〇、一六六、一一七	九〇五、八八八、二九二	一、一六六、〇五四、四〇九
昭和四年	三二六	一、三六五	一、六九一	二六三、五七二、四五二	一、〇六三、九五七、八四三	一、三三七、五三〇、二九五
昭和三年	三四二	一、五〇一	一、八四三	二七四、九四一、九八四	一、〇八八、五一二、四四〇	一、三六三、四五四、四二四
昭和二年	三二七	一、四六四	一、七九一	二九九、二三五、七二〇	一、〇五六、七一五、九九〇	一、三五五、九五一、七一〇
昭和元年	三三四	一、五〇六	一、八四〇	二五九、一八二、六六	一、〇六三、三五六、四九七	一、三三二、五三八、七六三
大正十四年	三三九	一、四五四	一、七九三	二六二、二三五、九四九	一、〇二一、三八〇、〇〇七	一、二八三、六一五、九五六
大正十三年	三四四	一、四九三	一、八三七	二六一、四二四、七〇四	一、〇四六、五二二、二二	一、三〇七、九四六、九一六
大正十二年	三四四	一、六八三	二、〇二七	二七七、一六五、三二八	一、一八二、四四六、四三六	一、四五九、六一一、七六四
大正十一年	三四七	二、一一九	二、四六六	二五五、五六一、八〇八	一、四八七、七〇九、〇七一	一、七四三、二七〇、八七九
大正十年	三四七	二、〇〇四	二、三五一	二五八、七四五、八一九	二、一七四、五八一、〇七九	二、四三二、三六八、八九八
大正九年	三六〇	三、三九一	三、七五一	二七三、三一一、九八一	二、五七二、八七四、三八三	二、八四六、一八六、三六四

夕張炭礦

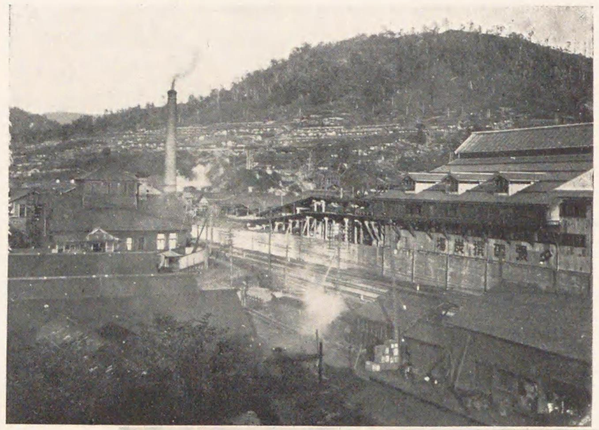

鴻ノ舞金鑛山住友鑛業所

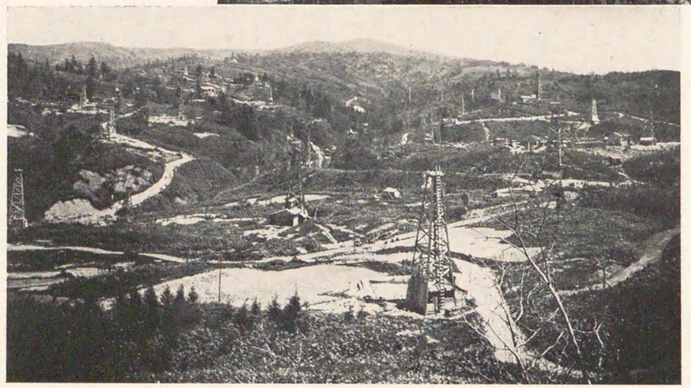

石狩油田

區分 / 年次	鑛區數 採掘	鑛區數 試掘	鑛區數 計	坪數 採掘	坪數 試掘	坪數 計
大正八年	二四五	三、三三七	三、四八二	二四七、九一一、四六八坪	二、五〇二、六〇五、〇〇一坪	二、七五〇、五一六、四六九坪
大正七年	三三八	二、六五五	二、九八三	三二一、五三一、一七三	二、〇〇五、六六九、三二六	二、三二七、二〇〇、四九九
明治四十二年	三五六	四五七	七一三	一三六、一四五、二九三	三一三、七二三、四三	四四九、八六七、七三五

(三) 鑛産物　本道の鑛産物は金、銀、銅、石炭、石油及硫黄を始として各種の有用鑛物に富み、昭和十年の鑛産額は七千八百七萬餘圓で、本道生産總額の約一割四分を占めてゐる。之を前年に比するときは一千六十六萬餘圓、前々年に比しては二千五百二十八萬餘圓の激增である。次に本道主要鑛産物に就て見るに、首位を占むる石炭は其の炭質の優秀なると埋藏量の豐富なることに因り開發以來長足の發達をなして來たが、兩三年前迄は財界の不況に因る採炭制限の爲幾分減少の傾向を示した。然るに最近財界の好轉及軍需工業の勃興に伴ひ、昭和八年以來出炭の增加を見、昭和十年の出炭量は八百四十一萬八千餘噸に達し、價額も亦頓に增加した。然るに其の價額は歐洲大戰當時には及ばないが、依然本道鑛産額の大部分を占め、七割二分

にして本邦石炭生産總額の二割二分に當つてゐる。現在主なる鑛山は夕張、美唄、砂川、新夕張、空知、幌内、萬字、眞谷地、雄別等である。又近年雨龍炭田の採掘に著手するに至つた。

硫黄の採掘及製煉業は天惠豐かなる爲古くより發達し、歐洲戰亂終熄の影響を受け一時は產額減少したが最近頓に回復し、昭和八年より海外輸出の復活と國内需要の增加とに依り活況を呈し來り、同九年には四萬四千七百餘瓲、十年には六萬五千二百餘瓲を產し、本邦第一位にして三割四分を占め、鑛山數も最も多く後志國岩雄登、渡島國鹿部、惠山、熊泊及赤井川、膽振國幌別、登別及釧路國硫黄山等がある。

金銀鑛業も亦早くから着手され漸次隆盛に赴き、殊に最近金價格暴騰の爲金鑛山の試掘及採掘隆盛を極め、昭和九年に於ける金產額は約六百五十八貫、此の價額約七百六十萬圓、銀は九千四百六十貫、二百四十四萬七千餘圓に達し、未曾有の隆盛を示すに至つた。

石油鑛業は既に明治初年採掘に著手せられたるに拘らず、其の發達は特に見るべきものなく遲々として一進一退の狀況にあつた。然るに大正十三年頃より急速に發達

し、輓近自動車運輸及諸工業の發達に伴ひ、其の原動力として需要增加し、之に伴ひ相當增加の傾向にある。尙油田は各地に散在してゐるが、現に起業中のものは石狩、宗谷及勇拂等である。

滿俺鑛業は歐洲戰亂當時は頗る隆盛を見たが、戰後頓に需要減少した爲不振の狀態に陷つた。而して其の後幾分回復したが、又も近年外國產滿俺の壓迫と經濟界不況の爲產額漸次減少の傾向にあつた。然るに昭和八年以來爲替安と製鐵業の復興により其の需要は急激に增加し、十年に於ては數量及價額に於て未曾有の增加を示した。次に之等の重要鑛產額の趨勢を示せば左の如くである。

重要鑛產物價額

年次	石炭		硫黃		滿俺		石油		其他	合計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
	瓲	円	瓲	円	瓦	円	石	円	円	円
昭和十年	八、四一八、二九四、五六〇、〇〇九、七九六		六五、二九八、三四四、四八三		五四二、七三八		四一一、九六七、六二〇		七八、〇七七、五九九	
昭和九年	七、六二六、六四八、九〇三、二一八		四四、七五八、二八三、一一七		五四九、七九七、五九三、〇七九		四一七、九八〇、一〇〇、九四四		六七、四一二、二八八	
昭和八年	七、〇六六、一六五、三八三、五七九		三八、三七八、二四七、七七六		四三七、二六三、七八六、三四一		四一七、九七〇、六九〇、七七七		五三、七九三、〇一六	

年次	石炭		硫黃		滿俺		石油		其他	合計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
	瓲	円	瓲	円	瓦	円	石	円	円	円
昭和七年	五、九五九、三五九、八五四		二八、四三九、一一五、五六五		三七七、三三〇、〇三二、七一二		四一、二四四、三四六、八三二		九、九五九、三四六、八三二	
昭和六年	六、三四〇、〇七三、九〇三、〇七四		二〇、六〇四、一、〇〇八、七五三		二八五、八三〇、一、四四七、〇九二		三七、〇五二、九七一			
昭和五年	六、七三二、〇九四、三九八、四四三		二〇、六四一、一〇〇、四三八		三一四、九三二、一、九七七、七四六		三五、九九〇、七四三			
昭和四年	七、一七二、〇二四、四九一、七三〇		二八、一七二、二四九、七八八		二九九、八〇〇、一、五六六、〇四七		三四、二七一、七七七			
昭和三年	六、八四八、八四五 廟		二七、四九九、三七一 廟		二七四、四五五、一、八〇三、〇八〇		三一、九四二、七二九			
昭和二年	六、五三七、八四九、四九〇、二五三		三一、九一一、〇六七、一六三		二四三、一五三、一、二四八、二九〇		三一、九一一、〇六七、一六三			
昭和元年	五、九〇六、二六五、九七五、九六四		一三、七〇四		六六四、五八五		二六一、一八一、二六九、九〇七、一〇七			
大正十四年	五、六三二、八三六、四一一、八〇、二五三		二二、〇一〇		七三三、一四〇		一六三、一六〇		九四、三一一、三二九	
大正十三年	五、一九四、八三四一、七三七、五〇九		三〇、五八七		九〇〇、〇四九		五八、五七五		二九二、七八五	
大正十二年	四、八八一、五〇五四一、五七七、三五九		一七、八七六		七四六、四〇三		一八一、八四七		九〇九、二三五	
大正十一年	四、三三五、〇六七、三五三、八〇五		三一、〇九七		七七九、一〇九		一七一、一三五		八五五、六七五	
大正十年	三、六〇五、六三一、三一六、八三九		一七、〇四五		七七、七五九		一三〇、〇七三		六五〇、三六〇	
大正九年	四、五〇九、五九〇、六九、六五二、四三八		二三、三一、三八		九八三、三三〇、一〇一、三〇一		五〇八、五〇五		九二、三四五、〇八三	
大正八年	四、七六二、八三一、七五、一九三、九〇三		三〇、八二八、一、二一五、四一三		一四〇、八〇八		六、二一〇		八三五、一六七	
大正七年	四、一三五、五六〇四七、四八六、五六四		三五、四八七、一四三五、二八五		一四、四二七		七一、一九七		六八、一六八	
明治四十二年	一、八九一、二六五 六、〇四一、二三七		二六、八二九	？	三八四、八二九	？	一、〇九六	二七一、七九四	七、二三二、三〇七	

備考　一、其他は砂金、砂白金、鐵鑛及澱物等である。

二、昭和三年以前に於ける石炭、硫黃の數量單位は噸である。

(八) 農山漁村經濟更生施設

(一) 經濟更生計畫の概要

農村經濟更生計畫は實施以來既に四箇年を經過し、今年は第五年目に入つたのであるが、之が施設の指定を受けたる農山漁村は、一致協力克く隣保共助の精神を體して之が更生計畫の樹立と實行に邁進しつゝあり、現に優良なる成績を擧ぐるに至つた町村も尠くはない。

惟ふに農村が困窮と疲弊を訴ふるに至つて以來既に相當の年數を經たのであるが、殊に昭和五年以來世界的經濟恐慌の影響を受け、加ふるに本道は昭和六年以來五箇年間に四回の凶作及水害或は凶漁等に遭遇し、一層疲弊困憊の度を加へたのである。依つて北海道廳に於ては特に農村に於て其の農業經營及經濟を根柢より建直すことの急務なるを認め、其の改善と發展を企圖し大いに農村振興を圖る爲、昭和七年に農業合理化方針を樹立して之を實施し、爾來其の效果を示してゐる。

而して一方に於て政府は農村疲弊の現狀に鑑み、巨額の國帑を費して各般の時局匡救事業を行ひ、或は農產物の價格調節の施設、產業組合金融疏通の方策等を講ずると共に農村經濟組織の根本的建直しを慫慂し、農村自體に依る經濟更生事業の急務なるを認め、政府は國策として五箇年繼續事業として全國一萬二千町村に對し、經濟更生計畫の實行を勸奬し、之が指導奬勵に關する各般の施設を爲すに至つた。卽ち農林省は新に經濟更生部を設置し、更に經濟更生中央委員會を設置し、經濟更生計畫方針其の他重要なる事項を調査審議せしむることゝした。

本道に於ては政府の趣旨を體し、昭和七年五月產業組合課の新設と同時に經濟更生に關する專任職員を置き、且北海道經濟更生委員會を設け、本道に於ける農山漁村經濟更生計畫の審議を爲さしむることゝし、更に該計畫樹立町村を指定し、指定町村をして町村經濟更生委員會を組織せしめ、該委員會に於て其の町村經濟更生計畫を樹立し、之を道委員會に提出して審議決定したる時は直に之を實行に移すことにしてゐる。而して農山漁村經濟更生計畫樹立の趣旨及目的は、昭和七年十月六日農林省訓令第二號に明示されてゐるが、要するに本計畫は農山漁村に於ける經濟の運營及組織の缺陷を根本的に匡正すると共に、農村部落固有の美風たる隣保共助の精神を活用して經濟生活上に之を徹底せしめ、以て農山漁村に於ける產業の振興及經

濟の更生を圖らんとするもので、之が實施の曉に於ては如何なる經濟上の變遷に遭遇するも、確固不動の農山漁村を建設せんとするものである。

更に之が計畫實施は農林省より示されたる農山漁村經濟更生計畫樹立方針に據るものであるが、本道に於ては敍上の農業合理化方針を基礎とし、且各地方特異の實情を斟酌して之を實施することゝなつた。今之が主要計畫項目を列記すれば、(一)負債整理、(二)勞力の分配及利用、(三)生産增殖及其の統制、(四)販賣竝購買の統制、(五)消費節約、(六)自給生活の擴充、(七)備荒貯蓄の七項目である。

而して之が計畫樹立の町村は二百六十四箇町村に達し、豫定年次表を示せば次の如くである。

區分	昭和七年度樹立豫定	昭和八年度〃	昭和九年度〃	昭和十年度〃	昭和十一年度〃	計
農村	四八	三六	二八	二三	二二	一五七
農漁村	一九	九	一六	一二	六	六二
漁村	三	九	六	一五	一二	四五
計	七〇	五四	五〇	五〇	四〇	二六四

(二) 經濟更生計畫の樹立及指導

本道の農山漁村經濟更生施設は、實施以來其の組織は固より實際方面に於ても著しく進歩的傾向を示し、其の成績も亦見るべきものがある。卽ち昭和七年以來産業組合課を中心として關係各部課竝に上級産業團體等との聯絡を圖り、農山漁村の實情に卽したる綜合指導の徹底に努め、一方北海道經濟更生委員會は、廳內首腦部、各種産業及敎化諸團體、諸機關の幹部を網羅して緊密なる組織と爲し、一致戮力農村更生の實現に當り、之が趣旨の徹底と實行督勵の周到を期する爲、協議會、批判會、座談會、講習會、研究會の開催或は實地指導等を行ふ外、更に支廳區域單位の經濟更生委員會を設置せしめ、支廳及郡區域の各種産業團體聯携の下に各般に亘る指導の徹底を圖つてゐる。

斯くして經濟更生指定町村の樹立せる計畫は、每月之を道經濟更生審査委員會に諮つて愼重審議をなし、決定せる意見は之を當該町村に指示して計畫の內容を再考せしめ、其の變更を行ふの必要あるものは再審査を行ひ、以て之が完成を期すると共に實行上些の遺憾なからしむることゝしてゐる。

(三) 經濟更生計畫の進捗狀況

本計畫は國及道廳の指導督勵に依つて、今や二百六十四箇町村中二百六十箇町村の指定を了し、之等の町村は各種の方策を講じて經濟更生の實現に邁進しつゝあり、殊に此の不況時に於て奮起せる農村の實情には、昔ながらの隣保共助の美風發揚と自奮更生の意氣壯なるものがあるのである。

卽ち本道に於ては農林省後援に依る、財團法人富民協會主催の全國優良更生村表彰に對し、昭和九年には上川郡比布村が地方表彰の第一位を占め、昭和十年には石狩郡新篠津村が全國表彰の第一位に推され、沙流郡右左府村は府縣表彰の榮譽を擔ひ、昭和十一年度には河西郡芽室村及余市郡赤井川村が何れも府縣表彰を受け、更に經濟更生功勞者として農林大臣賞及協會賞を受けたるもの各一名を擧ぐるに至つたことは、本道農村更生運動の成果の一端を窺知するに足るものであらう。

(四) 農村經濟更生特別助成施設

敍上の一般經濟更生運動の進展に伴ひ、基礎施設の完成を期する爲、政府は昭和十一年六月農林省令第十號を以つて農村經濟更生特別助成施設を行ふことゝなつた。

茲に於て本道は昭和七、八年度指定の經濟更生計畫樹立町村中更生成績顯著なる十二箇町村を推薦し、其の內、石狩郡新篠津村、苫前郡苫前村、上川郡比布村、河西郡川西村、虻田郡眞狩別村、常呂郡端野村、有珠郡壯瞥村、枝幸郡中頓別村、沙流郡右左府村の九箇村が指定されるに至つた。

而して本助成施設は單なる生產助長政策或は救農土木事業の如き勞銀の供給に依る消極的救濟には非ずして、指導的人物を以て計畫の中心となし、村民の協同精神を喚起すると共に村內各種團體の連絡協調を密ならしめ、以て町村の窮乏を打開し、計畫の完成を期せしめむとする積極的な綜合助成である。

從つて各町村の計畫は專ら共同諸施設に中心を置き、村民更生の爲には進んで勞力奉仕を以て之に當るといふが如く、共同活動精神を鼓舞し、青年男女が擧つて計畫實現に參加すると云ふ農村獨特の美風を徹底せしむることを以て更生計畫實行の基調と爲してゐる。今之等九箇町村の主要事業及施設を摘記すれば、共同收益地の設置、家畜の共同購入、農漁業用器具機械の購入、種畜禽舍の共同施設、共同倉庫及集配設備、共同作業所の設置、生活改善、社會施設、指導員の設置、各種團體の活

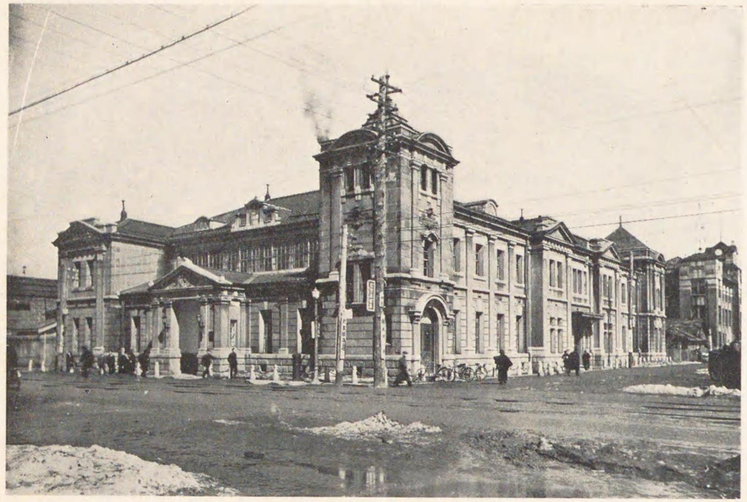

北海道拓殖銀行

小樽港に於ける豆類輸出檢査

動、品評會の開催、施設事業の奬勵、農業簿記の普及、自作農創設維持、植林、土地改良、電氣設備等、凡ゆる方面に亘つてゐる。其の所要經費は百九十餘萬圓、外に寄附額約三萬圓、奉仕勞力一萬七千餘人となつてゐる。

而して政府施設に伴ひ、本道に於ては特別助成町村の計畫指導及審査の爲に、新に道經濟更生專門委員會を設置すると共に本廳に之が指導監督の專任職員として、農林技師一名及囑託員數名を配置し本事業の達成に努めつゝある。

本特別助成施設に依て農山漁村は經濟更生の基本的要素を整備し、產業經濟の全般に亘つて組織的且計畫的ならしめ、以て村民は確立せる基礎の上に從來に倍して計畫の實行に邁進し、其の收支の均衡を圖り、一面負債を整理して生活の安定を齎らさんとするものである。

第八章　商業及金融

(一)　概況

本道の一般商況は、昭和四年に於ける世界經濟恐慌の直前迄は本道拓殖の進捗に伴ふ產業の發展に連れて內外商取引も亦殷賑を極め、就中海外貿易は昭和初年に於て本道貿易史上空前の記錄を示すに至つた。又貿易伸張に伴ふ道內諸生產の活況は益々取引機構の充實を促し、前途甚だ有望なるものがあつたが、昭和五年以來世界的不況は本道經濟界にも深刻なる影響を及ぼし、加ふるに昭和六、七兩年の凶作竝不漁相次ぎ愈々不況に沈淪するに至つた。然るに一方昭和六年十一月再度の金輸出禁止の結果は、一般經濟界に稍々好況を萌さしめ、且滿洲及上海兩事變を契機とする新興滿洲國の建設と國際聯盟の脫退とに由り、我が國策は將來の外憂に備ふべく必然的に軍需品工業の勃興を促し、延いては本道重要物資の需要を喚起する結果となり、其の商況漸く好調を呈し、昭和八年に於ては一般農產物の豐作と漁業の豐漁との爲、移輸出入總額は七億八千二百九十餘萬圓に達し、本道經濟界は數年來の沈衰狀態より飛躍し玆に漸く好轉を示した。而して昭和九、十兩年は農作物に於て復も冷害を蒙り沿岸

漁業も亦芳しからざる結果を示したるにも拘らず、移輸出入狀況は未曾有の隆盛を現はし、其の總額は九年に於て八億九千八百十五萬餘圓、更に十年に至りては十億三千七百二萬餘圓に達するに至つたことは洵に本道の爲に喜ぶべきである。今移輸出入價額の趨勢を表示すれは左の如くである。

移輸出入總額

年次	移輸出額	指數	移輸入額	指數	合計	指數
昭和十年	四七九、三六六、八九九円	一五八	五五七、六六二、三七七円	二四五	一、〇三七、〇二九、二七六円	一九五
昭和九年	四六三、七〇八、三七三	一五三	四三四、四五〇、九一七	一九一	八九八、一五九、二九〇	一六九
昭和八年	四〇九、六四九、五七五	一三五	三七三、二八六、二五一	一六四	七八二、九三五、八二六	一四七
昭和七年	二九〇、三一四、二三九	九六	三一一、二二五、四四六	一三七	六〇一、五三九、六八五	一一三
昭和六年	二六〇、三〇六、二六三	八六	二六八、二〇二、七一二	一一八	五二八、五〇八、九七五	九九
昭和五年	三三三、四〇四、九四三	一一〇	三四六、九四一、二一〇	一五二	六八〇、三四六、一五三	一二八
昭和四年	四四〇、八〇七、八九八	一四五	四五三、九三六、九五二	一九九	八九四、七四四、八五〇	一六八
昭和三年	四二一、五六八、五〇六	一三九	四四〇、七二五、二〇四	一九三	八六二、二九三、七一〇	一六二
昭和二年	四一三、七三二、一五六	一三六	四五四、〇四二、七二六	一九九	八六七、七七四、八八二	一六三
昭和元年	四一五、一八〇、〇二〇	一三七	四〇九、五六〇、三九七	一八〇	八二四、七四〇、四一七	一五五
大正十四年	四二〇、二〇三、〇四四	一三八	四一八、二二七、六三二	一八三	八三八、四三〇、六七六	一五八
大正十三年	三八四、七四四、四九七	一二七	三六八、七一六、二二四	一六二	七五三、四六〇、七二一	一四二
大正十二年	三四四、〇〇〇、七二三	一二三	三一六、四九八、二四六	一三九	六六〇、四九八、九六九	一二四
大正十一年	三〇三、四八八、九八一	一〇〇	二二七、九六一、三四四	一〇〇	五三一、四五〇、三二五	一〇〇
明治四十二年	六五、九二二、一三〇	—	八〇、九七四、二三二	—	一四六、八九六、三六二	—

次に本道の金融狀況を概觀するに、拓殖の進展と產業の勃興は必然的に諸般の企業資金の需要を旺盛ならしめ、之に促され各種の金融機關も亦漸次整備し、其の中樞機關たる銀行を始め、無盡會社、信用組合其他の發達は近時顯著なるものがある。今昭和十年末に於ける各種金融機關の狀勢を示せば左の如くである。

區分	本店數	支店數	出張所數	合計
銀行	八	一一七	六五	一九〇
無盡會社	一四	一八	二五	五七
信用組合	三六八	—	—	三六八
私營質屋	五六九	—	—	五六九
公益質屋	七一	—	—	七一
計	一、〇三〇	一三五	九〇	一、二五五

然るに近年に於ける本道金融界は、一般經濟界の不況と凶作及水害等により深刻なる

影響を受け、一時農産物を始め其他一般に荷動き減少し、他面支拂資金の需要を喚起したが、金融業者の警戒は相當嚴重を加へ、殊に資金回收の困難は各方面共通の現象であつて、資金の流動は概して不振の狀態を續け來つた。

而して昭和九年及十年に至りても一般金融界は時局に處する預金部資金融通の如き特殊の金融事情を除いては依然緩慢なるを免れなかつた。加ふるに兩年は秋季出廻期たる九月以降に於て冷害の爲農作物の出廻りが減少し、農村地方の一部に窮狀を示し樂觀を許さなかつた。然るに木材及農海産物等の中主要なるものは一般に高値を示し來り、其の爲荷爲替の取組も頗る好調となり、從つて資金の需要も相當に增大を見るに至つた。又近時頓に活況を呈せる鑛業方面への資金移動は特に注目すべきものあり、斯くて本道金融界は好調裡に推移しつゝある。

(二) 商業

(一) 內國取引　本道と府縣との商取引の起源は、安政六年以來諸外國との貿易が行はるゝに至りたる事實より觀ても、相當に古いものであることは容易に察せられる。然し開拓使時代の中葉迄は其の移出品は殆んど水產物に限られ、固より今日の如き複雜にして殷賑なる商取引は行はれなかつた。爾來約七十年拓殖の進展に伴ひ生產業の興隆と天然資源の開發とに依つて各種物資の生產增大し、之が道外移出も年歲繁盛に赴き、昭和十年に於ては四億二千七百十二萬四千餘圓に達し、前年に比して二千百餘萬圓の增加を示し、昭和四年以來不振を極めた商取引の頽勢を挽回した感がある。然るに未だ本道の生產物及道外移出の物資は水產、農產、鑛產及林產等の原始生產物を主とし、加工製品に於ては新聞紙、亞麻製品、砂糖、セメント、澱粉、小麥粉、罐詰類及乳製品等の特殊工產物を除く外は移出の餘力に乏しく、現在道內の需要をも尙充し得ぬ狀態である。卽ち酒類、味噌、醬油、麵類及衣類等の日用品は道內の生產も年々增加の傾向にあるが、人口の增加と共に其の消費力も旺盛にして多量の移入を府縣に需めてゐるやうな狀態で、尙煙草及人造肥料等の移入も亦尠くはない。依つて年々移入超過を示し、昭和八年の移出超過は例外であるが、昭和十年は移出頗る增加すると共に、特に移入に於ては凶作の爲內地米の需要が增加したると工業方面に於ける鑛物性油脂類及金屬製品等の需要が頗る多かつたこと等に因り從來に類例なき增加を示し、結局一億一千八百七十一萬餘圓の移入超過となり

未曾有の記錄を示すに至つた。次に移出入品の主なるものは、

移出にありては

農產品—米、大豆、小豆、豌豆、隱元豆、燕麥、蕎麥、菜種、玉葱、馬鈴薯、林檎、薄荷、除蟲菊等。

海產品—昆布、鹽鮭、鹽鱒、鰛、身缺鰊、乾鱈、貝柱、鯑、鰊粕、胴鰊、鰮粕等。

林產品—丸太、角材、挽材、下駄材、ベニヤ板、木炭等。

鑛產品—石炭及硫黃。

工產品—新聞紙、セメント、澱粉、麥酒、砂糖（甜菜糖）、パルプ、小麥粉、煉乳、バター、罐詰類等。

移入にありては

米、淸酒、燒酎、味噌、醬油、麵類、蜜柑、煙草、絹、綿、毛織物、衣類、鑛物性油脂類、金屬製品等である。

右の如く本道よりは農產、水產、林產及鑛產等の自然的生產物を移出し、府縣よりは加工製品たる衣食資料の移入が多い。特に昭和十年は米、鑛物性油脂類及金屬製品の多かつたことは敍上の通りである。然るに本道は天與の資源を藏し、動力の供給も亦豐富なるを以て、將來一大工業地として躍進すべきは疑ひなき所であり、先進地に於ける特殊加工製品を除き優良工產品の道外移出を見るは遠いことではなからう。今移出入の趨勢を示せば左表の如くである。

移出入總額

年次	移出額	指數	移入額	指數	移出入超過
昭和十年	四二七、一二四、六一〇 円	一五八	五四五、八三八、九四八 円	二六八	△一一八、七一四、三三八 円
昭和九年	四〇八、〇四五、三七六	一五〇	四〇九、〇七三、〇五三	二〇一	△三、〇三七、六七七
昭和八年	三七〇、八七〇、八五六	一三七	三五一、一五五、五八三	一七三	一九、七一五、二七四
昭和七年	二六四、三八七、三八〇	九八	二九三、三三四、四一五	一四四	△二七、九四七、〇三五
昭和六年	二三八、〇四三、五八三	八八	二六〇、八三一、七六七	一三三	△二、七八〇、一八五
昭和五年	二九三、九六八、九一九	一〇九	三一〇、二三四、二九三	一五七	△二六、二六五、三七三
昭和四年	三九一、〇三四、三七七	一四三	四一九、一三六、三一三	二〇六	△二六、一一一、九三六
昭和三年	三八七、一五八、三三六	一四三	四〇七、一八〇、七三二	二〇〇	△二〇、〇三三、四九五
昭和二年	三七九、七九二、〇三九	一四〇	四三三、二七一、二三九	二〇八	△四三、四七九、一八〇
昭和元年	三八〇、四〇一、三四〇	一四一	三八〇、九三五、〇四八	一八七	五三三、七〇八
大正十四年	三八六、九九九、六九九	一四三	三八六、五一三、六七六	一九〇	△五二、九七七
大正十三年	三五三、二九九、八二四	一三〇	三三九、三三一、五八〇	一六七	三、九六七、二四四
大正十二年	三一七、八四四、三一五	一一七	二九四、九五二、五三五	一四五	三三、九三一、七八〇

年次	移出額	指數	移入額	指數	移出入超過
大正十一年	二七〇、八五五、六一八 円	一〇〇	一〇三、五九七、六七二 円	一〇〇	六七、二五七、九四七 円
明治四十二年	五八、五六六、八三四	一	七二、四五五、八七八	一	△一三、九七八、八四四

備考　△印は移入超過を示す。特に昭和十年に於て移入超過の莫大に達したる理由は本文記載の通りである。

(二)　外國貿易　本道の海外貿易は安政六年函館の開港に其の端を發し、降つて明治二十二年には小樽、同二十四年には釧路、同二十七年室蘭、同四十三年根室、更に降つて昭和十年留萌と順次開港を見、本道六大貿易港として逐年繁盛に赴き今日に至つた。顧るに明治六年僅に輸出入合計五十萬圓に過ぎなかつた本道對外貿易も、道内の開拓及各種產業の發達と共に商圈も逐年擴張して輸出及輸入共に增加し、昭和四年の如きは實に八千六百萬圓に達し異常なる進境を示したが、爾來世界的不況及關稅障壁に累せられて漸減の傾向に陷り、昭和六年には三千九百六十三萬圓に激減するに至つた。然るに七年より漸次商況は回復し輸出入總額としての增加は見ないが、輸入減少、輸出增加の傾向が強く現はるゝに至つた。尙十年は總額六千四百萬圓を示してゐる。今茲に最近數年間の概況を記述すれば次の如くである。

卽ち最近數年間に於ける本道の貿易狀勢を概觀するに、歐洲大戰當時より年々本道貿易は進展の一途を辿つたが、昭和四年は金解禁の結果として輸入手控の思惑及輸出の急增となり輸出入頗る好調を示し、本道海產物の需要地たる中華民國に於ける政局の小康と、日貨排斥運動の漸退竝本道官民の積極的努力の結果、支那、南洋、フヰリツピン等に於て新市場の開拓を見るに至つた爲、輸出は急速に進展して同年は輸出總額四千九百萬圓に達するの活況を呈した。

昭和五年に於ては金解禁の斷行に因つて外國貿易は俄然閉塞不振を來し、昭和四年の輸出額に比し一千餘萬圓を減ずるに至り、昭和六年に於ては世界的不況の影響愈々深刻となり、更に前年の金解禁に依る爲替動搖の爲貿易額は著しく低下を示した。加ふるに同年は滿洲事變の突發を見、續いて上海事變の勃發するや、對支及對滿輸出の海產物は全く杜絕するの狀態に陷つた。更に世界各國の關稅引上による鎖國的自衛策は本道輸出貿易の一大障害となり、啻に對支貿易のみならず南洋及歐米貿易に於ても輸出梗塞の悲運を見るに至つた。越えて昭和七年に入りては、前年十二月に於て金輸出を再禁止したる結果、對外爲替の低落に伴ひ輸出は漸く有利に轉じ、又一般物價も昂

騰して產業及貿易界は前兩年に比し次第に活況を呈するに至り、輸出總額は昭和七年には二千五百九十餘萬圓となり、同八年には三千八百七十餘萬圓に達し、更に昭和九年には既往の記錄を斷然凌駕し、實に五千七百六十餘萬圓に飛躍するの好調を見るに至つた。尙昭和十年に於ては次表の備考に記載せる如く集計範圍縮少の結果、前年に比して稍々減少を示し總輸出額五千二百二十萬圓となつたが、從來の集計範圍に屬する漁業貿易を加ふるときは實數に於て引續き增加の趨勢を辿つてゐる。今本道輸出入貿易額の趨勢を表示すれば左の如くである。

商港別輸出入額

年次	函館港		小樽港		室蘭港		釧路港		根室港		合計		
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出指數	輸入指數	
	円	円		円		円		円		円		円	
昭和一〇	二三、九九五、〇五二	二、〇四〇、九七二、一七三	二、七八一、七三四	四、八六一、一七九	二、九二一、五九四	九二、五五八	八三、八四二	八、八一〇、八三九	二、八三三、四二九	五五	一〇〇	二、八三三、四二九	五五
昭和九	二五、七七五、八三〇	二、一五、七五六、七六五	二、八六五、二四〇	四六二、三三六	二、九六、六〇三	二、九八、六九二	一、九四六、八四七	一、八四、六八四	二、七五六、六九二	一二八	一三二	二、三五、三七七、八六四	一二八
昭和八	一六、六八四、二四一	一五、一〇六、四五〇	一、八三六、四一四	四、八九、七九六	一、〇七、九九四	四二、八、六九一	一、四八、九四二	三、一三〇、六六九	一〇三	一〇三	一四八	三、一三〇、六六九	一〇三
昭和七	一〇、三七六、四二五	一四、六八三、八五八	二、三五、八六三	四、八六一、一七九	一、九二、五九四	九二、五五八	八三、八四二	八、八一〇、八三九	二、八三三、四二九	五五	一〇〇	二、八三三、四二九	五五
昭和六	九、四〇三、四八六	一四、三〇三、九五五	九、六四一、一九五	二、六三一、一三八	一、三一、六四八	六四六、五六七	八七二、〇四八	二七九	四三、四三〇、六三一	六八一	八五	一七、三七八、九四五	八一

年次	函館港		小樽港		室蘭港		釧路港		根室港		合計		
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出指數	輸入指數	
	円	円		円		円		円		円		円	
昭和五	二一、七四〇、九二一、〇〇二	四、一、六二二、七七四	八、七四五、一七七	二、八五八、八三一	一、八一〇、八三七	一、五八、三四	七四、三九六、〇二四	一五二	二六、七〇六、九一八	二四			
昭和四	二一、五、一〇、四九〇	二四、七四三、二四五	三、〇七四、五〇五七	九六九、三五三	二、八一七、七二一	一九四六、八四七	一、四九四、〇四七	一九一	二四、八〇〇、六四〇	一六三			
昭和三	二三、六三六、三三二	二四、一〇六、四二二	五、一八二、五七七、九六二	九八五、五七六	三、一七、一八二、一五六	三九八、五七二	三、一三、四四四、六七三	一三〇	三〇、七七一、四九七	一四三			
昭和二	二四、六六六、五四六	二〇、六〇九、二四五	五、三七八、九七〇、一五九	九三五、六九九	三、三八、八七六、一一九	五六二、五八四	三、二九、一五九、〇五七	一三五	三〇、七一四、九五六	一三三			
昭和元	三一、一八、〇七一	八、九八四、五八五	二、八三九、八〇〇	八四八、一五四	五六二、五八四	一三七	三〇、七一四、九五六	一三三					
大正一四	一五、〇五〇、一五二	二〇、二七五、四三二	二、七五、三九六、一八〇	八〇三、三六一	二六四、一二六	一三三	二九、一五九、〇五七	一三五					
大正一三	一三、七六五、七三一	九、四一八、二五一	三、三三、一九、一五九	一〇七、七九六	八四五、七四八	一五〇	二六、一四四、六七三	一二〇					
大正二	二二、八〇、二五七	一四、七三三、六五一	九、二九九、〇六〇	六、〇五三、五六九	七四一、一五四	一〇〇	二一、五四五、七一二	一〇〇					
明治四二	三、三九、九七一	三、六二四、八一八	二、三五〇、七九二	六六四、〇五〇	二、一五〇、一五四	一四六	一八、四二八、五五四	一四六					

備考　一、明治四十二年は朝鮮貿易を含む。

二、昭和十年に於て輸出減少を示したるは同年下半期以降に於て昭和五年以來集計に加へ來れる漁業貿易（輸出額七、〇二九、五三九圓）を集計範圍より除外せる爲である。而して輸入の激減は邦人經營のカムチヤツカ及北樺太等に於ける漁場又は石炭及油田の生產物輸入（一、七五一、九二六圓）を除外せるためである。

本道貿易の趨勢は上述の如くであるが、元來本道に於ける對外貿易は普通貿易及漁業貿易の二であつて、普通貿易は海外諸國との一般商取引を謂ひ、漁業貿易は漁業用具及食糧等を仕込み（輸出）、勘察加、オホーツク、ニコライエフスク、サガレン及沿海州方面に出漁し、漁獲物を積載して歸航（輸入）するものであつて、普通貿易外に一

系統を爲す特殊のものである。

普通貿易に於ける**輸出品**は、海産物（昆布、鰯、鹽鮭鱒、乾貝柱、海鼠、魚油、鮭鱒罐詰及鹽乾鱈）、農産物（豌豆、隱元豆、除蟲菊及玉葱）、工産品（蟹、鮭鱒罐詰、魚粉、印刷用紙）、林産物（楢挽材、鐵道枕木、丸太及割材）、鑛産物（石炭及硫黄）等であり、**輸入品**中の主なるものは農産物に於ては豆粕及麪等、鑛産物は石油、石炭、葉鐵、銑鐵、鐵鑛及燐礦石等である。尙本道各商港の概勢は左の如くである。

函館港　輸出は支那、關東州及海峽植民地、竝に歐洲向の海産物を主とし、輸入は支那竝關東州の豆粕及麪、北米合衆國の葉鐵、滿洲國の銑鐵、支那及濠洲の鐵鑛、クリスマス島の燐礦石等である。

小樽港　輸出は農産物が大部分を占め、殊に英國向の豌豆、北米合衆國向の除蟲菊、比律賓及支那向の玉葱を主とし、其の他支那、英國及濠太利等に輸出する製材も亦尠くない。輸入は支那竝關東州より豆粕及麪等を、北米合衆國よりは石油及葉鐵を、佛及英領印度の米、濠太利及加奈陀の小麥等主なるものである。

室蘭港　輸出は比律賓、香港及支那向の石炭、支那向印刷用紙等であつて、輸入は蘇領亞細亞の石炭、支那の鐵鑛及石炭が主なるものである。

釧路港　輸出は支那及關東州向の木材及板、鐵道枕木、支那向印刷用紙等であつて、輸入は根室港と共に甚だ僅少で特記するに足りぬ。

根室港　輸出品は海產物特に支那向長切昆布であつて、輸入は皆無である。

次に所謂漁業貿易は函館及小樽港を主要港とし、就中函館港は本貿易の策源地として其の大部分を占め、輸出品は漁網、小舟、鐵、木材、藁製品及米其の他食糧品で、輸入品は鹽鮭、鹽鱒、諸罐詰及鮮魚等である。

(三)　金　融

本道は今尙開拓の道程にある爲經濟事情は未だに內國植民地の域を脫しない。依つて大いに資本と勞力を移入して之が開發を圖るは刻下の急務である。就中資金の充實は事業の勃興と發展を促進せしめ、施設を整備完成せしむる原動力であるから最も急を要するものである。卽ち其の金融機關の中樞は銀行にして移動資金の大部を取扱ひ、經濟界の活動を左右し、其他無盡會社、信用組合、質屋等の庶民金融機關は傍系機關として銀行の金融的機能を補充し、又國家公共團體等の資金運用、

例へば大藏省預金部資金の融通及簡易保險積立金の貸付等は專ら公共的な公益金融として特筆すべきものである。

本道に於ける上記の各種金融機關體系は、先には北海道拓殖銀行の設立に依り、後には歐洲大戰當時に於ける產業經濟界の躍進的發達に促されて著しく整ひ、全道各地に金融機關網が張られ、地方的產業の發達及地方經濟界の開發に寄與せるもの尠くはない。由來本道は其の經濟的事情に應じ各種事業企畫の旺盛なるものあり、農工商及水產業各方面の資金需要は年々漸增しつゝある。而して現在に於て不動產、漁業權、工場財團及鐵道財團等を抵當とする長期資金は專ら北海道拓殖銀行の供給に俟ち、短期商業資金は各地普通銀行、北海道拓殖銀行及無盡會社等が之に應じてゐる。

而して所謂金融期節は地方的事情によつて相違はあるが、鰊漁業及遠洋漁業等の着業仕込資金、卽ち漁業資金、肥料、薄荷及雜穀等の農業資金、或は造材資金竝に本道の特殊事業資金（製紙、石炭、麥酒及製麻）等を通じ、大體八、九月より翌年四、五月頃迄が金融の繁忙期である。

金利は一般に府縣に比較すれば稍々高率であるが、之は拓地殖民の道程にある本道としては當然であり、一面から云へば之は資金移入を促す所以であつて强ち悲觀すべきでは無い。

(一) 銀行　本道に於ける銀行業務は、明治六年三井組が札幌及函館に其の支店を設置して開拓使の用金取扱をなしたるを以て嚆矢とする。爾來拓殖の進展に伴ひ金融機關も亦漸次整備を促されて遂に今日の盛況を見るに至つた。

日本銀行は小樽及函館の兩市に支店を設置し、特殊銀行たる北海道拓殖銀行は明治三十二年發布の北海道拓殖銀行法に基き、本道及樺太の開拓に對する資金の供給を目的として設立されたもので、道內に於て樞要なる二十箇市町村に其の支店を設置し、拓殖金融の中心を爲して居る。

普通銀行は北海道銀行を始め道內各地に設置せられ、一般商工業資金の源泉を爲し、又貯蓄銀行は概して最近の發展に屬するも、大正十一年の貯蓄銀行法の改正以來內容及業績共に一層の堅實味を加へ、他面貯蓄思想の普及徹底と相俟つて何れも順調の發達を辿り、庶民銀行としての實を擧げてゐる、而して左表に示すが如く道內に本店を有する銀行八行の公稱資本金が三千三百八十萬圓なるに、道內に支店を有す

る道外銀行十二行の公稱資本金は五億二千二百十八萬五千圓にして其の間甚しい差異あるが、之は一に後者は日本銀行を始め、三井、三菱、第一及安田等の我國一流銀行が其の大部分を占めてゐる結果である。

銀行數及資本額（本道に本店を有するもの）

年次	特殊銀行 本店	特殊銀行 支店	特殊銀行 資本總額	普通銀行 本店	普通銀行 支店	普通銀行 資本總額	貯蓄銀行 本店	貯蓄銀行 支店	貯蓄銀行 資本總額	合計 本店	合計 支店	合計 資本總額
昭和十	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	五	五五	一二、八〇〇、〇〇〇円	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇円	八	八三	三三、八〇〇、〇〇〇円
昭和九	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五	五五	一二、八〇〇、〇〇〇	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇	八	八三	三三、八〇〇、〇〇〇
昭和八	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五	五五	一二、八〇〇、〇〇〇	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇	八	八三	三三、八〇〇、〇〇〇
昭和七	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五	五二	一二、八〇〇、〇〇〇	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇	八	八〇	三三、八〇〇、〇〇〇
昭和六	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六	五四	一三、三〇〇、〇〇〇	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇	九	八二	三四、三〇〇、〇〇〇
昭和五	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七	五三	一二、九〇〇、〇〇〇	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇	八一	三三、九〇〇、〇〇〇
昭和四	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七	五一	一二、九〇〇、〇〇〇	二	七	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇	七八	三三、九〇〇、〇〇〇
昭和三	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七	五一	一二、九〇〇、〇〇〇	二	七	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇	七八	三三、九〇〇、〇〇〇
昭和二	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	九	五一	一三、一五〇、〇〇〇	二	六	一、〇〇〇、〇〇〇	一二	七七	三四、一五〇、〇〇〇
昭和元	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇	六二	一四、一五〇、〇〇〇	二	六	一、〇〇〇、〇〇〇	一三	八三	三五、一五〇、〇〇〇
大正一四	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇	六四	一一、一五〇、〇〇〇	二	六	一、〇〇〇、〇〇〇	一三	八一	三二、一五〇、〇〇〇
大正一三	一	一二	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇	五八	一一、一〇〇、〇〇〇	二	六	一、〇〇〇、〇〇〇	一三	七五	三二、一〇〇、〇〇〇
大正三	一	一二	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇	六七	一〇、二〇〇、〇〇〇	二	四	一、〇〇〇、〇〇〇	一三	八二	三一、二〇〇、〇〇〇
明治四二	一	五	三、五〇〇、〇〇〇	一一	二六	四、六四二、三二〇	二	二	二八〇、〇〇〇	一四	三四	八、四二二、三二〇

備考　一、本表は道外に於ける支店及出張所數を除く。
二、明治四十二年の資本總額は假に拂込資本額を掲ぐ。

道内に本店を有する銀行（昭和十年末）

區分	本店數	支店數	公稱資本金	拂込資本金
特殊銀行	一	二〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	一二、五〇〇、〇〇〇円
普通銀行	五	五五	一二、八〇〇、〇〇〇	七、八六九、三七五
貯蓄銀行	二	八	一、〇〇〇、〇〇〇	六四二、五〇〇
計	八	八三	三三、八〇〇、〇〇〇	二一、〇一一、八七五

道外に本店を有する銀行（昭和十年末）

區分	本店數	支店數	公稱資本金	拂込資本金
特殊銀行	一	二	六〇、〇〇〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇、〇〇〇円
普通銀行	九	二八	四四九、一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇五、〇〇〇

區分	本店數	支店數	公稱資本金	拂込資本金
貯蓄銀行	二	四	一三、〇三五、〇〇〇円	一〇、〇七二、五〇〇円
計	二	四	五三、一八五、〇〇〇	三五、〇七七、五〇〇

（イ）銀行預金及貸金　本道に於ける預金及貸金の趨勢は、財界の變動に依つて時に消長はあつたが、道内産業の振興並に經濟界の進展に伴つて增加を示し、昭和十年末に於ては預金殘高三億三千九百五十六萬圓、貸金殘高は三億二千四百七十八萬圓を算し、之を十年前の昭和元年末と比較する時は、前者は約一・六倍、後者は約一・二倍に當る。更に第一期拓殖計畫樹立當初の明治四十二年末と比較すれば、實に前者は約十四・七倍、後者は約十五・二倍の增加であつて、本道拓殖事業の發展と富力增進の一面を窺ふことが出來る。而して本道は尙拓地殖民事業の道程にあるを以て投資の事業多く、從つて之が資金の需要頻繁なる爲、常に預金に比し貸金超過の趨勢であつて、其の利率の如きも最近は概して中央の狀勢に追隨し、稍々低下の步調を辿つては居るが、府縣に比しては尙高率なるを免れない狀態である。然るに

昭和十年末に於ける預金及貸金殘高を前年末に比較すれば前者は六百五十一萬一千圓、後者は三百四十二萬六千圓を增加してゐる。更に昭和十年に於ける預金對貸金の差を見るに、一千四百七十八萬圓の預金殘高を超過を示してゐる。

銀行預金及貸金

年次	預金殘高	指數	貸金殘高	指數
昭和十年	三三九、五六七千円	二〇三	三三四、七八七千円	一三七
昭和九年	三三三、〇五六	一九九	三三一、三六一	一三六
昭和八年	二九五、九四九	一七七	三〇五、三二〇	一二九
昭和七年	二六一、九三四	一五七	二九八、六五九	一二六
昭和六年	二四五、八一三	一四七	二七八、八四〇	一一八
昭和五年	二六五、三一〇	一五九	二六二、五〇三	一一一
昭和四年	二六一、六四四	一五七	二八〇、八四八	一一九
昭和三年	二四八、五一三	一四九	二八四、〇〇六	一二〇
昭和二年	二三三、五二九	一三三	二八一、四六八	一一九
昭和元年	二一〇、三五八	一二六	二七九、五二〇	一一八
大正十四年	二〇四、三七三	一二三	二七五、七一二	一一七
大正十三年	一八四、二六七	一一〇	二五六、一六二	一〇八

年次	預金殘高	指數	貸金殘高	指數
大正十二年	一六七、一一六千円	一〇〇	三三六、五一五千円	一〇〇
明治四十二年	三三、〇九三	—	二一、三四四	—

備考　日本銀行の預金及貸金は直接民間に交渉なきを以て省く。

（ロ）手形交換　本道に於ける手形交換所は、大正二年函館及小樽兩市に設置されたるを始めとし、同五年には札幌に、更に昭和三年には室蘭に夫々設置を見るに至つた。尙此の外釧路及帶廣兩市に各組合銀行に於て交換の業務を爲しつゝある。而して其の業績を見るに商取引の繁榮は逐年交換高の增加を齎し、昭和十年に於ては五交換所の取扱高枚數合計は約百二十八萬四千枚にして、此の金額七億九千九百八十一萬九千圓に達して居る。

而して之を前半に比較すれば枚數に於て約三萬五千枚を增加し、金額に於ては約二千五百萬餘圓の增加を示してゐる。之は對外爲替關係の好轉に依る貿易の增進と農、海產物價格の騰貴及軍需品工業の活況等の好條件が一般商取引の回復を齎した事に依るものである。

手形交換高

年次	小樽		函館		札幌		旭川		室蘭		合計	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
昭和十年	四五四、二〇三枚	三八五、二四〇、九九〇円	三六二、四二八枚	二一四、七八七、六四六円	二、七四二枚	二、八四九、七七九円	一、二四九枚	一、二八四、七四八枚	一、二九四枚	一、二八四、七四八枚	八一九、九六七円	
昭和九年	四四〇、八二四	三七七、一四一、九九九	三五八、二一五	二〇四、七五九、二四一	二、七五八	二、八四九、七七四	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和八年	四一〇、八〇八	三〇三、九八六、二七九	三四五、一四九	二〇一、七六一、二五三	二、三四一	二、四五八、三二一	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和七年	三七八、七七三	二三九、〇三一、六八八	三四九、一二八	二〇五、〇三三、七三七	二、三四一	二、四五八、三二一	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和六年	三九八、九八五	二三〇、〇八〇、七一七	三六九、七四二	一四四、七五五、二〇〇	二、四五八	二、五五一、二四五	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和五年	四三八、二〇八	二九、六〇、二七一	四二九、八四九	二〇九、四六二、二五五	二、四五八	二、五五一、二四五	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和四年	四八七、八〇六	四〇七、三〇三、一六四	四六八、二六〇	二六〇、八六二、九五三	二、四五八	二、五五一、二四五	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和三年	四九〇、〇三四	四一七、一九七、一六六	四六二、六二三	二六〇、四四〇、五六六	二、四五八	二、五五一、二四五	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和二年	四六九、一九八	四三三、八一六、九九九	四七七、九五八	二五八、七五六、五六三	二、三七一	二、四五八、三二七	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
昭和元年	四七四、一一四	四四八、六二三、七一四	四五一、三五四	二三〇、〇三六、七四八	二、三七一	二、四五八、三二七	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
大正十四年	四三三、四五五	四六七、八三三、三五二	四二六、〇七三	二六二、四二四、四二九	二、三九一	二、四六八、三二九	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
大正十三年	五二六、八七九	五四四、六三三、〇七八	四四〇、五四〇	二三九、四四三、九六三	二、四五三	二、五六一、二五〇	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	
大正十二年	三六七、〇四〇	三七五、五九九、〇一四	四六三、二〇一	二四三、五九一、〇七四	二、四五八	二、五五一、二四五	一、二四九	一、二八四、七四八	一、二九四	一、二八四、七四八	八一九、九六七	

（ハ）爲替取扱高　銀行の附隨業務たる爲替取扱高も產業の進展と商取引の繁盛に依つて逐年增加の趨勢にあるが、近年不振を示せる金融界に於ては、之等の銀行業務にも影響を及ぼし、久しく沈靜の狀態を續けて來たが、昭和七年は漸く活氣を帶び、茲にも一般經濟界好轉の兆を觀る事が出來る。今最近數箇年に於ける本道爲替取組高の趨勢を表示すれば左の如くである。

（一）爲替を通じて道內に流入せる金高

年次＼區分	送金爲替取組高	割手、代手取立高	荷爲替取立高	當座口振込仕拂高	計	現金廻送受入高	合計
昭和九年	五九、〇三三、二七三円	九三、四一二、七〇〇円	五〇、七七〇、〇五一円	一八七、二二七、二〇二円	三九〇、四四三、二二六円	六、三四六、八六〇（一七四、三七二、五三九）	五六四、八一五、七六五円
昭和八年	六一、〇二三、六一五	七四、六八三、六六九	四一、九五一、七六一	一三一、五五四、三七六	三〇九、二一三、四二一	八五一、六〇〇（一二四、〇五一、六〇〇）	四三三、二六五、〇二一
昭和七年	四一、四五九、七三九	六二、七一一、九五三	四〇、六〇二、九六二	一〇一、八一四、四二七	二四六、五八九、〇八一	一、四七〇、〇〇〇（一〇二、七九六、六七四）	三四九、三八五、七五五
昭和六年	四五、五七六、五二五	四四、五二〇、九三二	六〇、〇一五、二六七	八四、五二九、九六八	二三四、六四二、六九二	五、三一〇、二八五	二三九、九五二、九七七
昭和五年	五五、四九三、二六二	六四、七〇二、三六二	八〇、三五五、七二三	一二七、五八五、〇五三	三二八、一三六、四〇〇	六、一八八、二四二	三三四、三二四、六四二

備考　一、括弧內は日本銀行付替による廻送金を含む。
二、昭和十年末調の統計は今尙不明である。

（二）爲替を通じて道外に流出せる金高

年次＼區分	送金爲替取組高	割手、代手取組高	荷爲替取組高	當座口振込受入高	計	現金廻送拂出高	合計
昭和九年	六五、五三五、四四六円	六二、九八九、一六一円	九四、三九二、二四九円	一六八、〇六八、五四一円	三九〇、九八五、三九七円	一一、一一一、七三九（一三五、一四〇、五一六）	五二六、一二五、九一三円
昭和八年	六五、〇六六、一四八	五五、六三六、六五五	八四、三四二、二六五	一二八、〇五三、〇三二	三三三、〇九八、一〇〇	一、一五七、〇〇〇（一〇四、五六四、〇〇〇）	四三七、六六二、一〇〇
昭和七年	五五、三四二、九九七	四一、八三七、七七五	六六、二〇二、五〇九	一一一、〇九一、三四五	二七四、四七四、六二六	五九六、四五〇（八五、七一一、五五〇）	三六〇、一八六、一七六
昭和六年	五二、九四一、〇七三	六五、六八一、六九四	二九、七二六、六九五	一〇一、八九〇、八四七	二五〇、二四〇、三〇九	八、〇九二、四五〇	二五八、三三二、七五九
昭和五年	七四、二九九、八一六	一〇四、八四〇、六九四	三四、五〇三、四七八	一一五、二四八、九七七	三二八、八九二、九六五	九、五七一、〇〇〇	三三八、四六三、九六五

備考　一、括弧內は日本銀行付替による廻送金を含む。
二、昭和十年末調の統計は今尙不明である。

（ニ）銀行出入金額　本道各銀行に於ける既往の出入金額は、大正四年を最高として以後は漸減の一路を辿りつゝあつたが、昭和八年以來稍々頽勢を挽回し、昭和九年に於ては出入金總計百四十九億九千三百四十六萬餘圓となり、近年に例なき活況を示し、出入金差額も同年は千四百二十三萬餘圓の入金超過となつてゐる。此等の趨勢を表示すれば左の如くである。

年次	出金指數	入金指數	入金超過額（△は出金超過）
昭和九年	九五・〇	九五・一	一四、三三一、四三二円
昭和八年	七四・七	八六・二	八、八〇三、九四〇
昭和七年	五二・四	五三・六	一八、四五五、二三九
昭和六年	六〇・〇	五九・九	△四、八三一、一一八
昭和五年	七七・三	七七・一	△四、〇八四、七三〇
昭和四年	八〇・二	八〇・二	一、三三三、三一二
昭和三年	八八・六	八八・六	三、九七一、三七八
昭和二年	九一・八	九一・六	△四、四九六、四四六
昭和元年	一一九・〇	一一九・〇	二、〇八八、六九一
大正十四年	一五三・〇	一五三・〇	六四八、九八七
大正十三年	一一〇・〇	一一〇・〇	四、〇一九、五九七
大正十二年	一〇三・〇	一〇一・〇	△七七、五四九、九四三
大正十一年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	五、九一五、五一八
明治四十二年	—	—	三、九二九、一六二

(二) 私營質屋　本道に於ける私營質屋は、歐洲大戰の影響に依る物價騰貴の趨勢に乘じ、一般の利用を增したるに刺戟されて營業者は逐年增加し、殊に市街地は最も良く發達し、其の利用狀態は庶民階級の經濟を如實に物語るもので、後財界の反動と共に經濟界の一時的好況に乘じて開業したる店舖は、漸次自然淘汰されて逐年減少した。更に昭和二年三月公益質屋法の發布を見るに至り、之が勸奬の結果として最近各所に設置されると共に、近年一般財界の不況と相俟つて益々減少し、昭和十年末に於ては其の數五百六十九にして、大正十二年に比すれば實に四百十三の激減である。而して質入、質受及質流等の營業狀態を表示すれば左の通りで下層階級の金融及世相の一面を察知することが出來る。

私營質屋數及入出調

年次	質屋數	質入		質受		質流	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
昭和十年	五六九	九六〇、一八八件	四、二四三、七六二円	七五一、四六三件	三、三〇七、三五六円	二三三、二六六件	四七八、八二七円
昭和九年	五七九	八三三、二三一	三、五七三、九〇七	六三八、七四二	二、七三六、九四九	一〇九、八〇六	四七四、七四〇
昭和八年	六一九	九七八、一四八	三、九三九、四五一	七五六、一〇九	二、七八六、〇六八	一五七、六六六	四八七、七四〇
昭和七年	六四四	一、二五五、五三九	三、九二五、四六三	六〇九、三八二	二、六二九、六五九	一四六、三七六	八八〇、六四五

年次	質屋數	貸付 件數	貸付 金額	受入 件數	受入 金額	流質 件數	流質 金額
昭和六年	六八九	一、二六四、八四五件	四、三七七、四三二円	五六八、一七三件	二、二五八、〇七二円	二三一、〇六二件	一、〇五七、二六八円
昭和五年	七五〇	一、五二一、七九六	五、七九四、八二三	六八一、六九一	三、五二七、四三三	七八八、八七八	二、〇七一、九七九
昭和四年	八〇四	一、三二五、七二五	五、九四四、四五六	六二三、八〇一	三、九四五、五〇二	一一六、三九二	六六九、二九三
昭和三年	八二九	一、〇〇六、七七五	七、二五四、五二二	七五二、五九一	五、八三三、一三三	一四八、五六九	一、〇七九、一三六
昭和二年	八五五	九三一、九四三	六、二三〇、一〇九	七五三、六五九	四、四五八、七七九	一五四、一五四	一、〇八五、一六三
昭和元年	八六三	一、〇一三、五三六	八、〇〇一、一〇六	七八五、四一五	六、二九六、五五九	一四四、七三五	一、〇三一、一八〇
大正十四年	八七一	一、一一六、二九三	八、〇七九、六一七	八五三、〇三三	六、八三一、八五七	一三四、九五一	八七七、九六三
大正十三年	八九五	一、〇〇三、九四六	八、〇九七、五四〇	七〇八、六二一	六、〇二四、九三三	一一三、二七七	二、六八〇、九九一
大正十二年	九〇三	九二六、七二八	七、四七八、七四一	七四四、四八〇	五、〇〇九、五五四	一三二、〇一〇	三三九、七七九
明治四十二年	四三六	九五一、一三一	二、三七八、四六五	七六〇、七二七	一、八〇九、一三五	一三三、四〇四	二八〇、四七五

(三) 信用組合　本道に於ける產業組合は、明治三十五年札幌郡江別町に信用組合の設立を見たるに始まり、爾來之が利用の理解は著しく發達を促進し、今や其の活動は現代經濟機構中重要な地歩を占むるに至つた。而して其の信用事業を經營する組合は、昭和十年末に於ては三百六十八を算してゐる。今其の內容に就て見るに調査組合數三百六十一の同年度內貸付金は總額三千五百八十二萬一千二百六十九圓、一組合平均九萬九千二百二十八圓に達し、貸付額は昭和五年以降特に急激なる增加を示してゐるが、之は農產物價の低落に依る農家經濟の窮乏と凶作水害に因る打擊の結果、從來の傾向を一層顯著ならしめたものである。(第九章參照)

(四) 無盡　本道に於ける無盡業は大正四年發布の無盡業法に依つて、翌五年三月旭川市に上川無盡株式會社の免許せられたるを以て嚆矢とし、爾來當業者の增加と共に、一面實業界の有力者が其の經營に當つて之が普及に努めた結果、近年頓に世人の評價を高め、庶民の金融機關として重要の地位を占むるに至つた。

昭和十年末現在に於ては其の社數十四、內株式十三及合資一で、資本金總額は三百二十四萬圓に達し、之を十年前の大正十三年に比較するときは、社數に於て二、資本金に於て百八十八萬五千圓の增加である。而して此の分布狀態は札幌、函館及旭川三市に各々二、小樽、室蘭、釧路及帶廣の四市、網走、野付牛、稚內及根室の四町に各一の本店を有する外、道內各町に支店十八、出張所二十五及代理店五十七を配置し逐年隆盛を示してゐる。

尙昭和十年末に於ける業務狀況は、各會社を通じ其の組數四千六百六十八にして、

總口數十二萬九千餘に達し、此の給付金契約高は八千三百七十八萬三千圓に及び一口の給付金額は五百圓及千圓が最も多い。

然しながら當業者中には往年物價暴騰の際、多額の固定貸付を爲したる後を承け、其の整理猶全からざるものあると、他面未收無盡の增加及賴母子講等に依り經營困難を感ずるものがあつたが、之が監督を嚴にすると共に、傍ら業務の刷新を促して銳意之が打開に努めた結果、現在に於ては各社共概して堅實なる經營歩調を辿りつゝある。參考の爲無盡會社の資本金及準備金の年次表を揭げれば左の如くである。

資本金及準備金（各年末現在）

年次	公稱資本金	拂込資本金	法定準備金
昭和十年	三、二四〇、〇〇〇円	一、九八三、五〇〇円	三三八、六七八円
昭和九年	三、二四〇、〇〇〇	一、九八三、五〇〇	三七八、四八八
昭和八年	三、二四〇、〇〇〇	一、九八三、五〇〇	四四四、二〇八
昭和七年	三、二四〇、〇〇〇	一、九二三、五〇〇	四一六、七〇八
昭和六年	三、〇四五、〇〇〇	一、九〇九、四三七	三六九、一五八
昭和五年	三、二四五、〇〇〇	一、九〇九、四三七	三六七、一五八
昭和四年	二、九一六、三五〇	一、六三九、六二五	三三二、五五八
昭和三年	二、六六五、〇〇〇	一、五三四、七五〇	二九六、〇〇八
昭和二年	二、四三五、〇〇〇	一、三一〇、〇〇〇	二五二、〇八二
昭和元年	一、六〇五、〇〇〇	一、〇五四、五〇〇	一六三、九七二
大正十四年	一、六〇五、〇〇〇	九七三、〇五〇	一四八、九五二
大正十三年	一、三五五、〇〇〇	八二七、九五〇	一二一、一九〇
大正十二年	一、二〇五、〇〇〇	六六七、〇〇〇	八九、〇六〇

給付及掛金契約高（各年末現在）

年次	總組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
昭和十年	四、六六八円	一三九、〇六〇円	八三、七八三、七〇〇円	八六、七九四、六八三円
昭和九年	四、二〇四	一一五、六七三	七五、八三五、三〇〇	七八、五八四、九四一
昭和八年	三、五〇四	一〇三、二五三	六九、六七三、九四〇	七二、五四六、〇三六
昭和七年	三、二四八	九三、九五四	六七、六六六、九〇〇	七一、八五三、七三一
昭和六年	三、〇三七	九一、七〇三	六八、八〇四、七〇〇	七二、四三八、八五四
昭和五年	二、四八三	八七、四四七	六五、五二一、四〇〇	六八、一八一、五〇九
昭和四年	二、二四四	七一、九四五	五九、二六三、六〇〇	六一、五六六、五〇四
昭和三年	一、七五五	六三、八八九	五二、五七八、九〇〇	五六、一二九、二八七

年次	總組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
昭和二年	一、五三一	五七、八九七	四六、一二、七〇〇	四九、三五、〇〇〇
昭和元年	一、三三〇	五二、六〇六	四二、一五〇、三〇〇	四二、三一〇、三八四
大正十四年	一、三三六	四八、四一五	三五、八八一、四一三	三七、三三三、一一六
大正十三年	一、一〇四	四〇、三八〇	二七、二四〇、八〇〇	二九、〇一四、〇八五
大正十二年	八五五	三一、一四八	二〇、七九九、三〇〇	二二、七九、六一〇

(五) 郵便貯金　本道に於ける郵便貯金は逐年著しい増加を示し、殊に大正五年小樽貯金支局の設置以來其の増加は極めて顯著となつた。更に昭和二年の金融恐慌に際しては、其の安全有利なるを認められて貯金熱は一層高まり、昭和十年末の現況は貯金九千五百八十八萬七千餘圓、人員百七十萬一千人であつて、十年前の昭和元年の夫れと比較すれば預金約七割、同人員約二割一分の増加を示してゐる。又前年末に比較すれば預入口數に於て十五萬八千五百七の増加となり、金額は寧ろ三百三十五萬四千三百餘圓の減少を示したが、之は郵便貯金利下に因つて、他の金融機關への轉出及小口貯金の増加を見るに至つた爲である。尚拂戻口數に於ては十一萬五千八百三十一、金額は七十七萬餘圓を増してゐる。之が趨勢を示せば左の如くである。

郵便貯金の趨勢

年度	預入 口數	預入 金額	拂戻 口數	拂戻 金額	年度末現在高 人員	年度末現在高 金額	年度末現在高 一人當金額
昭和十年	五、二〇五、三四九	七三、〇〇八、〇八二 円	一、九七〇、四九二	七四、八二一、七九五 円	一、七〇一、〇〇五 人	九五、八八七、四八七 円	五六・三七〇 円
昭和九年	五、〇四六、八四三	七六、三六二、四五八	一、八五四、六八〇	七四、〇四一、七六七	一、六四九、四四六	九五、四七五、四四三	五七・八八〇
昭和八年	四、六五八、九二九	六八、一三六、八一一	一、八七二、四〇四	六六、四八五、五一七	一、五七四、〇六三	九一、四三二、五二三	五八・〇九〇
昭和七年	四、三三四、〇六五	六〇、四四二、五五九	一、六七八、五八〇	六六、一五七、六八〇	一、五四〇、二六六	八七、六七七、二五五	五六・九二三
昭和六年	四、二六二、五五六	六一、八七四、三八一	一、六六五、三九三	六一、七九〇、一三八	一、五六五、五八九	九一、一九八、〇一五	五八・二五一
昭和五年	四、五一八、七八二	六四、〇八、七三	一、五三一、九四八	六四、五〇、一〇五	一、五八七、四六八	八八、〇七三、一六〇	五五・四八〇
昭和四年	四、五五八、五九五	六七、五五五、三六六	一、三〇〇、三六三	六一、四八八、六六四	一、六二〇、九四七	八六、一〇〇、三三	五三・一一七
昭和三年	四、四二〇、一〇六	六三、四二、一二八	一、三三三、九四九	五六、六七一、一三一	一、七七七、五五六	七四、七九九、三五六	四七・四一五
昭和二年	三、九五五、九二〇	五八、六二九、四四五	一、四六、五七七	五一、一五八、二六三	一、五〇六、〇七三	六六、五二八、一一三	四四・一七三
昭和元年	三、四七五、三五二	四七、五八九、七四九	一、〇六九、二〇四	四五、六八七、九一七	一、四〇五、三一三	五六、三五六、〇一四	四〇・一〇二
大正十四年	三、五七六、六一七	四四、五三八、六四六	一、〇一〇、五五九	四四、六一三、二五七	一、三五七、四九八	五二、二六四、九三八	三八・五〇一
大正十三年	三、〇七八、五九三	四五、〇五六、五九四	九三一、〇三八	四一、四三一、一三三	一、二五七、四三二	五〇、二一六、七五八	三九・九三六

年度	預入 口數	預入 金額	拂戻 口數	拂戻 金額	年度末現在高 人員	年度末現在高 金額	年度末現在高 一人當金額
大正十二年	二、三〇三、八五七	四〇、七二九、一四八円	八、八三、三五五	三八、二四三、一五六円	一、〇五四、九三四人	四四、四三四、四二八円	四二・二〇円
明治四十二年	八〇七、八二六	四、八五三、三七四	二九九、四五三	四、二三九、九九二	三五九、二三三	四、九九六、七九二	一三・九〇

(六) 地方貸付資金　本道各方面の事業資金に對して低利に依つて融資せらるゝものは、大藏省預金部資金竝に簡易保險積立金等であつて、主として公益事業等に放資せられ、預金部支部及地方費、若くは北海道拓殖銀行等を通じて貸付される。而して貸付利率は三分二厘乃至五分二厘で、償還期限は五年乃至三十年とし、之等の本道に對する融資は、大藏省預金部貸付金は明治四十二年より、簡易保險積立金の貸付は大正八年より夫々實施せられ以て今日に及んで居る。之等の資金融通開始以來の實績は集計上困難なる爲不明であるが、最近三箇年に於ける大藏省預金部資金放資の狀況簡易保險積立金貸付の累年狀況を表示せば左の如くである。

大藏省預金部貸付金

事業種別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
公共團體及各種組合普及事業資金			
社會事業資金	三二、三一三、三九八円	二六、〇一二、九九四円	二七、三〇八、二三〇円
公益質屋資金	三、二二六、六七六	三、〇六八、六六〇	二、七六三、一九〇
災害復舊資金	—	一二六、七三九	一三九、八四〇
高利債借替資金	一、〇七一、四六六	一、一一四、九九九	一、七〇四、七九七
北海道土功組合供給資金	一二、一八二、六三四	一二、七五九、六〇七	一二、一〇三、九四七
北海道鰊漁業權者高利債借替資金	一、〇四二、二五七	四四九、一五一	四三三、三四七
失業者救濟事業資金	三、三八〇、一七四	三、二八一、二三三	三、一九〇、一三五
失業應急資金	九七八、一五〇	九一二、〇五七	八三八、九〇二
農村漁村失業救濟資金	八二六、七一五	一、五九〇、五八九	一、八九〇、三四九
北海道土地開發關係資金	三〇七、六二二	二七二、七〇五	三三八、〇九二
籾貯藏資金	六、〇九五、八六一	七、八〇〇、四七一	一一、五八四、〇〇九
小麥應急資金	—	九八、八〇一	—
肥料資金	一五二、〇〇〇	四四、〇〇〇	—
信用組合經由中小商工農業者等資金	三七八、六四〇	六八四、二〇〇	二三二、七一八
中小商工業者等產業資金	一、九〇〇、二六二	一、二〇二、三七三	六七三、四四六
罹災地中小商工業復興資金	五、三三三、六一六	三、九九四、二二三	二、九四七、七一九
	—	八二四、六〇〇	一、六五八、八〇〇

事業種別	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
	円	円	円
北海道土功組合長期借替資金	一六、五六二、六四二	一五、三九〇、八一八	一三、六九一、二五一
北海道土功組合償務償還資金	五四一、八四五	五二五、〇七四	五四九、八四二
農村及中小商工業關係元利支拂資金	二、二一三、一七六	二、三九七、一五五	三、五九六、七八九
公共團體財政救濟應急資金	一、六三〇、二〇六	一、五四七、八八二	一、三六四、九三六
政府補償產業組合金融疏通資金	三、四二二、九二〇	三、二六二、二六五	二、九九五、二七二
農村振興土木事業資金	九一七、六〇〇	九四二、二一三	九六四、九五〇
農業土木事業資金	四七、四〇三	五五、八五八	五四、一四二
農業倉庫建設資金	五四、〇〇〇	一一四、三五四	一一七、九八五
籾貯藏倉庫建設資金		三一七、八〇〇	二七六、五一三
北海道製炭事業資金	四一六、八三八	五三一、九一〇	三三九、四九〇
北海道及東北地方凶作救濟資金	三、八九〇、七七六	三、四一三、四四	三、一二四、一五三
北海道及青森縣水害竝凶作關係資金	五、二〇二、二九四	四、六五六、三五一	四、一七八、〇二四
北海道十勝岳及駒ヶ岳爆發災害復舊資金	五八三、一〇四	五四一、五九九	五〇八、一〇七
北海道岩內町財政整理補助資金	六三四、五五一	六〇五、四三三	五七五、六九五
地方產業資金	四一、三四〇	三七、九五八	三三、六八〇
養蠶應急資金	四、三七〇		
米穀應急資金	一三七、五五〇		

事業種別	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	計
	円	円	円	円	円	円
北海道土功組合長期借替資金	一二、九一一、二五一	一〇、三一九、一〇〇	八、一二五、一〇〇	六、一二五、一〇〇	四、一二五、一〇〇	九七五、三〇〇
北海道土功組合償務償還資金	五四九、八四二	五四九、八四二	五四九、八四二	五四九、八四二	五四九、八四二	六七、三〇〇
農村及中小商工業關係元利支拂資金	三、五九六、七八九	三、五九六、七八九	三、五九六、七八九	三、五九六、七八九	三、五九六、七八九	三、七八、一九〇
公共團體財政救濟應急資金	一、三六四、九三六	一、三六四、九三六	一、三六四、九三六	一、三六四、九三六	一、三六四、九三六	一三〇、〇〇〇
政府補償產業組合金融疏通資金	二、九九五、二七二	二、九九五、二七二	二、九九五、二七二	二、九九五、二七二	二、九九五、二七二	三〇六、八〇〇
農村振興土木事業資金	九六四、九五〇	九六四、九五〇	九六四、九五〇	九六四、九五〇	九六四、九五〇	一三九、〇〇〇
農業土木事業資金	五四、一四二	五四、一四二	五四、一四二	五四、一四二	五四、一四二	一、五一三、八〇〇
農業倉庫建設資金	一一七、九八五	一一七、九八五	一一七、九八五	一一七、九八五	一一七、九八五	九八、三三〇
籾貯藏倉庫建設資金	二七六、五一三	二七六、五一三	二七六、五一三	二七六、五一三	二七六、五一三	二五、七〇〇
北海道製炭事業資金	三三九、四九〇	三三九、四九〇	三三九、四九〇	三三九、四九〇	三三九、四九〇	六四、〇〇〇
北海道及東北地方凶作救濟資金	三、一二四、一五三	三、一二四、一五三	三、一二四、一五三	三、一二四、一五三	三、一二四、一五三	一、五四〇、六〇〇
北海道及青森縣水害竝凶作關係資金	四、一七八、〇二四	四、一七八、〇二四	四、一七八、〇二四	四、一七八、〇二四	四、一七八、〇二四	一〇〇、八三〇
北海道十勝岳及駒ヶ岳爆發災害復舊資金	五〇八、一〇七	五〇八、一〇七	五〇八、一〇七	五〇八、一〇七	五〇八、一〇七	二九五、七〇〇
北海道岩內町財政整理補助資金	五七五、六九五	五七五、六九五	五七五、六九五	五七五、六九五	五七五、六九五	六四、〇〇〇
地方產業資金	三三、六八〇	三三、六八〇	三三、六八〇	三三、六八〇	三三、六八〇	七、三五〇
養蠶應急資金						四、五〇〇
米穀應急資金						四九、七〇〇

事業種別	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	計
	円	円	円	円	円	円
住宅	九七五、三〇〇	九七五、三〇〇	九七五、三〇〇	九七五、三〇〇	九七五、三〇〇	九七五、三〇〇
公立中學校	六七、三〇〇	六七、三〇〇	六七、三〇〇	六七、三〇〇	六七、三〇〇	六七、三〇〇
小學校	三、七七八、一九〇	三、七七八、一九〇	三、七七八、一九〇	三、七七八、一九〇	三、七七八、一九〇	三、七七八、一九〇
實費診療所	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
自作農創設	三、〇六六、八〇〇	三、〇六六、八〇〇	三、〇六六、八〇〇	三、〇六六、八〇〇	三、〇六六、八〇〇	三、〇六六、八〇〇
公益・市場	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇
上水道	一、五一三、八〇〇	一、五一三、八〇〇	一、五一三、八〇〇	一、五一三、八〇〇	一、五一三、八〇〇	一、五一三、八〇〇
傳染病院	九八、三三〇	九八、三三〇	九八、三三〇	九八、三三〇	九八、三三〇	九八、三三〇
公立病院	二二五、七〇〇	二二五、七〇〇	二二五、七〇〇	二二五、七〇〇	二二五、七〇〇	二二五、七〇〇
職業紹介所	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇
小口產業資金						
農具共同購入	三〇、〇〇〇					三〇、〇〇〇
農業倉庫	八、五〇〇					八、五〇〇
災害關係資金						
農村負債整理資金						
政府補償不動產金融資金						
合計	三、四四三、六五八	二、九八、六〇六、四一五	一〇三、七六〇、二九七	九五、七一二、〇七六	二二、三〇〇、〇〇〇	簡易保險積立金貸付額調（大正八年度より貸付開始）

事業種別	自大正八年度至昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
公益質屋	三七、〇〇〇円	—円	—円	—円	—円	—円	三七、〇〇〇円
港灣修築	—	—	—	—	—	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
河川改修	—	二一一、五〇〇	—	—	—	—	二一一、五〇〇
災害復舊	—	—	—	—	—	五、〇〇〇	五、〇〇〇
下水道	二、〇六七、七〇〇	二五、〇〇〇	—	一一九、八〇〇	—	—	二、二二二、五〇〇
農業共同施設	—	二五、〇〇〇	一九、〇〇〇	—	—	—	四四、〇〇〇
農事試作場	—	—	—	—	—	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
漁業共同施設	三三三、二〇〇	五四、九〇〇	一八九、八〇〇	四五、〇〇〇	—	—	六二二、九〇〇
市廳舍	—	—	—	—	—	一七八、〇〇〇	一七八、〇〇〇
町廳舍	—	—	—	—	一三、〇〇〇	一三、四〇〇	二五、四〇〇
公設防火施設	—	—	—	—	二、五〇〇	一二二、七〇〇	一二五、二〇〇
託兒所	三〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	三〇、〇〇〇
結核療養所	一一三、九〇〇	—	—	—	—	—	一一三、九〇〇
勞働賃金立替資金	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	五、〇〇〇
畜産共同施設	—	—	一五、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五五、〇〇〇
農村電氣事業	—	—	五四五、〇〇〇	—	—	—	五四五、〇〇〇
公設火葬場	—	—	—	一、七〇〇	—	—	一、七〇〇
體育施設	—	—	—	一〇、二〇〇	—	—	一〇、二〇〇
舊債償還資金	—	—	—	—	—	九、五〇〇	九、五〇〇
各種公益事業	—	—	—	—	二四、〇〇〇	—	二四、〇〇〇
合計	一三、七〇二、〇二〇	四七二、五〇〇	一、七七〇、七〇〇	一、二九三、二〇〇	九一五、八〇〇	二、八一〇、三〇〇	一九、九六四、五二〇

(四) 物價及賃銀

(一) 物價　大正十四年より低落の歩調を辿りたる物價は、更に昭和に入て全國的なる財界不況の爲、一般經濟界は久しく不振の狀態を持續したが、昭和七、八年に於て先年の金輸出禁止の實施に依る爲替相場の下落とインフレーションの氣構に伴つて物價は昂騰の歩調を辿つた。今小樽市場に就き昭和十年に於ける主要物價の趨勢を窺ふに、大正十二年を一〇〇とする指數は最高一一八、最低五七、平均八四となり、稍々上向氣配を示して來たとは云へ、往年の域に達する迄には相當の開きがある。更に全國十三主要都市と比較すれば（商工省統計課調査卸賣物價五十六種）、昭和四年十二月中の平均價格を一〇〇とする昭和十年末の小樽の物價指數は九五であつて、十三都市平均九七より尚二の低位にある。

物價（小樽市卸賣物價）

區分	量	名稱	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	大正十二年	大正十二年を百としての指數 昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
玄米（內地米）	一石	越中三等	二九・三三円	二五・〇九円	二〇・六五円	二〇・四二円	一七・六五円	二四・〇二円	三二・二七円	九二	七八	六四	六三	五五	七四

區分	量名稱	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	大正十二年	大正十二年を百としての指數 昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
同（本道米）	一石	二七・〇五 円	二三・五九 円	一八・八七 円	二〇・〇〇 円	一六・八一 円	二三・二七 円	二九・六四 円	九一	八〇	六三	七八	五七	七八
白米（内地米）	一石	二五・〇	二三・〇一	一九・〇	二三・三五	一九・二九	二六・五〇	二七・二六	?	七〇	五九	七一	五三	七一
同（本道米）	一石	二四・七九	二三・四三	一八・五一	二〇・六三	一八・五一	二四・九九	三五・五七	?	七〇	六三	七〇	五三	七〇
精麥	一石	一〇・五七	一〇・〇八	一一・一五	一一・一五	一一・一五	一四・三四	一九・〇三	?	七三	六五	七三	五九	七三
小麥	一石	六・八二	?	?	?	?	一四・三四	?	?	?	?	?	?	?
大豆	一石	一七・四三	一六・三六	一二・六一	一五・四七	一二・六一	一四・三四	一八・二七	?	?	?	?	?	?
小豆	一石	九・二三	八・九七	七・三八	八・三八	一五・二一	一八・二七	二六・八五	?	?	?	?	?	?
豌豆	一石	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	一〇・一〇	二〇・〇四	二四・九五	三四・九三	?	?	?	?	?	?
馬鈴薯	十貫	一・五一	一・九五	一・一九	一・三〇	一・〇五	一・二〇	一・六五	二一八	一二八	七九	七三	六四	七九
清酒	一石	二五・〇〇	一〇七・五〇	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	一〇六・二五	一二〇・〇〇	一二三・五〇	九四	八八	八六	八六	八七	九八
醬油	一樽	四・二三	三・九三	四・一九	四・二二	四・〇八	四・八七	七・四四	五七	五三	五三	五五	五五	五五
味噌	十貫	五・二三	四・五六	四・九〇	五・〇〇	五・一〇	六・一〇	八・二六	六二	五九	五三	六〇	六二	七四
煎茶	百斤	?	?	一〇五・〇〇	?	一四八・〇〇	一四八・五七	一四五・二九	?	?	?	?	?	?
鰹節	十貫	六〇・二二	六四・五八	七一・八八	五一・六〇	七五・三八	六二・八〇	七一・八〇	四〇	四三	四八	五九	五三	六九
精製糖	百斤	二一・四四	二〇・九三	二〇・八九	一九・〇三	一八・七一	二〇・七一	二九・八七	七三	七〇	六五	七三	六〇	七三
小麥粉	一袋	三・六六	三・三六	三・五三	三・三三	三・一三	三・六九	三・六九	九九	九二	八五	九五	八七	九六
牛肉	十貫	三四・五〇	三五・四〇	三五・〇〇	三五・五四	三八・六三	四八・六七	四八・六七	七四	七六	七五	七六	七三	八五
牛乳	一升	三〇	二九	二九	三〇	三〇	三〇	三二	八四	八三	八二	八二	八一	八四
地物	上	三〇	四九	六・五〇	六・七〇	六・六三	七・〇〇	七・八八	五八	五八	六一	四六	四〇	四六
伊勢三等	一反	四九	五一	六・八八	三九	三四	三四	三九	八四	八九	九四	九三	九一	九六
石油	二罐	六・五〇	六・五〇	六・八八	六・七〇	六・六三	七・〇〇	七・二八	九一	八九	八九	八四	八四	九五
チヤスター	一箱	三・五三	三・五三	三・三八	三・五〇	三・六〇	一四・一〇	一四・九五	九一	九一	八九	八四	八四	九五
石炭	一噸	一三・六〇	一三・六〇	一三・三八	一二・五〇	一二・五〇	一四・一〇	一四・九五	九八	九三	九九	九九	八三	一〇四
薪	一敷	一一・七五	一一・二三	一二・九〇	九・三三	九・八八	一二・四四	一一・九三	八九	九三	九三	九九	八三	一〇四
木炭	十貫	一・八九	一・八八	一・九〇	一・五六	一・五七	一・八六	二・一三	八九	八九	九三	七八	七四	八七
楓特等	十貫	一・八九	一・八八	一・九〇	一・五六	一・五七	一・八六	二・一三	八九	八九	九三	七八	七四	八七
角材	百石	六〇〇・〇〇	七一五・〇〇	五九三・七五	四一三・〇〇	二八〇・〇〇	三七七・五〇	五五七・五〇	一二八	一二八	八九	九五	九四	一〇八
松一等	百石	一、五九・〇〇	一、二五九・〇〇	七九七・五〇	六・八五	六・八六	七・九八	一〇・一五	?	?	?	?	?	?
身缺錬	十貫	一三・九四	一〇・七五	七・九八	六・三三	九・三三	八・四七	一四・九六	九五	九二	九五	八四	八四	九五
本道産重目	十貫	一三・九四	一〇・七五	七・九八	六・三三	九・三三	八・四七	一四・九六	九五	九二	九五	八四	八四	九五
鹽鮭	十貫	一〇・八五	一〇・一三	九・五〇	六・二六	五・七〇	六・一八	七・四三	四一	四三	四八	三五	五〇	四一
勘察加	四・四四	七・七五	六・〇〇	五・一一	四・七三	五・六五	六・九七	八・六七	五一	五一	五一	五一	五一	五一
鹽鱒	十貫	一〇・八五	一〇・一三	九・五〇	六・二六	五・七〇	六・一八	七・四三	四一	四三	四八	三五	五〇	四一
勘察加	四・四四	七・七五	六・〇〇	五・一一	四・七三	五・六五	六・九七	八・六七	五一	五一	五一	五一	五一	五一
撰鱒	十貫	一、五九・〇〇	一、二五九・〇〇	七九七・五〇	五・一一	四・一八	五・九五	七・三二	四一	四三	四八	三五	五〇	四一
箱	五等品	一、五九・〇〇	一、二五九・〇〇	七九七・五〇	五・一一	四・一八	五・九五	七・三二	四一	四三	四八	三五	五〇	四一
平均									七四	八三	七六	七五	六七	七三

備考　大正十二年中の※印を附したるものは大正十一年物價を掲ぐ。

(二)　賃銀

近年の財界不況に伴ひ、各會社及工場等に於ては之が對策として事業縮小、操業短縮、或は經營の合理化等に依り、失業者の簇出と勞働の供給過多を招來し、必然的に勞働賃銀の低落を示すに至つた。最近に至り對外爲替安に伴ふ貿易の回復及物價の漸騰によつて景氣の好轉を見、諸産業は稍〻活況を呈するに至り、賃

銀も漸次昂騰を來しつゝある。

更に大正十年乃至同十二年を一〇〇とする昭和十年の小樽市賃銀は八一・二で、全國十三都市（商工省統計課調査種類五十二）平均八三・五を下ること二・三であつて、最高の大阪九一・四より下ること一〇・二、最低の高知七三・三より七・九高い。

賃銀（農業は新十津川、他は小樽の賃金）

種別	給額別	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	大正十二年	大正十二年を百としての指數 昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年
農作年雇	年給（賄付）	一五〇・〇〇円	一三五・〇〇円	一六〇・〇〇円	一八〇・〇〇円	二二〇・〇〇円	二六〇・〇〇円	三三六・〇〇円	四六	三八	四九	五五	六七	八〇
農作日雇	日給	一・一〇	・八七	・九四	一・〇四	一・二五	一・五七	一・五〇	七三	五八	六二	六九	八三	一〇四
洋服仕立職	日給	一・六〇	一・四七	一・四六	一・四五	一・四五	一・六六	三・〇四	五二	四八	四八	四八	四八	五五
大工職	日給	一・九三	一・九六	一・八〇	二・〇〇	二・一〇	二・七五	三・〇〇	六四	六五	六〇	六七	七〇	九二
左官職	日給	二・三八	二・三七	二・一五	二・三〇	二・六五	三・二五	三・四五	六九	六八	六二	六七	七七	九四
石工職	日給	二・五〇	二・五〇	二・四八	二・五〇	二・九〇	三・四五	三・七〇	六八	六八	六七	六七	六八	九三
煉瓦積職	日給	二・六八	二・一七	二・三八	二・五〇	二・八〇	三・四〇	三・五六	七五	六一	六六	六〇	七九	九五
疊刺職	日給	一・六五	一・五四	一・三〇	一・五〇	一・九〇	二・一九	二・五四	六五	六一	五一	五九	七五	八六
指物職	日給	一・七四	一・七〇	一・七〇	一・七〇	二・〇〇	二・五〇	二・七六	六一	六一	六一	六一	七二	九〇
下駄職	日給	一・一九	一・三〇	一・三〇	一・五〇	一・三〇	一・五〇	一・六九	七〇	七六	七六	八九	七七	八九
靴職	日給	一・八五	一・六四	一・六〇	一・七〇	二・一〇	二・四〇	二・五六	七二	六四	六二	六六	八二	九四
鑄物工	日給	三・〇五	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	二・一〇	二・二一	一三八	八一	八一	八一	八一	九五
鍛冶工	日給	二・五一	一・九二	一・九八	一・九八	一・九八	二・一五	二・一〇	一二〇	九一	九四	九四	九四	一〇二
製材工	日給	一・八四	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	二・五四	一・七〇	一〇八	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一四九
活版植字工	日給（賄付）	一・七〇	一・五四	一・五〇	一・五〇	一・九〇	二・〇〇	一・九一	八九	八一	七八	七八	九九	一〇五
清酒釀造職	日給（賄付）	一・五六	一・四三	一・四三	一・三八	一・三八	一・四三	二・三八	六六	六〇	六〇	五八	五八	六〇
醬油釀造職	日給（賄付）	一・四三	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・五〇	一・八〇	二・一〇	六八	六二	六二	六二	七一	八六
製菓工	日給（賄付）	・九七	一・一七	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・六〇	一・八〇	五四	六五	八三	八三	八三	八九
日傭人夫男	日給	一・四六	一・四一	一・二五	一・三〇	一・五〇	一・六三	二・一四	六八	六六	五八	六一	七四	七六
日傭人夫女	日給（賄付）	・八六	・八四	・七五	・六五	・九五	・九〇	一・〇〇	八六	八四	七五	六五	九五	九〇
下男	月給（賄付）	一二・八八	一一・四二	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・四三	一一三	一〇〇	八七	八七	九六	九六
下女	月給（賄付）	一一・五八	一〇・三三	八・〇〇	八・〇〇	七・七五	七・七五	一〇・四三	一一一	九九	七七	七七	七四	七四
平均		—	—	—	—	—	—	—	七八	七三	七一	七一	七八	九一

備考　賃金は其の年普通賃銀の平均額である。

（五）會社

本道經濟界の發達に伴つて各地に資本の合同が行はれて企業組織の進化を促し、延い

ては各種業態の會社が設立されるに至り、爾來順調なる發達を遂げつゝ今日に至つてゐる。就中歐洲大戰の好況に刺戟されて事業は急速に勃興し、社數及資本金に於て共に著しく增加した。然るに戰後經濟界の反動的恐慌に依つて事業界は萎微沈滯を來し、會社も漸次整理されたが、昭和元年よりは再び漸增の氣勢を示し、昭和九年末に於ては本道に本店を有する會社數は二千九百九十五を數へ、前年に比すれば百三十四を增加してゐる。

而して會社を組織別に分類して見るときは、從前に於ては株式會社が其の首位を占めてゐたが、昭和三年末より合資會社が之に代り、昭和九年末に於ても合資會社優位を占め、其の數千六百六十六、之に次いで株式會社八百九十七、更に合名會社四百二十七、而して株式合資會社は五である。之を表示すれば左の如くである。

會社數及資本總額

年次	社數	資本總額	指數
昭和九年	二、九九五	三一〇、三一六、六六六 円	一二八
昭和八年	二、八六一	二九九、三五二、九四七	一二三
昭和七年	二、七四八	二八九、一三六、九二九	一一九
昭和六年	二、四八九	二八二、一四四、一五三	一一六
昭和五年	二、二五五	三〇七、〇〇一、〇七四	一二六
昭和四年	一、九六三	二九一、五四〇、六三五	一二〇
昭和三年	一、八二三	二八二、〇一七、三三九	一一六
昭和二年	一、六一二	二五六、七七二、二八一	一〇六
昭和元年	一、四九三	二二九、一五九、三五五	九四
大正十四年	一、四六七	二三八、九九〇、五九九	九八
大正十三年	一、八一五	二二九、五四五、三九二	九四
大正十二年	一、六八五	二四三、三二〇、四七三	一〇〇
大正十一年	一、八七七	八二、〇五五、五一〇	—
明治四十二年	三七〇		

備考　昭和十年の統計は今尙不明である。

次に之等の資本狀態を見れば、株式會社は二億五千八百三十八萬餘圓にして首位を占め、社數に於て株式會社を凌駕する合資會社は二千四百七十萬餘圓にして、合名會社の二千五百五十六萬餘圓と略々伯仲して居る。以上の數字は株式會社組織に依る資本

集中の傾向を示すと共に、如何に小額出資の組織が多いかゞ判然するものである。之を表示すれば左の如くである。

種別	會社數	資本金
株式會社	八九七	二五八、三八五、六三五円
合資會社	一、六六六	二四、七〇六、九一七
合名會社	四二七	二五、五六三、一一四
株式合資會社	五	一、六六一、〇〇〇
計	二、九九五	三一〇、三一六、六六六

更に業態別に之を觀察すれば、商業最も多く、昭和九年に於ては千六百十九にして其の内物品販賣業其の半を占め、金融業及市場業之に次ぎ、工業は七百二十五で又其の内食料品工業は其の半に達し、製材及木製品工業、化學機械工業及器具工業之に次いでゐる。其の他運輸業三百八十一、農業百二十六、水産業百二十五、鑛業十九の順となつてゐる。而して之が資本金の狀態を見るに最多を占むるは、商業の一億二千七百八十九萬餘圓にして、之に次ぐものは工業の九千六百八十一萬餘圓である。卽ち商業は社數に於ても亦資本金に於ても第一位を占めてゐるが、工業にあつては其の社數に於て商業の約半數なるに拘らず、資本金に於て略々商業に匹敵するの趨勢なるは、工業會社が比較的多額の資本金を擁すると共に、反面商業會社が概して小資本を擁し單なる販賣を目的とする合資會社が多數あるを示すものである。今昭和九年に於ける狀況を表示すれば左の如くである。

營業別會社數竝資本金及純益金

營業別	會社數	資本金（出資額又は公稱資本金）	純益金
農業	一二六	六、九一〇、七七九円	九九、八八三円
水産業	一二五	二一、五二三、二七六	七六六、八三七
鑛業	一九	二、五九三、二〇〇	一一三、九二一
工業	七二五	九六、八一七、五一二	四、三二五、八六五
商業	一、六一九	一二七、八九八、三三二	五、三八七、〇二三
運輸業	三八一	五四、五七三、五六七	一、三四五、一九七
計	二、九九五	三一〇、三一六、六六六	一二、〇三八、七二六

尙本道に本店を有する會社の外、從來本道は拓殖事業の促進上內地資本の移入を奬勵

し來りたると、一面道内各種産業の漸次發展膨脹せることゝに依り、府縣の有力會社にして道内各地に支店を設置し活動するもの頓に增加するに至つた。

卽ち其の多くが大資本を擁する本邦有數の會社にして、商事會社にありては三井物産株式會社及三菱商事株式會社があり、工業會社にありては王子製紙株式會社、大日本麥酒株式會社、淺野セメント株式會社、帝國製麻株式會社、日本製鋼所及日本製鐵株式會社輪西製鐵所等があり、而して鑛業にあつては北海道炭礦汽船株式會社及三井鑛山株式會社があり、又水産業にあつては日魯漁業株式會社、運送業にあつては近海郵船株式會社及國際通運株式會社、更に銀行業にあつては日本銀行を初め三井、三菱、安田、第一及十二の諸銀行及不動竝安田の二貯蓄銀行等あり、皆本邦代表的會社にして本道に總數百五十餘の支居及工場を有し、何れも本道事業界の重鎭として産業開發の爲活躍しつゝある。

(六) 商工業團體

本道に於ける商工業團體の現況を見るに、商工會議所及商工會を首め各種の組合は逐年增加の傾向であつて、各々團體的活動に依り無益の競爭を避け、以て相互の利益增進に努めつゝある。卽ち商工業團體としては商工會議所、商工會、輸出組合、工業組合、商業組合、同業組合及準則組合等であるが、左に之等に就き簡單に說明しよう。

(イ) 商工會議所　本道に於ける商工會議所は明治二十八年函館及小樽の兩市に設立されたるを以て嚆矢とするが、其の後札幌、旭川、室蘭及釧路の各市に設立を見、現在は六會議所を有し、何れも商工業の改善發達に關し講習會、講演會、展覽會及博覽會を開催し、商工業に對する實際知識の普及に努め、或は博覽會、展覽會の開催等諸般の事業を行ひ其の機能の發揮に努めつゝある。

(ロ) 商工會　一般商工業者を網羅せる團體に商工會議所があり、本道にあつては六市に之が設立を見てゐるが、元來商工會議所は特定の都市にのみ其の設立を認められるもので、爾餘の小都市に對しては設立困難の實情あるに鑑み、道廳に於ては大正十五年二月告示を以てひと先づ商工會々則及準則を定めた。

爾來全道各地に之が設立を見たるも、告示のみにては其の内部統制に於て將又其の機能發揮に於て猶充分ならざるの憾あるを以て、昭和四年六月廳令を以て商工會規則を公布して適當なる指導監督を加へ、以て地方商工業の發展に資しつゝある。昭

和十年末現在に於て廳令により設立したものは八十一である。更に之等各組合の聯絡統制を計る爲、商工會聯合會を設け以て斯道の發達を期してゐる。

(ハ) 輸出組合　貿易業者の統制ある活躍により輸出貿易の振興を圖るを目的とし、昭和六年七月根室町に北海道昆布輸出組合、同八年十月小樽市に北海道豆類輸出組合が設立され、着々として積極的に事業の發展を計りつゝある。

(ニ) 工業組合　工業製品の檢査及事業の統制に依り本道に於ける中小工業の完全なる發達を計る爲、昭和七年十二月北海道除虫菊製品工業組合が認可せられ、續いて鰛罐詰、經木、澱粉、スキー、護謨製品、木工家具、石鹸、建具、疊、鐵工、家具、印刷、鉛筆材、竹籠、紙器等の諸組合が設立され、更に軍需工業の殷盛によつて最近鐵工、鑄物、內燃機關等の組合設立を見、現在組合總數四十有餘に達してゐる。

(ホ) 商業組合　現今我が國の經濟的不況に鑑み、他面中小商業者自體の組織經營上にも幾多の缺陷を藏する實情に徵し、現下の中小商業者の窮狀打開を目的として、商業者相互が共同の施設を講じて商業の改良發達を圖らんが爲、昭和七年十月商業組合法が施行されて以來道內各地に設立の機運昂まり、同八年五月には空知支廳管內に幾春別、美唄及淸眞布の三組合が設立されたるを始めとして、昭和九年春函館市大火後設立されたる函館復興商業組合二十有餘を併せ、十年末に於ては百三組合を算してゐる。

(ヘ) 酒造組合　明治三十三年一月札幌酒造組合の設立以來、漸次各地稅務署の管轄區域を一定地區として設立せられ、現在組合數十六及聯合會一があり、而して各組合は相互に連絡を保ち、營業上の弊を去り釀造技術の改良向上に努めてゐる。

(ト) 同業組合　本道に於て重要物產同業組合は明治三十三年五月設立の函館刻昆布同業組合が最も古く、其の後對外的取引の增加に伴ひ漸次本法に依る各種同業組合の設立を見、且檢查事業を行ひ以て品質の改良と聲價の發揚に努力しつゝある。而して其の數も漸次增加を來し現在二十一組合を算してゐる。之を營業に依て分類すれば木炭七、米穀五、海產物三、石炭、玉葱、木材、苹果、酒問屋及薪炭各一にして、何れも協力して營業上の弊害を矯正し、販路擴張及共同利益の增進に努めつゝある。

(チ) 準則組合　產業の發達に伴ひ同業者相倚り、以て共同の利益を增進せんとするは

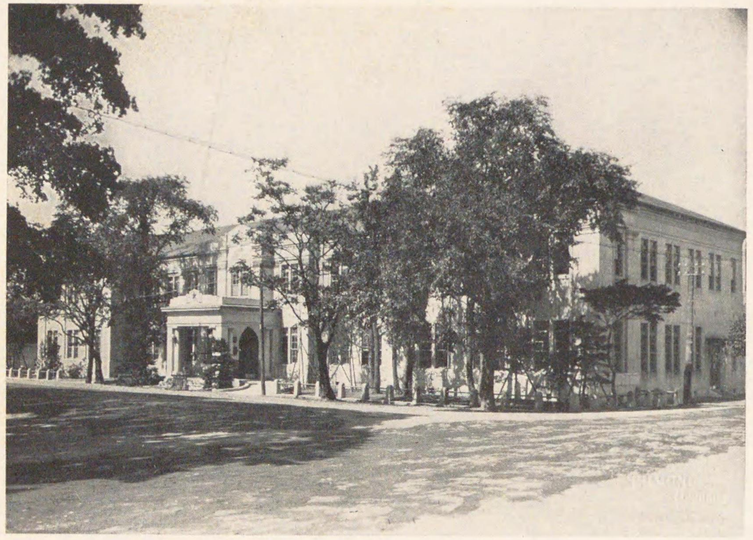

北海道信用購買販賣組合聯合會（札幌市）

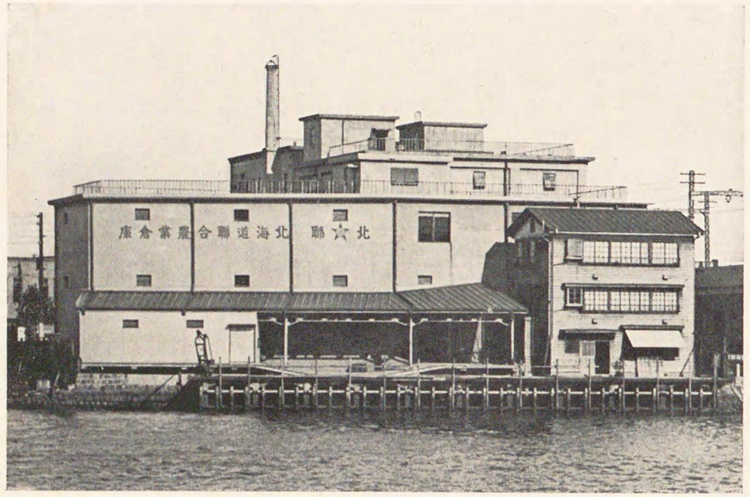

同會所屬東京倉庫（東京市本所區横綱町）

自然の傾向にして、本道に於ても夙に此の種組合の設立を見、現在同業組合法準則に依り設立せるもの百八十に達し、何れも本來の目的たる共同利益の增進を計りつゝある。

第九章　産業組合

(一)　産業組合

(イ)　沿革

明治三十三年三月産業組合法發布當時の本道は府縣と產業經濟の狀態を異にし、殊に農村は移民扶植の時代にして、他府縣と同樣に本法を施行するの困難なる事情にあつた爲、同法以外に明治三十三年六月勅令第二百五十五號を以て、北海道に於ける農業者の設立する產業組合に關する勅令を發布せられ、翌三十四年六月より之れを實施するに至つた。此の勅令に依る組合の特色とする所は、(一)本令に依る組合は農業者を以て設立者とすること、(二)組合の組織は原則として無限責任とすること、(三)組合は組合員二十名以上に非ざれば設立し得ざること、(四)出資に對しては特に勞務出資を認めたること等であつて、此種產業組合は他の法律による產業組合よりも密接なる關係に於て道廳長官の指揮監督の下に經營せられた。

此の如く本道に於ては同時に產業組合法及勅令の二種の法令を施行せらるゝことゝなり、當初は未だ組合の趣旨が普及徹底せられざる爲に容易に設立に至らなかつた

が、明治三十五年一月に初めて札幌郡江別町に勅令による無限責任江別勤儉信用組合の設立を見、次で同年三月函館市に無限責任函館購買販賣組合及樺戸郡新十津川村に無限責任新十津川信用組合が設立せられ、同年四月松前郡大島村に法律による最初の組合として無限責任江愛信用組合が設立された。爾來法律による組合及勅令による組合は年と共に其の數を增加し、明治三十八年末に於ては兩種組合を合して其の數三十一に達した。然るに此等の組合は設立に急にして組合員は未だ組合趣旨を充分に諒得するに至らず、基礎の確立を圖らざる爲經營難に陷り、幾何もなく事業休止の餘儀なき狀態に陷るものすら生ずるに至つた。斯くて一般的に產業組合の效果を疑はれ設立に危惧を抱くもの多く、之が爲明治三十九年及四十年頃には產業組合の設立甚だ少く一時其の發達遲々として振はなかつたが、明治四十三年以降本道拓殖計畫の進捗に伴ひ組合の趣旨宣傳に努めたる爲、之が效果漸く顯はれ、其の機運を作興すると共に漸次發展を見るに至り、團體的協同精神の高揚につれ農村產業組合は漸く堅實なる發達の道程を辿るに至りたるを以て、勅令に依る組合の設立は其の必要を認めざるに至り、大正二年五月之を廢止したが、當時に於ける組合數は勅令に依るもの七十三及法律に依るもの四十三に達した。勅令廢止後は從來の如き區別なく法律に依り各組合同一の取扱を爲せるも、逐年組合の設立多きを加へ特に本道中部地方に於ては其の發達著しきものがあつた。

次で大正三年末歐洲大戰の影響に因り本道經濟界も異常なる活況を呈すると共に、產業組合も亦大正三年末を一轉機として大正九年に至る六箇年間は飛躍的發展を遂げ、大正七、八年の如きは實に九十八組合の增加を見、昭和元年末には其の數四百九十七組合に達した。然るに戰後の世界經濟界恐慌の餘波を受け、本道の經濟界も未曾有の不況に沈淪し、產業組合も其の打擊を蒙つて不振に陷りたる組合頻出し、整理又は解散するもの漸く多く、昭和二年の金融恐慌後は組合數減少の傾向を示した。之等解散組合の多くは部落的組合の廢合等に依るものであるが、爾來其の內容は日と共に充實し、昭和十一年十一月末に於ける組合數は三百九十にして、之を支廳管內別に區分すれば、空知の五十一を首位とし、上川の四十七、後志の四十四之に次ぎ、最も少きは根室の九である。而も各組合は組合員の增加を計り運轉資金の增大に力め、事業分量の增進を期する等極力內容の充實に意を注ぎ堅實なる發展を

計策してゐる。爾つて本道に於ける産業組合の指導監督に關しては、明治四十三年所謂第一期拓殖計畫樹立せらるゝに及び、産業組合奬勵費を計上し、以て組合の指導奬勵に當らしめたるも、組合員は未だ組合の趣旨を理解するもの少く、先覺者の意圖を實現するに至らなかつた。道廳は之等の實情に鑑み、大正七年以來地方費を以つて專任吏員を常置し實地指導に當らしめ、講習及講話或は印刷物の頒布等に依り、極力趣旨の普及徹底を期すると共に經營管理の方法を周知せしむるに努め、以て堅實なる組合の發達を慫慂し、一方既設組合の改善に力を傾注したのである。

超えて大正八年二月廳令第十六號を以て産業組合及産業組合聯合會補助規程を制定し、事業經營上必要なる物件の購入又は設備費用に對し一箇年一組合に付き二百圓、一聯合會に四百圓以內の補助金を支給したが、昭和二年三月之を廢止するに至る迄經濟的助成に努めたのである。

他面大正十四年には産業組合指導監督要綱を制定し、相互協調の自治的經濟組織に因る活動の促進に鋭意之れ努めたるも、時勢の進運に伴ひ益々組合の普及發達に資するの急務なるを認め、昭和八年五月道廳處務規程の改正と共に新に産業部に産業組合課を設け、指導督勵根本方針を定め、組合精神の確立を期すると共に、運營の各般に亙り向上改善の途を講ずる等、本道産業組合の嚮ふべき指標を明示し、以て堅實にして穩健なる發達を圖り、地方經濟の中樞機關として諸般の施設實行に意を注がしめ、眞に中小産者の産業竝に經濟上充分なる機能を發揮せしむべく之が統制と指導奬勵に當ることゝした。又産業組合の機構運用上中堅人物の養成は最も須要の事項なるを以て、大正十一年四月産業組合講習所を設置し、爾來每年三十名の講習生を募集し、卒業生は既設産業組合に配置して實務に當らしめ、以て其の擴充に資せしめたるも、現今産業組合の異常なる發達に鑑み、昭和九年更に産業組合講習所を擴張し、以て年二回に亙り五十名の講習生を募集し、爾來之が養成に依りて實務者の充實を圖り、純正堅實なる組合の進展を期しつゝあるものである。

(ロ) 現況

組合數　本道に於ける産業組合數は明治三十五年末に於ては、僅に勅令によるもの三組合、法律に依るもの一組合に過ぎなかつたが、爾來幾多の變遷を經て漸次其の數を增加し、昭和元年には四百九十七組合に達し、尙組合規模の擴大と內容の充實

を期する爲、本道産業組合の指導監督要綱を制定し、一町村一組合主義に依り組合の整理刷新を行ひたる結果、昭和十一年十一月末に於て七市二百六十四箇町村に對し三百九十組合、二聯合會を存するに至つた。之を種類別に見れば、大正六、七年迄は單營組合が相當の數を占めてゐたが、其の後は各種事業の兼營運動が頻りに起り、大正十一年前後に於て特に著しくなり最近に至つて四種事業兼營組合の增加顯著となつた。卽ち次表に示すが如くである。

種類別組合數累年比較

年次	信用	販賣	購買	利用	販賣購買	販賣利用	販賣購買利用	信用販賣	信用購買	信用販賣購買	信用販賣利用	信用利用	信用販賣購買利用	購買利用	信用購買利用	計
昭和十一年十一月末	三一	二	一一	三	四	—	三	—	九	六九	—	一	二五六	—	一	三九〇
昭和十年	三一	二	一一	四	五	一	五	—	七	七八	—	一	二四九	—	二	三九六
昭和九年	三五	五	一三	四	一〇	一	五	一	一一	九四	—	一	二三七	一	三	四二一
昭和八年	四〇	八	一三	六	一〇	二	四	一	一九	一一七	—	一	二一八	二	四	四四四
昭和七年	八五	一三	一三	五	一七	二	六	一	二二	一四一	—	一	一四七	二	三	四五六
昭和六年	六五	一三	一〇	六	一三	四	五	一	二一	一三八	—	二	一六一	二	二	四四二
昭和五年	七一	一三	七	六	一四	三	六	一	三一	一四九	—	三	一三九	二	二	四四六
昭和四年	七三	一〇	一〇	五	一六	二	五	一	三五	一五五	—	一	一二五	一	五	四四四
昭和三年	七六	一三	一五	五	二三	二	八	二	四三	一六三	—	三	一一五	一	六	四七四
昭和二年	八二	一二	一七	五	二四	二	一一	四	四二	一八六	—	三	九八	一	四	四九一
昭和元年	八九	一二	一六	四	二二	二	八	四	四六	一九九	—	四	八四	一	六	四九七
大正十年	八二	八	一九	—	二八	二	七	一〇	四五	二〇二	二	三	二三	一	二	四三四
明治四十二年	一三	一	二	一	一六	二	六	—	三	一二	—	—	一	—	—	五七

組合員數　組合員は組合の增設に伴ひ漸次增加の一途を辿つた。尙昭和元年以降は組合の整理を行ひ其の數を減少したるも、組合員數は却つて反對に增加の傾向を示し、昭和十年末に於ては組合員數十五萬九百二十二人に達し、一組合當り三百八十一人となつてゐる。之を本道總戸數五十四萬五千三百九十戸に對比すれば三戸六分に付組合員一人の割合に當り、其の大半は農家組合員にして十萬七千九十二人に上る。更に之を全道農業者の總戸數二十萬六百七十一戸に對比すれば、一戸九分に付組合員一人の割合となり、農家組合員の組織化は最近著しいものがある。殊に昭和七年の法律改正に依り、農事實行組合の法人化と共に産業組合への加入が認められたることに依つて益々增加の趨勢にある。昭和十一年十一月末現在に於ける農事實

行組合の加入數は三千五百二十七組合であつて、同期に於ける之が現在農事實行組合の總數五千九百四十四に對比すれば五割九分強に當るのであるが、法律改正後四年にして斯くの如き成績を見るに至つた事は喜ぶべき現象である。產業組合が農山漁村に於ける總べての經濟中樞機關として積極的活動を爲し、經濟更生を期する爲には尙是等未組織農家を速かに加入せしむると共に、細胞組織の確立を促進するの要切なるものあることを痛感する次第である。

年度別總組合員數

年次	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數
昭和十年	三九六	一五〇、九二三人	三八一・一人
昭和九年	三八八	一三六、一一三	三五〇・八
昭和八年	三九六	一二四、一六五	三一四・三
昭和七年	三八〇	一〇三、八八五	二七三・四
昭和六年	三九三	九六、二一二	二四四・八
昭和五年	三九〇	九〇、二一七	二三一・三
昭和四年	三八五	八二、四四六	二一四・一
昭和三年	三九〇	七七、〇五三	一九七・五
昭和二年	四〇〇	七二、八一八	一八二・〇
昭和元年	四二三	六八、四八七	一六二・三
大正十年	三六八	四〇、三四一	一〇九・六
明治四十二年	二七	二〇二	七四・八

組織　本道に產業組合の設立を見るに至り、爾來大正九年前後迄は無限責任組合が多數を占めてゐたが、大正十一年以降無限責任は漸次其の數を減じ之に反して有限責任は次第に其の數を增加し、昭和七年末に於ては有限責任組合三百五十五、無限責任組合八十、保證責任組合二十一にして七割七分餘が有限責任組合となつた。然るに昭和七年九月產業組合法の改正によつて有限責任組織は特種の組合に非らざれば認められず、一般產業組合は保證責任又は無限責任に變更することゝなりたる爲に、昭和十一年十一月末には總組合數三百九十組合中有限責任は三十八の少數に減じ、無限責任五十九、保證責任二百九十三となり、有限責任は總數の九分八厘に當り、他の九割二厘は無限責任及保證責任に變更せられて昭和七年以前とは反對の現象を見るに至つた。

組織別組合數累年比較

年次	組合數					百分比例		
	有限責任	無限責任	保證責任	計		有限責任	無限責任	保證責任
昭和十一年十一月末	三八	五九	二九三	三九〇		九・八	一五・一	七五・一
昭和十年	五三	六一	二八三	三九六		一四・三	一五・二	七〇・五
昭和九年	九八	六七	二五六	四二一		二三・三	一五・九	六〇・八
昭和八年	一五七	七六	二一一	四四四		三五・二	一七・二	四七・五
昭和七年	二五五	八〇	二一	四五六		七七・八	一七・六	四・六
昭和六年	二四五	八四	一三	四四三		七八・〇	一九・三	二・七
昭和五年	二四七	八九	一〇	四四六		七七・八	二〇・〇	二・二
昭和四年	二三一	一〇三	一〇	四四四		七四・五	二三・二	二・二
昭和三年	二四一	一一八	一五	四七四		七一・九	二四・九	三・二
昭和二年	二三七	一三七	一七	四九一		六八・六	二七・九	三・五
昭和元年	二三三	一四五	二〇	四九七		六六・八	二九・一	四・一
大正十年	二一〇	一二〇八	一六	四三四		四八・四	四七・九	三・七
明治四十二年	九	四七	一	五七		一五・〇	八二・〇	二・〇

資金　昭和十年末に於ける出資總額一千七百九萬四千八百六十九圓にして、之が拂込を了したる金額一千百五十二萬九千九百六十八圓に達し、打續く財界の不況裡にありながらも累年著しき增加を示してゐる。而して運轉資金に就て之を見るに、昭和十年末に於ては總額六千二百十三萬四千六百六十八圓中自己資金は一千六百五十九萬六百八十七圓、外部資金四千五百五十四萬三千九百八十一圓の多額に達し、一組合平均十五萬五千七百二十五圓となり、之が資金運轉の經過成績を見るに、初期に於ては資金の大半は自己資金就中拂込濟出資金を以て運轉する程度に過ぎざりしが、大正四、五年以降は組合の基礎漸く定まるに及び、借入金及貯金の運轉著しく增加して其の過半を占むるも、更に大正九年を一轉機として外部資金は特に增加して組合資金の中樞をなすに至つた。

運轉資金累年比較

年次	總組合數	調査組合數	拂込濟出資金	各種積立金	借入金	貯金	計
昭和十年	四〇三	三八三	一〇、七九九、六〇七・八九四 円	四、六四六、〇五七・九五 円	一七、八四五、二七八・八〇〇 円	二〇、三九七、三三三・四一〇 円	五三、六四六、一七七・二九九 円
昭和九年	四二二	三五六	八、七六五、五七五、八七三	三、七九三、六六六・七五五	一五、三一一、三六五・四九〇	一五、八四五、〇〇三・六六九	四三、七一五、五四〇・七八七
昭和八年	四四四	三九五	八、六三二、四四二・一八五	三、六四二、一三一・三二六	一八・二六〇、七七八・四四〇	一三、九九四、三二七・七四九	四四、五三九、六六九・七〇〇

事業狀況

(一) 信用事業成績累年比較

年次	調査組合數	貸付金 年度内貸付額	貸付金 年度内償還額	貸付金 年度末現在額	貯金 年度内受入額	貯金 年度内拂戻額	貯金 年度末現在額
昭和十年	三六一	三五、八二一、二六九、五八一 円	三三、三四〇、〇五〇、九六八 円	三一、一八一、一四七、一四三 円	五三、〇二九、五二六、二五 円	四九、〇三六、〇〇九、八六六 円	二〇、三七七、二三三、四一〇 円
昭和九年	三三六	三一、二七六、九〇九、三一七	三〇、〇〇九、六四〇、七九五	三六、六二一、五八五、八四五、一七九	四〇、四七四、四九五、一七九	三七、四九八、四五四、一九五	二六、五八四、八四五、一〇四
昭和八年	三九五	五四、九六三、二六五、〇〇〇	三六、六二一、四八六、〇〇〇	二〇、二七八、七七八、〇〇〇	四三、七九九、三四九、〇〇〇	二九、八五三、八四九、〇〇〇	一八、二八〇、七七八、〇〇〇
昭和七年	四三七	四四、七二〇、六五五、〇〇〇	二〇、二九七、七六六、〇〇〇	二四、四三五、八八九、〇〇〇	二四、九三七、三〇一、〇〇〇	二三、二五九、九二四、八一五	二一、二九九、三六一、〇〇〇
昭和六年	四五一	四二、〇五二、一一一、一三一	一九、八〇六、一八六、三一六	二三、二四五、九二四、九五四	三三、九一三、三二四、九五四	二三、四九五、八四四、八五四	二一、三九一、三六一、〇〇〇
昭和五年	四三四	三八、七〇一、九九一、七九九	一八、四九七、一五七、八四一	二〇、二〇四、八三三、九二八	三六、九六六、八六二、三六八	二五、七〇六、三六一、〇五五	二一、八〇六、一六九、四八六
昭和四年	四五六	三八〇	七、三六八、一三〇、六七四	三、三〇四、五七二、七七二	一三、六四三、六九三、八四六	三五、八九二、六二三、六六五	三一、三六八、一三八、一九三
昭和三年	四四三	三九〇	七、三七一、二〇五、七五四	三、二六八、一三八、一九三	一〇、〇二九、四五八、四九五	三一、七六六、九八九、九〇〇	二一、九七六、九八九、九〇〇
昭和二年	四四四	三八五	六、一二八、六七九、八五五	二、七二一、九一八、七三〇	四、二四四、四五〇、〇七四	二、七二一、九一八、七三〇	二、七二一、九一八、七三〇
昭和元年	四七四	三九〇	五、三九二、五三九、七八〇	二、四四三、六四六、六六八	三、六六六、四三八、九二五	二、四四三、六四六、六六八	二、四四三、六四六、六六八
大正十年	四八五	四〇〇	四、八七八、四九五、八〇〇	二、一三九、二八七、三五五	三、五七六、七八八、七八五	二、一三九、二八七、三五五	二、一三九、二八七、三五五
昭和元年	四九七	四三〇	四、三四一、七四八、五〇一	一、九〇六、三六一、〇五五	二、〇三三、七五八、六八三	一、九〇六、三六一、〇五五	一、九〇六、三六一、〇五五
昭和二年	五〇四	三六八	一、七五〇、八七九、一八三	六三七、五六八、七六七	一、八〇六、一六九、四八五	六三七、五六八、七六七	一、八〇六、一六九、四八五
昭和三年	五〇八	三五〇	七、二七一、二〇五、七五四	三、二六八、一三八、一九三	一〇、〇二九、四五八、四九五	三一、七六六、九八九、九〇〇	二一、九七六、九八九、九〇〇
昭和四年	五一四	三七九	七、三七一、二〇五、七五四	三、二六八、一三八、一九三	一〇、〇二九、四五八、四九五	三一、七六六、九八九、九〇〇	二一、九七六、九八九、九〇〇
昭和五年	五一四	三五〇	七、三七一、二〇五、七五四	三、二六八、一三八、一九三	一〇、〇二九、四五八、四九五	三一、七六六、九八九、九〇〇	二一、九七六、九八九、九〇〇

(二) 購買組合及其の兼營組合

年度	調査組合數	購買額	一組合平均	一組合員平均
昭和十年度	三四七	一九、五八二、七八八、九九六 円	五六、四三四、五五〇 円	一三五、九四三 円
昭和九年度	三一五	一六、〇二四、四六五、一〇四	五〇、八七一、三一八	一五七、〇五九
昭和八年度	三四六	一三、七四四、四七七、八〇八	三九、七二三、九二四	一三三、四五五
昭和七年度	三一六	九、八八一、一二八、六三九	三一、五八五、八五〇	一二二、二五三
昭和六年度	三〇八	八、三二七、六四七、〇〇〇	二七、〇〇五、三四七	一一六、二〇八
昭和五年度	三〇五	一〇、六八八、九三七、六一七	三五、〇四五、六九七	一一八、四八〇
昭和四年度	三〇〇	一〇、七六四、五三二、二七一	三五、八八一、七四一	一三〇、五六五
昭和三年度	二九〇	九、一二四、四〇七、〇七一	三一、四二三、四七二	一一八、四一七
昭和二年度	三〇一	八、三四四、九〇一、八〇〇	二七、七二三、九二六	一一四、六一三
昭和元年度	三一四	八、〇三五、八八七、七〇八	二五、五九一、九九九	一四九、一七七

年	調査組合數	購買額	一組合平均	一組合員平均
昭和四年	三五三	三〇、三三三、〇一八、三五八	一六、二五、六五〇、〇〇四	一四、一〇七、三二七、四五四
昭和三年	三五〇	二五、八九一、〇〇二、七八二	一三、八二〇、一九九、九四三	一二、〇四〇、八三三、八三九
昭和二年	四〇〇	二三、四八一、三三三、〇五三	一一、七八〇、七八一、〇〇〇	一〇、七〇九、七七一、九四八
昭和元年	三七九	二〇、七七六、〇二一、四〇六	九、三九二、八九〇、九五一	八、三四三、八六〇、九二六
大正十年	三三三	七、〇四〇、八四四、六九四	三、四二一、八六八、九六五	三、〇六八、八六五、九四六

(三) 販賣組合及其の兼營組合

年度	調査組合數	販賣價額	一組合平均
昭和十年度	三三一	三二、四四四、三一五・六八五円	九八、二三七・一一六円
昭和九年度	二九九	二四、七九九、〇一八・四一六	八二、九三九・八六一
昭和八年度	三三八	一七、九三九、三七六・三五七	五四、六九三・二二〇
昭和七年度	二八〇	八、八七四、八六四・四八五	三一、六九五・九四四
昭和六年度	二九〇	七、三九八、五一七・九八九	二五、五一二・一三〇
昭和五年度	二八六	七、四〇六、五九八・一〇六	二五、八九七・一九六
昭和四年度	二七一	七、一二〇、四〇四・七四六	二六、二七四・五五六
昭和三年度	二五二	六、四〇一、一八六・八七四	二五、四〇一・五二五
昭和二年度	二六三	四、九〇一、七五三・三四七	一八、七〇九・〇〇〇
昭和元年度	二七七	五、〇五三、四六〇・二一三	一九、一〇九・九〇〇

(四) 利用組合及其の兼營組合

年度	調査組合數	利用料總額	一組合平均
昭和十年度	二五五	三四二、七一九・一六〇円	一、三四三・九〇円
昭和九年度	二三三	二六八、四五〇・二一六	一、二〇三・八一三
昭和八年度	二三四	二二九、四〇八・六〇五	一、〇二四・一四五
昭和七年度	一七五	一八〇、六五〇・四三六	一、〇三二・二八八
昭和六年度	一六七	一七〇、三二一・三三五	一、〇一九・八八八
昭和五年度	一四三	一八一、七〇三・四三六	一、二七〇・六五三
昭和四年度	一三〇	一七二、三九二・六二六	一、三二六・〇九七
昭和三年度	一二	一三七、四一三・六四七	一、二三七・九六〇
昭和二年度	一〇三	一〇九、六六五・二八三	一、〇六四・七一三
昭和元年度	九八	一一七、一九〇・九七六	一、八〇八・〇七一

(八) 聯合機關

本道に於ける產業組合の聯合機關は大正八年全道を區域とする信用購買販賣組合聯合會及上川支廳管內を區域とする信用組合聯合會の二聯合會設立せられたるも、昭和二年四月之が合併行はれ、超えて昭和三年三月農產物販賣を目的として、上川及空知支廳管內を區域とせる上川販賣組合聯合會の設立を認可せられたるも、昭和六年七月に至り前記北海道信用購買販賣組合聯合會と合併し、全道農產物販賣の統制に當り著々聯合機關として事業の進展完備に努めてゐる。

北海道信用購買販賣組合聯合會は設立當年たる大正八年度末に於ては僅かに所屬組

合二十八、出資總額五千二百圓、拂込濟出資額二千八百圓、準備金十七圓といふ貧弱なるものであつた。然るに十年後の昭和四年度に於ては所屬組合數三百六、出資總額七十九萬圓及運轉資金三百五萬八千四百九十九圓を算し、貸付金二百六十七萬五千五百圓、貯金八十四萬四千六百圓及購買價額は二百四十八萬六千九百圓を數ふるに至り、更に七年を經過したる昭和十一年六月末に於ては所屬組合數三百七十七、出資總額百八十四萬九千圓、且運轉資金總額は千百八十五萬三千二百四圓を超ゆるに至つた。

信用事業に於ては貸付金六百八十六萬二千六百七十七圓、貯金三百三十一萬七千百二十八圓、購買事業に於ては賣却價額千百六十二萬九千四百八十四圓、又販賣事業に於ては千八百九萬四百四圓に上り正に躍進的進展を示すに至つた。

次に大正十五年六月保證責任北海道製酪販賣組合聯合會が設立されたが、此の聯合會は酪農事業を行ふ產業組合二十五に依り乳製品の販賣を目的として組織されたものである。設立當年度に於ては出資總額四萬二千圓、各種積立金三萬九千九百圓及販賣價額十一萬八千四百圓に過ぎなかつたが、爾來年と共に內容を充實擴大し九箇年後の昭和十年末に於ては、所屬組合數二百二十二、出資總額百二萬五千圓に達し異常なる發展を示してゐる。

而して同聯合會は札幌市苗穗町に最新式の製酪工場及カゼイン工場を設備するの外全道樞要の箇所に其の分工場を建設し、牛乳を加工して專らバター、カゼイン、チーズ及氷菓等を製造し中央市場にまで販路を擴張しつゝあり、昭和十一年三月末に於て一箇年の生產價額はバター三百三十九萬七千四百十四圓、氷菓十九萬一千六百七十二圓、カゼイン及チーズ其の他の價額二百三十萬二千五百七十三圓を合計すれば實に五百八十九萬一千六百五十九圓に達するの盛況を示し、本道酪農業進展上多大の貢獻を爲しつゝある、今後畜牛增殖計畫の遂行に伴ひ本聯合會は益々發展を期待されてゐる。最近五箇年に於ける兩聯合會の事業狀況を示せば次表の通りである。

(一) 保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會

累年事業概況 (大正八年四月十八日設立)

區分	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
所屬組合數	三一二	三二六	三三四	三三〇	三六六	三七七
出資口數	一、九三七	二、五一一	三、六六二	三、七〇六	三、九八
出資總額	九六八、五〇〇円	一、二五五、五〇〇円	一、三一六、〇〇〇円	一、八五三、〇〇〇円	一、八四九、〇〇〇円
拂込濟出資額	三九九、七〇六	五八四、五五七	七四一、三〇一	九二七、四一五	一、一〇二、七二六	一、二六二、六〇三
準備金及諸積立金	五三、八四一	一一三、〇〇五	一九〇、一五八	三〇五、二三三	三七〇、〇三五	四一五、一三四
借入金	七八六、三五四	一、〇一三、八四〇	二、五六〇、六三一	二、二一〇、五八三	二、四〇四、三一七	六、二八六、六七〇
貸付金	一、九九九、九二〇	二、一九三、三一六	三、六〇六、六三五	四、四六七、五一五	四、四九四、七一六	六、八六二、四七七
貯金	一、三〇九、二七七	一、五六九、八八七	二、三三〇、〇四一	三、四七九、七六七	三、九三一、六二〇	三、三一七、一二八
販賣價額	四八九、八九九	二、五九〇 四九五	四、四八九、九六八	四、〇三四 四六六	一六、九〇五、四七六	一八、〇九〇、四〇四
購買價額	二、二六九、三九三	三、七三一、六三六	五、三六一、〇八九	六、三三五、八〇六	八、九三三、四三〇	一一、六二九、四八四
剩餘金額	五一、九六七	一三九、五五四	九〇、三九八	八六、二八六	八一、三六六	四四、三五三
餘裕金	三五五、五六一	七九九、九四六	一、二七四、五八〇	一、一二六、六一五	一、三五七、六八一	五一〇、六三八

(二) 保證責任北海道製酪販賣組合聯合會

累年事業概況（大正十五年六月五日設立）

區分	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
所屬組合數	九八	一四三	一八九	二一〇	二三三
出資口數	六九〇円	八五七円	一、五六八円	二、〇一七円	二、〇一五円
出資總額	三五四、〇〇〇円	四二八、五〇〇円	七八四、〇〇〇円	一、〇〇八、五〇〇円	一、〇一五、〇〇〇円
拂込濟出資金	一三三、三一六	一七二、七〇四	二八二、四九三	三七九、二〇〇	四九〇、二四五
準備金及積立金	二七五、九六六	一八五、二六七	四五六、〇〇六	六八一、三五七	八七四、六九九
借入金	七七七、六三〇	四九五、五七一	一、〇二〇、一三二	一、九六四、六九九	二、五四九、三三一
販賣價額	一、二四九、七五三	一、六二二、六〇四	四、六九三、四〇四	五、五九一、九九八	五、八九一、六五九
剩餘金額損失金	△一八〇、〇三五	八八、七八七	三八、四五〇	四四、四五三	六三、一三三
餘裕金	二、八六	五七、五三三	一三八、八〇二	六五五、〇七七	九二〇、〇七三

(二) 農業倉庫

本道に於ける農業倉庫は、農業倉庫業法發布の翌年即ち大正七年六月保證責任名寄信用購買販賣組合に對し經營を認可せられたるに始まり、爾來毎年十箇所内外の增設を見、財界不況時に於ても其の數は年々增加し著しき事業の發展を示しつゝあるが、殊に最近の農產物價の低落は一般農家をして愈々其の必要を痛感せしめ、昭和十一年九月末に於て經營主體二百五、棟數四百四十七、此の總延坪數は三萬四千八百四十坪に

達するに至つたが、本道は他府縣と異なり農家に於て農産物を保管すべき設備を有するもの甚だ稀なるを以て、農業倉庫の設備に依り共同保管を爲すは最も緊要の事であつて、農業倉庫の發達は農家の自覺に依るは勿論なるも、當廳に於ても之が發達に意を注ぎ、倉庫の建設改築買入等を爲すものに對し、其の經費の四割内外の補助金を交付し、之が發展を奬勵しつゝある。

最近五箇年間に於ける農業倉庫の狀況を示せば左表の通りである。

農業倉庫狀況累年比較

區分	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年十月
經營主體					
産業組合	一三四	一五九	一七一	一九〇	二〇三
農會	二	二	一	一	一
町村	三	二	二	二	二
計	一三九	一六三	一七四	一九三	二〇五
棟數	二五五	三〇一	三五三	四二五	四四七
建坪	一九、四六一	二三、二九三	二七、六一一	三三、八四四	三四、八四〇
	一、五四八、二九二 石	一、八五〇、八九七 俵	二、一九一、二一八 俵	二、六二四、八五四 俵	二、六五七、八四一 俵
收容力	四五〇、三三六 石	六七三、二七二 石	六二一、三二 石	四七二、七六四 石	四二一、三一四 石
入庫數	六八一、三九三 箇	八四一、二六二 箇	一、三〇七、一〇五 箇	一、六〇〇、七六三 箇	一、五〇八、四九 箇
雜穀其他	一九五、四七〇 箇	二四六、一〇八 箇	四六八、二〇三 箇	九五一、三〇一 箇	七七三、〇三 箇

次に聯合農業倉庫は昭和三年十二月有限責任上川販賣組合聯合會に對し經營を認可せられたが、昭和六年七月同聯合會は既設保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會に合併の結果、聯合農業倉庫も亦同聯合會の經營となり、既設倉庫以外更に東京、釧路及小樽市に倉庫を新設し、産業組合の共同販賣と相俟つて本道農産物販賣の統制を圖るべく事業を進めつゝある。

聯合農業倉庫　經營主體（北海道信用購買販賣組合聯合會）

區分	旭川市所在倉庫	東京市所在倉庫	小樽市所在倉庫	釧路市所在倉庫
棟數	一棟	一棟	一棟	一棟
本庫一、四五三・七五坪 下屋　七七・四六坪	二三四坪	一一九・七五坪	九〇〇坪	二〇〇坪
收容力	五二坪	二五・四六坪	—	—
	一八、七二〇俵	一一、三四四俵	七二、〇〇〇俵	一七、〇〇〇俵

昭和十年度入庫數量　三一六、七七三俵

第十章　農村負債整理組合

(一)　負債整理組合の設立

既往數年間に於ける農山漁村の疲弊困憊は其の極度に達したる爲、之が困窮を匡救せんとして、政府は昭和八年農村負債整理組合法を制定し、其の經濟更生を圖らしむべく、隣保共助の精神に基きて、農村の實情に卽したる負債整理組合を組織せしめ、組合の樹立したる負債償還計畫及經濟更生計畫の履行と負債の整理を爲さしめんとし、同年八月一日より同法を施行することゝなつたのである。組合を設立し得る期間は當初三箇年であつたが、昭和十一年の特別議會に於て更に三箇年の延長を見た。當初は全道町村の三分の二に對し一町村四組合として七百四組合の設立を計畫したのであるが、之が設立は本道以外の實例に見るも甚だ困難とするところであつて、同法が組合に要求するところの精神はあまりに理想的にして容易に之が設立を見なかつた所以である。特に本道に於ける農村の如く各府縣よりの移住者によつて構成されたる町村に於ては各種の事情に因り誠に至難と見られたのである。然るに本道の農山漁家の負債は當時二億圓と稱され、

一戸當りの農山漁家の負債は一千圓を超過して居ると謂はれて居り、昭和六年以降連續的に襲來したる凶作、凶漁竝に水害其の他の災厄は本道農山漁家を甚だしき疲弊困憊に陷れ、隨つて之を打開する爲にあらゆる政策が施行せられたが、本道も該組合法に依つて農山漁家を其の負債の重壓から脫却せしめんとしたのである。卽ち昭和八年八月農村負債整理組合法施行せらるゝや、指導督勵事務に從事する專任職員を設置し、爾來鋭意負債整理組合の設立奬勵に努力したる結果、昭和九年一月十二日石狩支廳管內新篠津村に無限責任新篠津第四部負債整理組合の設立認可を見たるを初とし、爾來趣旨の普及に伴ひ漸次組合の設立を見、昭和十一年十一月末日現在に於て組合設立市町村數一市百十九箇町村、三百二十四組合に達し、其の組合員數一萬二千三百六十九名、要整理負債額は一千三百三十八萬八千五百四十圓にして、之が爲に供給すべき政府の事業資金は三百八十七萬八千百五十圓を算するに至つた。而して組合設立の狀況は昭和八年以降三箇年間の豫定數七百四組合に對し百九十組合の設立を見たるに過ぎなかつたが、幸ひ昭和十一年の特別議會に於て更に三箇年の設立期限延長となり、同年十一月末迄に合計三百二十四の組合が設立され、今後二箇年を以て豫定組合數の設立を促すこと、なつてゐる。

(二) 負債整理事業資金貸付に對する損失補償の狀況

以上の設立を見たる負債整理組合の事業資金融通の爲、昭和八年より昭和十一年の四箇年間に亘り、地方費は當該町村に對し北海道會の議決を經て本法第二十八條に依る損失補償を行ふ爲、昭和八年度は二十八萬圓、昭和九年度は三十萬圓、昭和十年度は十八萬圓、昭和十一年度は五十七萬六千圓、計百三十三萬六千圓を限度として豫算外義務負擔を爲すこと、なつた。之によつて四百四十五萬三千圓の範圍に於て市町村と損失補償契約の用意が出來たのである。組合設立市町村との間に融通資金八萬四千圓を限度とする契約締結は、昭和九年八月二十五日上川支廳管內比布村との間に融通資金八萬四千圓を限度とする契約締結を爲したるを最初として、昭和十一年十一月末日現在に於ける損失補償契約締結市町村數は一市四十七町村、百五十三組合にして、其の累計額百八十九萬七千十九圓に達し、引續き申込町村に對し契約締結につき審議中に屬して居る。

(三) 負債整理資金の融通狀況

損失補償の契約を了したるものに對しては、大藏省預金部札幌支部と協議し本廳に於て配分の決定を爲しつゝあるが、昭和十一年十一月末日現在に於て一市三十七町村に對し、

百三十萬七千七百圓の配分決定を了し、爾餘の町村については引續き之が準備中である。事業資金の配分決定を爲したる市町村は起債許可を受けなければならぬが、當初は大藏省に於て許可さるゝことゝなつて居た爲甚しく不便であつたが、地方長官の委任事項となり簡便となつたのである。起債の許可を受け供給稟請を爲し資金の交付を受けたるものは、昭和十年五月十七日網走支廳管内端野村の五千三百圓を最初とし、昭和十一年十一月末日現在に於ける供給決定金額は、一市十八町村四十五組合分四十七萬三千八百圓にして、尙夥々たるものであるが、將來相當の進捗が豫想せられる。

(四) 負債整理委員會の設置

市町村負債整理委員會の設置は、負債整理組合の事業遂行上極めて肝要なるを以て、組合の設立を見たる町村には原則として之を設置するの方針を採り、直接に組合と債權債務者間に於て條件緩和の協定成立を見ざる事件の解決に當らしむる外、間接には負債整理組合の設立勸奬に努めて居る。當初負債整理組合設置の見込ある百七十六町村に一箇所づゝの委員會を設置する計畫で進んだが、組合の設立は意外に進まざる爲本委員會の設置も進捗を見なかつた。然るに負債整理組合の設立漸く繁くなつた昨今に於ては其の

數も增加し、昭和十一年十一月末現在にては百九委員會の設置を見、其の委員數は千八百二十一人である。之等の委員は農山漁村に於ける主要人物であり、本道農山漁家の重壓たる負債の整理に十分なる活躍が期待されて居るのである。

而して委員會の設立豫定數は昭和八年以降三箇年間に百七十六組合であつたが、之に對して實際に設立された組合數は八十二に過ぎず、昭和十一年に於て設立期限が延長された爲同年は二十七組合の設立を見、今後二箇年に於て豫定數の設立を慫慂することゝなつてゐる。

而して既設負債整理組合の活動に就いて概略を述ぶれば、何れも組合員に對して基本調査を爲し、而して夫々經濟更生計畫及負債償還計畫を樹てゝ債權者との間に債務の條件緩和の協定を圖り、多大の效果を收めつゝある狀況である。之等條件緩和の狀況を通觀するに、概ね債權者は協定成立後內入金として、其の債權の三分の一以下の頭金を受領することにより元金の三割以上を切捨つる外延滯利子を切捨て、尙殘債權については期限の延長及利率の低下を爲し、債務者をして十分に更生せしむる結果を示して居るのである。而して以上は直接の效果とも云ふべきものであるが、負債整理組合の設立により

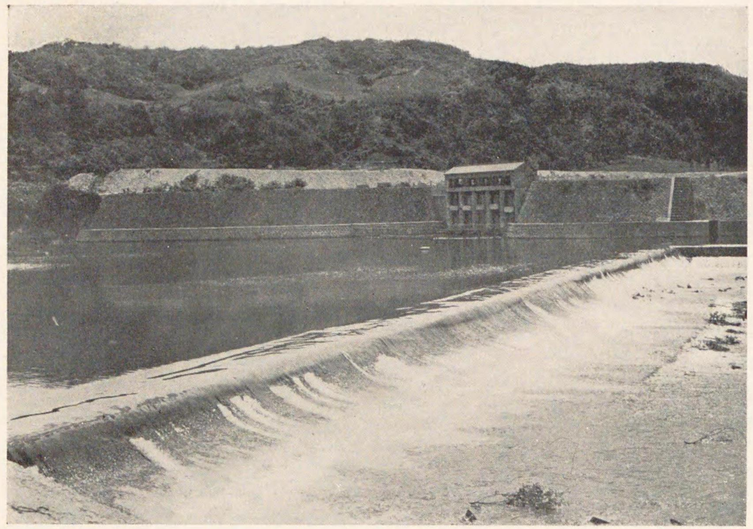

灌漑溝導水門及堤堰（北海土功組合）

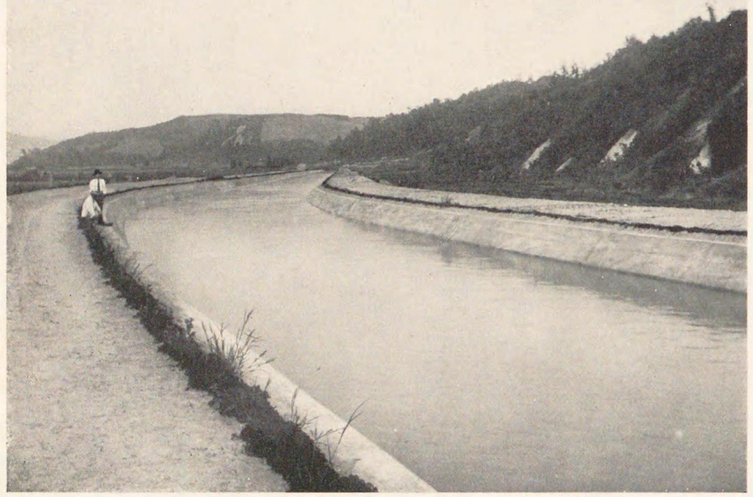

灌漑溝幹線水路（同　上）

間接に農山漁村の金融合理化に寄與した點は、枚擧に暇がない程であつて十分に所期の目的を達しつゝあるのである。

第十一章　土功組合

(一)　沿革　土功組合は市町村又は市町村組合の事業と爲すことの出來ぬ特別の事情にある場合之を設立し、以て拓殖の前提として農村建設の根幹たる農業上必要なる道路、橋梁、用水、排水又は堤塘等を施設維持するを目的とするもので本道獨特の施設である。從つて組合に屬する事業は拓殖地の狀況に依り何れも第一次的にして且建設的基礎工作を旨とするものであるから、府縣に於ける耕地整理組合の如く既耕地の利用增進を圖るを目的とする第二次的整理事業と大いに其の趣を異にするものである。卽ち土功組合の大部分は新規に水田經營を企圖するものであつて、大規模の灌漑溝及排水溝を掘鑿し或は貯水池及揚水機等を築設し、以て未成未開の土地を良圃美田と化するの使命を有するものである。抑々明治三十五年法律第十二號に依る北海道土功組合法の發布以來各所に水田經營の目的を以て土功組合を設置するもの相次いで興り、明治三十五年に於ける全道水田面積は一萬六千餘町歩に過ぎなかつたが、四十四年には約四萬町歩に增加し、此の間土功組合數は二十四に達し、大正十一年に至つては全道水田面積十萬町歩を超ゆる

ほどの好況となり、從つて土功組合の設立も百四十を算ふるに至り、加ふるに經濟界の好調に乘じて組合を設立し水田の經營を計るもの相次ぎ、本道水田開發上絶大なる功績を齎すに至つた。然るに昭和五年以降米價の低落と六、七兩年の水害及凶作の爲水田經營極めて不況に陷り、八年以降は遂に土功組合の設立を見ざるに至り今日に及んでゐる。今土功組合の現狀を示せば別表の如く、昭和十一年十二月末現在に於て廢止せる十八組合を除き現在組合數二百四十に達するの盛況を見るに至つた。而して之を目的別に分類すれば灌漑を目的とするもの二百二十組合、此の灌漑反別十三萬三百三十四町歩、灌漑竝排水を目的とするもの十二組合、此の灌漑反別一萬六千四百八十七町歩、排水反別一萬三千二百九十一町歩、排水を目的とするもの七組合、此の排水反別八千二百五町歩、尙堤塘を目的とするもの一組合八百二十六町歩である。之等組合の平均面積は七百四町歩餘であり、大は一組合の灌漑面積一萬町歩以上にも及ぶものあり、尙一千町歩以上數千町歩に達するもの四十七組合であつて、到底府縣に於て見ることの出來ない大規模の事業である。從つて工事費も莫大なるものであり總額五千百五十五萬圓に達し、大は一組合にして七百六十萬圓を費し百萬圓を超ゆるもの十指を屈する程である。

土功組合設置認可年次表

年次	灌漑目的 組合數	灌漑目的 反別	灌漑及排水目的 組合數	灌漑及排水目的 反別	排水目的 組合數	排水目的 反別	堤塘目的 組合數	堤塘目的 反別	合計 組合數	合計 反別
明治三十五年	二	二、八〇〇・〇町	—	町	—	町	—	町	二	二、八〇〇・〇町
明治三十六年	三	五、三一五・七	—	—	—	—	—	—	三	五、三一五・七
明治三十七年	一	四八・〇	—	—	一	六三三・〇	—	—	二	灌 四八・〇 排 六三三・〇
明治三十八年	一	四、三五〇・〇	—	—	—	—	—	—	一	四、三五〇・〇
明治三十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十年	三	三、七三三・八	—	—	—	—	—	—	三	三、七三三・八
明治四十一年	三	二、九五九・二	—	—	—	—	—	—	三	二、九五九・二
明治四十二年	五	一〇、五八二・一	—	—	—	—	—	—	五	一〇、五八二・一
明治四十三年	二	一、六六九・一	—	—	—	—	—	—	二	一、六六九・一
明治四十四年	三	一、八二〇・二	—	—	—	—	—	—	三	一、八二〇・二
大正元年	一	二、九七〇・〇	一	灌 三、三〇三・五 排 一、七一八・六	—	—	—	—	二	灌 六、二七三・五 排 一、七一八・六
大正二年	八	五、六八三・九	二	灌 三、八九八・八 排 一、五五〇・〇	—	—	—	—	一〇	灌 九、五八二・七 排 一、五五〇・〇
大正三年	六	八、六八四・八	—	—	—	—	—	—	六	八、六八四・八
大正四年	六	四、四五二・五	—	—	一	七八六・五	—	—	七	灌 四、四五二・五 排 七八六・五
大正五年	二	四、五〇〇・〇	—	—	一	一、四七九・八	—	—	三	灌 四、五〇〇・〇 排 一、四七九・八
大正六年	二	二、三八〇・〇	—	—	一	四、五一〇・〇	—	—	三	灌 二、三八〇・〇 排 四、五一〇・〇

年次	灌漑目的 組合數	灌漑目的 反別	灌漑及排水目的 組合數	灌漑及排水目的 反別	排水目的 組合數	排水目的 反別	堤塘目的 組合數	堤塘目的 反別	合計 組合數	合計 反別
		町		町		町		町		町
大正七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正八年	二	六八二・七	—	—	—	—	一	八二六・一	三	灌 六八二・七 堤 八二六・一
大正九年	七	三、〇六二・五	一	灌 二、五〇〇・〇 排 一、三六〇・〇	—	—	—	—	八	灌 五、五六二・五 排 一、三六〇・〇
大正十年	二五	一九、九四四・六	三	灌 四、四八五・八 排 一、九〇五・九	—	—	—	—	二八	灌 二四、四三〇・四 排 一、九〇五・九
大正十一年	四二	四一、四五九・六	二	灌 八六一・二 排 四六二・六	二	三、九〇四・九	—	—	四六	灌 四二、三二〇・八 排 四、三六七・五
大正十二年	三二	一四、六九九・一	一	灌 八六一・七 排 九五七・八	一	五六三・九	—	—	三四	灌 一五、五六〇・八 排 一、五二一・七
大正十三年	一二	四、四三一・二	—	—	—	—	—	—	一二	四、四三一・二
大正十四年	六	二、〇一四・〇	二	灌 一、〇三四・〇 排 九六六・四	—	—	—	—	八	灌 三、〇四八・〇 排 九六六・四
昭和元年	一二	三、三二三・四	—	—	—	—	—	—	一二	三、三二三・四
昭和二年	一〇	四、七一七・四	一	灌 二、一二四・二 排 一、一一〇・八	—	—	—	—	一一	灌 六、八四一・六 排 一、一一〇・八
昭和三年	八	一、八七七・九	—	—	—	—	—	—	八	一、八七七・九
昭和四年	八	三、二七五・一	—	—	一	七〇三・八	—	—	九	灌 三、二七五・一 排 七〇三・八
昭和五年	六	二、三九四・三	—	—	—	—	—	—	六	二、三九四・三
昭和六年	一一	一、五四三・五	—	—	一	四六〇・〇	—	—	一二	灌 一、五四三・五 排 四六〇・〇
昭和七年	六	一、四五七・一	—	—	—	—	—	—	六	一、四五七・一
合計	二三五	一六六、八三一・七	一三	灌 一九、〇二九・二 排 一〇、〇三二・一	九	一三、〇四一・九	一	八二六・一	二五八	灌 一八五、八六〇・九 排 二三、〇七四・〇 堤 八二六・一

備考　一、昭和八年以降組合設置の認可がない。
二、廢止したる組合は左の通りである。

灌漑　一五組合　反別　一一、七七六町歩
灌漑及排水　一組合　灌漑反別　二、五〇〇町歩
排水反別　一、三六〇町歩
排水　二組合　反別　五、一四三町歩
合計　一八組合　反別　二〇、七七九町歩

支廳別土功組合現在表

支廳名	灌漑目的 組合數	灌漑目的 反別	灌漑及排水目的 組合數	灌漑及排水目的 反別	排水目的 組合數	排水目的 反別	堤塘目的 組合數	堤塘目的 反別	計 組合數	計 反別	既成水田 反別
		町		町		町		町		町	町
石狩	一四	四、〇八五・五	一	灌 六六〇・二 排 六九一・七	四	三、六三九・五	—	—	一九	灌 四、七四五・七 排 四、三三一・二	四、四九七・五
空知	五三	五一、二五三・七	—	—	一	四六〇・〇	—	—	五四	灌 五一、二五三・七 排 四六〇・〇	四七、〇六四・六
上川	五〇	四〇、六六〇・五	二	灌 六、九三七・八 排 四、四七七・〇	一	二、三〇四・九	一	八二六・一	五三	灌 四七、五九八・三 排 六、七八一・九 堤 八二六・一	四一、五九一・一
後志	一〇	四、八〇二・五	—	—	—	—	—	—	一〇	灌 四、八〇二・五	四、〇七一、八
檜山	一三	二、五二七、五	—	—	—	—	—	—	一三	灌 二、五二七・五	一、九五三、七
膽振	六	三、一六九・四	一	灌 三六・四 排 一七二・六	—	—	—	—	八	灌 三、二〇五・八 排 一七二・六	二、八一一・一
日高	一一	二、八九八・五	二	灌 八五九・一 排 三六五・四	—	—	—	—	一三	灌 三、七五六・四 排 三六五・四	三、一九〇・八
十勝	一六	三、九七八・三	三	灌 四、〇二二・五 排 四、七二三・〇	—	—	—	—	一九	灌 八、〇〇〇・八 排 四、七二三・〇	六、八三九・二
網走	三三	一四、〇〇三・八	三	灌 三、九七一・六 排 二、八六一・六	一	一、八〇一・〇	—	—	三七	灌 一七、九七五・四 排 四、六六二・六	一四、二九六・八
留萌	一四	二、九五四・六	—	—	—	—	—	—	一四	二、九五四・六	二、六七八・九
計	二二〇	一三〇、三三四・三	一二	灌 一六、四八七・六 排 一三、二九一・三	七	八、二〇五・四	一	八二六・一	二四〇	灌 一四六、八二一・九 排 二一、四九六・七 堤 八二六・一	一二八・九九五・五

備考　本表の灌漑、排水及堤塘合計面積が前表と一致しないのは土功組合の廢止及地區の縮少に依つて整理せるに因る。

(二) 現況　今茲に土功組合の造田狀況を見るに、灌漑反別十四萬六千八百餘町歩の中既成造田反別は約十二萬九千町歩であつて、尙一萬七千八百町歩の未造田面積を存する。之は主として最近設置に係る土功組合にして工事半にあるもの又は工事完成後と雖、用水其他の關係上造田の中途にあるものが多い爲であつて、全部の造田を見るのは尙數年を俟たねばならぬものであるが、近時造田及客土等に對する補助の途が設定されたから從來に比して著しい進捗を見るに至るであらう。而して土功組合所屬の既成水田面積を全道の夫れに比較するときは、次表に見るが如く其の六割七分は組合の經營に係るものであつて、組合所屬の未成水田にして前述の如き助成により造田完了に至らば七割以上にも達するの盛況を見るに至るべく、本道水田事業に對し土功組合の存在は其の大勢を左右するものと見ることが出來る。

而して組合經營及財政の現狀につき概括的說明を試みれば、今や一の苦難時代に遭遇し之が打開策として鋭意穩健なる基礎固めを爲しつゝあるものと云ふことが出來る。卽ち米價好況時代に設置を見たる多數組合は多額の工事費債を負擔し、然も好況の反動として襲來したる昭和五年の米價暴落と之に次ぐ六、七兩年に亙る水害凶作の打擊は甚大なるもので種々の禍根を胎してゐるが、之に因る土功組合の歲入缺陷に對しては特に起債を認めて整理を有利に導き、又當時公債償還に最も困難を來したる七十組合に對しては償還年限延長の特別資金の融通を受け負擔の輕減を圖つた。又水害凶作に因る歲入缺陷額補充起債に對して低利資金の融通並國庫利子補給を講じたる外、昭和七、八兩年度に於ては經營極めて困難の狀態に在る組合に對し、多年の懸案となつてゐた特別助成金交付の途を講じ、昭和十二年度を以て助成を完了することゝなり漸く組合經營難緩和の一段落を告ぐることゝなつた。茲に於て夫々事業の更生計畫を樹立し孜々として實行中であるが、之に對しては組合費の減免、歲入缺陷補充起債の途を講じ、或は償還年限延長を圖る等常に當局は土功組合の經營並水田事業の穩健なる發達向上に對しては萬全の策を講じてゐる。依て組合經營の大勢は決して憂ふべきものでなく、組合總數二百四十の大半は經營極めて順調に進行し、中には既に公債の償還を完了したものもあり、此の面積は約九萬町歩に達し著々經營の基礎を鞏固ならしめてゐる。

土功組合所屬既成水田面積對全道既成水田面積比較表

支廳及市名	昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年	
	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積
狩	一五、三〇七・五町	四、四四七・九町	一五、四四五・七町	四、五七一・一町	一四、八〇七・八町	四、六九一・九町	一四、六〇二・九町	四、六八七・〇町	一四、四〇八・〇町	四、五九六・四町
空知	六五、三五五・一	四七、〇六四・六	六四、八三三・一	四六、〇九四・七	六五、〇五二・二	四六、六六八・四	六四、一五八・二	四五、七三三・〇	六二、八二九・七	四五、〇三六・五
上川	六二、二九六・三	四一、一五九・一	六二、五八八・八	四一、三〇〇・〇	六二、三六七・一	四二、五九〇・二	六二、三三三・三	四一、九〇五・五	六二、四九五・一	四一、二七四
後志	九、五五七・九	四、〇七一・八	九、五〇八・六	四、〇四九・八	九、四〇七・九	三、九五九・七	九、二〇五・七	四、〇八三・二	八、七四〇・七	三、八三二・三
檜山	五、〇四二・三	一、九五三・七	五、〇一〇・六	一、八六三・五	四、九二七・三	一、九七二・九	四、八六五・〇	一、九二二・八	四、八三五・七	一、八六〇・九
渡島	五、九八六・七	—	五、九六六・五	—	五、九五四・〇	—	五、八二二・二	—	五、七一三・四	—
膽振	七、一五〇四・九	二、八一一・一	七、四一四・〇	二、五八一・九	七、一五一・三	二、九六五・二	七、一〇五・一	二、八七三・〇	六、九六〇・一	二、八三三・三
日高	五、九二三・一	三、一九〇・八	五、九九九・〇	三、一六八・九	五、九二四・〇	三、一四五・〇	五、八五一・八	三、二四三・六	五、七一五・三	三、二六四・〇
十勝	八、一五四・七	六、八三九・二	八、六一一・三	六、四六四・四	八、六七七・一	六、八六一・一	一〇、〇九九・九	八、三三八・六	一〇、五八八・〇	八、二六七・三
釧路國	一〇八・二	—	一三一・二	—	一三七・七	—	一五〇・三	—	一五〇・九	—
根室	一・三	—	一・三	—	一・四	—	一六・六	—	一七・三	—
網走	一八、七三二・二	一四、二九六・八	二〇、九二三・八	一四、二三八・七	三二、〇〇四・四	一四、三〇九・〇	二三、二六〇・七	一四、一六〇・二	二一、六八九・七	一二、八三五・〇
宗谷	四〇・七	—	五一・一	—	五三・四	—	六八・九	—	六八・七	—
留萌	五、七六三・八	二、六七八・九	五、七五〇・四	二、六六二・〇	五、五七二・六	二、六五九・六	五、七二一・五	二、六三〇・〇	四、八七四・九	二、六三四・〇
札幌市	五五・九	—	五六・三	—	一五・二	—	一四・三	—	一四・三	—

支廳及市名	昭和五年		昭和四年		昭和三年		昭和二年		明治四十三年	
	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積
狩	一四、一五九・〇町	四、三八〇・二町	一四、一〇一・八町	四、二七三・九町	一三、一五三・五町	四、〇〇五・九町	一三、一二八・三町	三、五六六・五町	三、五七七・四町	— 町
空知	六〇、一〇八・三	四一、八七三・三	五四、八四二・〇	三七、九〇五・〇	四八、五三一・八	三三、一四六・〇	四二、八九五・六	二九、七二一・三	六四、四二一・五	六四、二一・五
上川	六〇、五六五・一	三九、四二一・五	五五、九五一・〇	三七、九二・〇	五五、三一三・六	三八、三五〇・三	四九、七二一・六	三五、八七・三	八、六二〇・一	八、六二〇・一
後志	八、四五六・六	三、七五九・四	七、九六五・〇	三、四三一・七	七、七六〇・九	三、一五七・七	六、八〇〇・五	二、八五九・四	—	—
檜山	四、六四八・七	一、七〇九・九	四、四九六・一	一、七二八・三	四、〇九八・三	一、五九八・三	三、四二四・七	一、一四九・八	七一・六	七一・六
渡島	五、七四九・七	—	五、六八九・四	—	五、四七一・〇	—	五、〇八九・七	—	—	—
膽振	七、三四七・八	二、六七九・七	七、七〇〇・六	二、六四六・二	六、六二七・三	二、四四六・九	五、九五三・三	二、四九五・〇	四九五・〇	—
日高	五、四四五・〇	三、一六四・一	五、二七七・一	三、〇七七・〇	四、七九二・三	二、九五三・五	四、三八二・九	二、七四八・一	二八二・三	—

備考　昭和九及十年の全道竝に組合所屬面積が前年に比し減少したるは、地區變更若くは畑地還元に因る。

支廳及市名	昭和五年		昭和四年		昭和三年		昭和二年		明治四十三年	
	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積
旭川市	三五七・三	—	三五四・三	—	三五一・七	—	一九六・九	—	—	—
函館市	六・二	—	六・四	—	六・四	—	五・八	—	—	—
室蘭市	三一・七	—	三一・三	—	三〇・六	—	二七・六	—	—	—
帶廣市	六二・四	—	六二・一	—	六一〇・三	—	—	—	—	—
合計	二二、〇二八・二	二二八、九九五・五	二二三、二九六・七	二二七、〇四一・〇	二二三、二六四・四	一三〇、〇一四・九	二二三、二七〇・〇	一二九、七四四・九	二〇八、三三二・一	二二六、三八三・一

支廳名及市名	昭和五年 全面積	昭和五年 同上中土功組合所屬面積	昭和四年 全面積	昭和四年 同上中土功組合所屬面積	昭和三年 全面積	昭和三年 同上中土功組合所屬面積	昭和二年 全面積	昭和二年 同上中土功組合所屬面積	明治四十三年 全面積	明治四十三年 同上中土功組合所屬面積
十勝	一〇、七二四・九町	八、二九五・二町	一一、〇八八・九町	八、一五一・六町	一〇、七八七・三町	七、五〇七・七町	九、〇四六・一町	六、二五九・一町	六八・九町	四〇・一町
釧路國	一五六・三	—	一六四・〇	—	一四〇・二	—	一〇八・八	—	—	—
根室	一五・八	—	九・八	—	九・三	—	四・八	—	—	—
網走	一九、三二六・四	一一、九二四・九	一六、四九六・九	一〇、八七三・〇	一二、九五五・八	九、一〇五・七	九、二九九・二	五、二〇九・三	一・六	—
宗谷	七二・二	—	六一・六	—	四七・五	—	三〇・一	—	—	—
留萌	四、七五〇・九	二、五二二・四	四、三六〇・〇	二、四七八・二	四、〇五七・五	二、三八六・〇	三、三〇五・一	二、〇一七・五	二六〇・七	一八二・三
札幌市	一六・九	—	一七・五	—	一五・五	—	一五・五	—	一三・四	—
旭川市	二〇四・二	—	二〇四・三	—	二一四・一	—	二一四・一	—	—	—
函館市	五・七	—	七・二	—	七・一	—	九・四	—	一〇・二	—
室蘭市	二七・六	—	二七・一	—	二六・一	—	二二・三	—	—	—
帶廣市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	二〇一、八八一・一	一一九、八一〇・五	一九〇、九四一・三	一一四、一七六・九	一七四、四七四・八	一〇四、六五四・〇	一五二、一三八・〇	九一、八九八・三	三五、〇八五・四	一五、八三一・六

土功組合工事費總額及補助額調（昭和十一年十二月末現在）

支廳名	工事費總額	幹線補助	支線補助	改良工事補助	排水溝補助	特別助成金	計
石狩	一、五四八、九五一円	三三七、五八一・六三円	七、一一〇・三七円	二五、七六二・八八円	三五、九〇七・一八円	一三四、八三五・〇〇円	五四一、一九七・〇六円
空知	二一、五七九、九九一	六、二〇七、〇四九・五六	三〇〇、二五二・六七	九八六、四七六・五三	三二、六五二・〇一	六三七、四〇四・〇〇	八、一六三、八三四・七七
上川	一一、八六六、七七一	三、一二四、四九三・九〇	八一、六五四・二〇	三八六、五九〇・八六	九一、六九三・六五	一、二六三、三五九・〇〇	四、九四七、七九一・六一
後志	一、九二三、一九三	四二三、五七四・〇四	九、七三五・四二	四五、八九九・八四	—	五七三、三二五・〇〇	一、〇五二、五三四・三〇
檜山	九四、九九四	二三七、九六六・六九	四、〇六八・〇〇	一九六、七二七・一七	—	一四四、二〇三・〇〇	五八二、九六四・八六
膽振	一、六五六、〇七三	三六八、〇七六・二三	—	三九、三二七・六〇	九、九六六・〇九	三七九、四六五・〇〇	七九六、八三四・九一
日高	一、七二三、六五〇	一八五、九六四・五〇	—	七〇、一二七・七二	五、二八二・二三	一七九、一六二・〇〇	四四〇、五三六・四四
十勝	四、七二六、六六二	九七七、四一一・六一	七、七八五・八六	一九七、五五三・八四	—	一、八一〇、五五一・〇〇	二、九九三、三〇二・三一
網走	五、三八八、二八九	一、四八〇、五一〇・四六	二三〇、七一四・七五	一五九、七四五・九二	四六、九七三・四三	七七九、八〇七・〇〇	二、六九七、七五一・五六
留萌	一、〇四四、二一六	三二二、二二三・一八	四〇、〇一六・九八	四〇、三五二・七五	—	六七、四八四・〇〇	四三四、〇七六・九一
計	五一、五五二、七九〇	一三、六六四、八五一・七九	六四五、三三八・二五	二、一四八、五六五・一一	二二二、四七四・五八	五、九六九、五九五・〇〇	二二、六五〇、八二四・七三

土功組合費段當賦課額調

段當賦課額	組合數	賦課段別	賦課總額	段當賦課額	組合數	賦課段別	賦課總額
一圓未滿	五七	四六、五六九・一町	二〇五、〇八九円	三圓以上	七一	四一、〇二五・一町	一、七〇三、一二七円
二圓未滿	四九	二八、一〇〇・三	四〇三、六五四	合計	二三五	一五三、七六二・三	三、二五七、七六七
三圓未滿	五八	三八、〇六七・八	九四五、八九七				

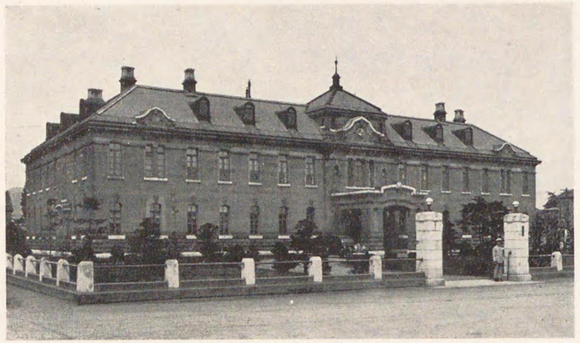

札幌控訴院

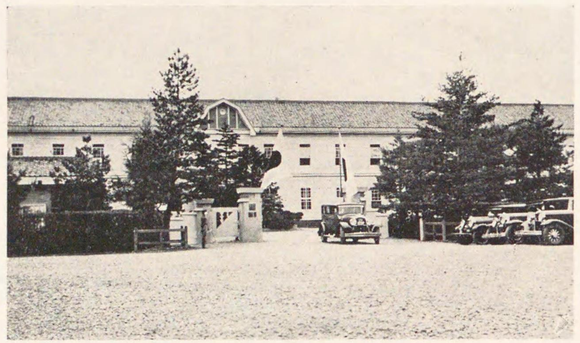

第七師團司令部（旭川市）

帝室林野局札幌支局

土功組合目的別負債額調（昭和十一年十二月末調）

支廳名	組合數	災害土木費	普通土木費	舊債借替	計
石狩	一六	九、九〇〇円	七三、三三四円	一六四、五二一円	九〇六、七八六円
空知	四九	二八、九一〇	一〇、九八七、〇一四	二、八五四、〇一七	一三、八六九、九四一
上川	四三	三三八、三四一	五、九二四、三九二	二、三二七、一八三	八、四八九、九一五
後志	九	七、九五二	九五九、五八三	二九二、四五〇	一、二五九、九八五
檜山	一〇	—	五〇五、四四二	二〇〇、八八九	七〇六、三三一
膽振	五	一五、八二二	七三九、四〇三	三七六、八二八	一、一三二、〇五三
日高	一二	三、九〇〇	六九九、七一三	一五六、一一三	八五九、七二五
十勝	一七	七六、二九一	一、五七〇、七八七	一〇四三、三一二	二、六九〇、三九〇
網走	三六	七、八〇〇	二、八一九、一〇〇	一、二八一、四二三	四、一〇八、三三三
留萌	一三	三三、〇〇〇	四六一、八九二	一五七、九二八	六四一、八二〇
計	二〇九	四一〇、九一六	三五、三九九、六六〇	八、八五四、六九三	三四、六六五、二六九

札幌鐵道局

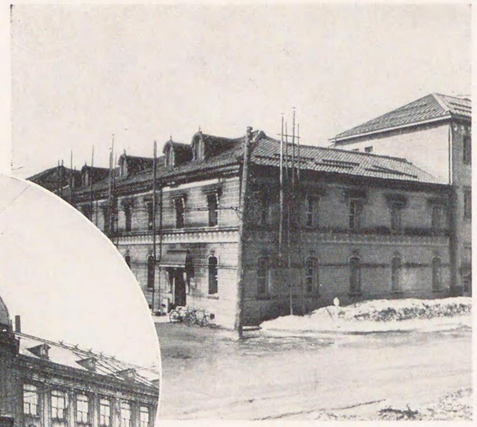

札幌逓信局

札幌稅務監督局

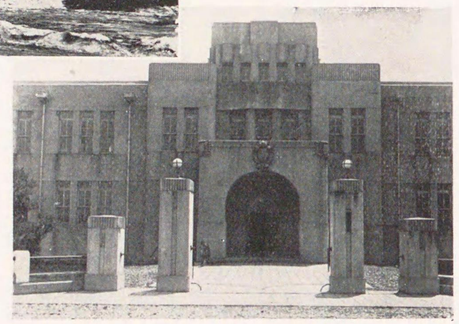

札幌鑛山監督局

第十二章　行　政

本道の行政は明治二年開拓使を置き、之を其の機關として樺太を併せたる區域を統轄したるに始まる。而して開拓使の廢止と同時に特殊政務を中央諸官省の直轄と爲し、卽ち同十五年の所謂三縣一局時代には、殖民及山林等主として拓殖を目的とする事務は總べて之を農商務省に移し、翌年更に同省に北海道事業管理局を置いて之を統一管理せしむることゝした。同十九年三縣一局を廢して北海道廳を置き、次で三十年北海道廳官制の改正を見、旣設郡役所を廢して新に十八支廳を設けた。

一方自治行政に於いては明治三十四年三月法律第二號及第三號に據る北海道會法及北海道地方費法の實施によつて、北海道も亦一の地方公共團體となり、其の議決機關として北海道會を有するに至つたのである。更に大正十一年四月法律第五十八號を以て前記二法に改正を加へて道參事會設置せられ、府縣と略同樣な組織となるに至つた。

又市町村にありては開拓使設置後移民陸續として來道し、諸方に新村を開いたが、明治五年戶長役場を置くまでは舊村と共に維新前の舊制度に則り自治に當らしめた。

爾來町村數は漸次增加し、開拓使廢止の明治十五年には百四十二町、五百四十四箇村の多きに達した。而して同十九年の廢縣置廳に當り官制の大變革ありたるも、自治行政に於ては大體開拓使當時と大差なく、三十二年に至つて札幌、函館、小樽に區制を、次いで翌三十三年に至り龜田郡大野村外十五箇村に一級町村制を施行したるを以て本道に於ける自治制施行の嚆矢とする。尙町村の財力及發達の程度が未だ一級町村制を施行するに適せざる町村に對しては、三十五年二月北海道二級町村制の制定により、同四月札幌村外六十一箇町村に對して之を實施するに至つた。然るに尙町村制を施行する迄に進歩せざるものに對しては舊制に依り依然戶長役場を存したが、拓殖の進展に伴ひ一、二級町村制を施行するもの漸次其の數を增した。更に大正十一年八月、札幌外五區に市制實施せられ、翌十二年戶長役場を全廢し、降つて昭和二年一、二級町村制にも改正を加へ、本道の自治愈々其の擴充を見るに至り、時勢の進運に伴ふ樣になつた。又昭和三年に於ては普通選擧法に依る第一回の衆議院議員及道會議員の選擧を施行するに至つたのである。

(一) 行政機關

(イ) 道廳

現行北海道廳官制に依れば北海道廳は普通地方官廳で、長官の地位及權限は殆ど府縣知事と同じである。卽ち長官は內務大臣の指揮監督を承け、且道內に於ける各省の主務に付ては各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、北海道の拓地殖民の事務及部內の行政事務を總理するもので、道內事務に就ては其の職權又は特別の委任に依り管內一般又は其の一部に廳令を發し得るものである。道廳には長官々房の外總務、學務、經濟、土木、警察の五部を置くこと亦他府縣と同樣であるが、更に拓殖部を置き、各部長が長官の命を承けて其の所管事務を分掌してゐる。

北海道廳組織一覽表

長官々房　秘書課、文書課
總務部　人事課、庶務課、地方課、會計課、拓殖計畫課、自治講習所
學務部　學務課、社會課、社寺兵事課、職業課、大沼學院、行啓記念北海道廳立圖書館
經濟部　農產課、產業組合課、水產課、商工課、產業組合講習所
農產物檢查所及同支所（十一箇所）
農事試驗場及同支場（五箇所）、農事試作場（九箇所）

工業試驗場、水產試驗場及同支場（三箇所）
鮭鱒孵化場及同支場（四箇所）
度量衡器檢定所及同支所（一箇所）
種畜場及同分場（一箇所）、種羊場
測候所（十三箇所）、蠶業取締所及同出張所（三箇所）
水產物檢查所及同支所（十五箇所）、牛酪檢查所
北海道廳物產斡旋事務所（三箇所）

土木部　總務課、道路課、河川課、港灣課、土地改良課、
土木事務所（八箇所）、治水事務所（二箇所）、築港事務所（八箇所）
都市計畫地方委員會、北海道廳出張所（函館市復興事務局內）

拓殖部　殖民課、林務課、地方林課、森林事務所（十三箇所）
林業試驗場、營林區署（十九箇所）
林產物檢查所及同支所（十八箇所）
拓殖實習場（四箇所）、移民取扱事務所（三箇所）

警察部　警務課、警務指導員室、部長書記室、特別高等課、外事課、保安課、刑事課、建築工場課、衞生課、健康保險課
警察署（六十四箇所）、水上警察署（三箇所）
警察練習所、健康保險出張所（三箇所）
函館臨時海港檢疫所、治療院（九箇所）

（ロ）支廳　本道を十四の地域に區分し、夫々北海道廳支廳を置いてゐるが、支廳長は長官の補助官吏であり、長官の指揮監督を承けて法律命令を執行し、委任の範圍に於ては自ら支廳令を發し得るもので、各部門の行政事務を掌理すると共に町村長を指揮監督するものである。

支廳の名稱、位置、管轄區域は次の通りである。

名稱	位置	管轄區域
石狩支廳	札幌市	札幌郡、千歲郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡
渡島支廳	函館市	龜田郡、上磯郡、松前郡、茅部郡、山越郡
檜山支廳	江差町	檜山郡、爾志郡、久遠郡、太櫓郡、瀨棚郡、奥尻郡

後志支廳	倶知安町	（虻田郡の一部、余市郡、小樽郡、高島郡、忍路郡、古宇郡、壽都郡、美國郡、積丹郡、古平郡、岩内郡、磯谷郡、歌棄郡、島牧郡）
空知支廳	岩見澤町	（空知郡の一部、夕張郡、樺戸郡、雨龍郡）
上川支廳	旭川市	（石狩國上川郡、空知郡の一部、勇拂郡の一部、天鹽國上川郡、天鹽國中川郡）
留萌支廳	留萌町	（留萌郡、增毛郡、苫前郡、天鹽郡）
宗谷支廳	稚内町	（宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、禮文郡）
網走支廳	網走町	（網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡）
膽振支廳	室蘭市	（幌別郡、有珠郡、虻田郡の一部、白老郡、勇拂郡（一村を除く大部分））
日高支廳	浦河町	（浦河郡、様似郡、幌泉郡、三石郡、靜内郡、新冠郡、沙流郡）
十勝支廳	帶廣市	（河西郡、十勝國上川郡、河東郡、十勝國中川郡、十勝郡、廣尾郡）
釧路國支廳	釧路市	（釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、足寄郡）
根室支廳	根室町	（根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡、國後郡、色丹郡、擇捉郡、紗那郡、蘂取郡、得撫郡、新知郡、占守郡）

（ハ）特設機關　開拓使設置當初本道の政務は悉く開拓使の管轄する所であつたが、其の後三縣一局時代、道廳時代となるに從つて特殊の政務は漸次分離して中央官廳の直轄に歸し、例へば宮内省關係に在りては新冠御料牧場は明治二十一年主馬寮に、裁判及刑務に關するものは同三十六年司法省に、札幌農學校は同二十七年文部省に、鐵道は開拓使廢止の際工部省に、遞信事務は同十六年農商務省に移管し、爾來年と共に組織は複雜化し新設又は擴張されたるもの多く、現在に於ける特設機關は次の通である。

宮内省（帝室林野局札幌支局、新冠御料牧場）
鐵道省（札幌鐵道局、北海道建設事務所）
大藏省（札幌稅務監督局、函館稅關、函館地方專賣局）
陸軍省（第七師團、旭川憲兵隊、軍馬補充部釧路、十勝及川上支部、糧秣廠札幌派出所）
司法省（札幌控訴院、札幌、函館、旭川、釧路各地方裁判所、其他刑務所）
文部省（北海道帝國大學、小樽高等商業學校、函館高等水產學校）
農林省（月寒種羊場、日高種馬牧場、十勝、根室、北見及膽振種馬所）

遞信省（札幌遞信局、小樽貯金支局、函館地方海員審判所）
商工省（札幌鑛山監督局）

（二）自治行政

（イ）道會　本道は未だ拓殖の途上に在り、且地域廣濶なる爲に、地方自治に於ても府縣制と稍々異るものあるは既述の通りであるが、北海道會法及北海道地方費法の制定に依つて自治體たるの根據が與へられ、府縣と同樣な組織及權限を有してゐる。而して道參事會は十二人を以て組織し、職務權限は府縣參事會と異る處なく、道會議員數は當初三十五人であつたが、人口の增加に伴ひ昭和十一年には六十五人に增加した。而して普通選擧法實施に伴ひ、昭和十年末現在選擧有權者は五十三萬三千七十一人といふ多數に達し、一議員當平均八千二百十一人の有權者を占むる割合である。

（ロ）市町村　本道には一般町村制が施行されず、特別法たる一級町村制と二級町村制が施行されてゐるのである。一級町村制は府縣の町村制と略同樣であるが、二級町村制は本道獨特の制度であつて、財政其の他の發達未だ充分ならざる町村を二級町村とし、其の執行機關は官選に依るものである。卽ち其の町村長は北海道廳長官の任免に

かゝり、收入役は町村會の推薦に依り支廳長任免し、書記は同じく支廳長の任免するところであつて、其の給料及旅費等は地方費の負擔となつてゐる。而して本道の町村長はすべて北海道廳支廳長、北海道廳長官及內務大臣の三次監督を受けてゐる。

昭和十一年末現在に於ては千島の一部町村制未施行地を除き、市制施行地七、一級町村制施行地百四十八であり、一市町村面積は平均約二十方里で、其の最大なるものは實に九十二方里に達し、府縣に於ける一郡より大なる面積を有するものが多く、今後拓殖の進展につれ更に多くの町村に分割されるであらう。

第十三章　財　政

本道の財政は幾分他府縣と其の趣きを異にするが、夫れは本道が今尚開拓の道程にある拓殖地にして、拓殖事業に要する經費の大部分が國庫より支出されてゐる爲である。抑々本道の開拓は遠く松前藩時代に創つたとは云へ、計畫的に開拓事業を經營したのは明治二年に於ける開拓使設置以來のことである。當時の本道は未開の地多く租調微々たるものであつた。茲に於て開拓使は十箇年一千萬圓の國庫金と道内の租稅竝官業收入等を合せ、以て拓殖事業經營の費に充つると共に、財政運用上兌換券竝事業公債を發行して經營事業の進捗に努め、更に明治八年より地方出航稅を地方的行政の費途に充て其の收支を明かにした。然るに明治十五年開拓使の廢止となり、三縣（函館、札幌及根室）及一局（農商務省北海道事業管理局）設置の運びとなるや、財政も各縣に於て按配經理することゝなつたのであるが、當時既に政府は之等の縣をして自賄主義の方針を採らしめたのであつた。故に歳入の少ない縣は拓殖事業に多額の經費を支出し得ないことゝなり、各縣の政策不統一と共に本道の拓殖は著しく萎微不振の狀態となつた。茲に於て政府は

明治十九年再び三縣一局を併合して北海道廳を設置するに至つたのである。然るに其の財政は未だ餘裕を有せず、拓殖事業の如きも其の著しき進展を見ることが出來なかつたが、漸次國庫歳入の增加しつゝあつたことは言ふ迄もない。斯くして明治三十年代に至り稅務、遞信及鐵道等が分立して今日に至つた。此の間特筆すべき事柄は區町村制及地方費法竝拓殖事業計畫を實施したことである。卽ち明治三十年には區町村制の實施となり、更に明治三十二年に立案せる拓殖十年計畫の實施に次いで、同三十四年には北海道地方費法の實施となり、茲に本道の自治制度が確立し財政亦獨立して今日に及んでゐる。而して本道の財政が他府縣と異なるは、本道が未だ開拓途上にある爲多額の拓殖事業經營費が自賄主義の下に、換言すれば準特別會計制度の下に國庫より支出されてゐることであるが、更に特殊的なことは其の事業實施に伴ふ拓殖の進展と共に、國庫竝地方的の歳入を增加すべき因果的關係の存することである。從つて本道の財政は何等か特異なる事情の存せざる限り必然的に膨脹すべき特性を有する。尤も近年經濟界の不況と政府の財政緊縮或は累年打續いた水害、凶作及凶漁等に因り歳入歳出共に順調を缺く傾向があつたが、斯くの如きは全く特殊的事情に支配された結果に外ならない。次に項を分ちて既往の實績により其の概要を述べることゝする。

(一) 國庫歳入出　昭和十年度の歳入總額は前年には農漁村の不況にも拘はらず一般經濟界に於ても好轉の兆現はれた爲著しき增收を示して未曾有の記錄を爲し、次表に示すが如く一億二千八百九十九萬餘圓に達した。又歳出も相當多額に達したが、七百四十九萬圓の歳入超過となつた。而して昭和六、七年度に於ける歳入總額は既往數十年間に亙る漸增の傾向より逆轉して大正十三年度以來の最低額を示したが、之は一般經濟界不況竝凶作凶漁の結果、租稅收入及租稅外收入の減收せる爲である。又歳出總額に於ても右の如き事情と政府財政の緊縮方針に依り昭和六年には著しく減少し、同七年は前年度に比較し一千二百萬圓といふ著しき增加を示し奇異なる現象を呈してゐるが、之は逼迫せる經濟界の窮境を打開して產業の振興を圖り、疲弊せる農山漁村竝中小商工業者の振興助成策として、政府は所謂時局匡救費を計上して第六十三議會に提出し之が協贊を經、昭和七年度以降三箇年間に社會、土木事業及經濟更生施設其他に對し多額の支出を圖つたのである。尚明治二年開拓使設置以來政府が本道に支出したる國費總額は、昭和十年度末に於て二十一億四百八十萬餘圓にして、又歳入總額は二十一億一千七十六萬餘圓（歳

入出共に陸海軍省竝宮内省所管を除く）に達し、差引五百九十五萬餘圓の歳入超過となり、最近兩三年の頽勢を挽回するに至つた。今昭和十年度迄の歳入出狀況を示せば左の如くである。

國庫歳入歳出

年度	歳入	歳出	歳入超過（△は不足）	明治二年より累計 歳入	歳出	歳入超過（△は不足）
	円	円	円	円	円	円
昭和十年	一二八、九九五、四一七	一二一、三〇五、三九七	七、四九〇、〇二〇	二、一一〇、七六五、二六四	二、一〇四、八〇六、四八〇	五、九五八、八三六
昭和九年	一二三、七四二、六二一	一二四、九七五、二八七	△一、二三三、六七六	一、九八一、七六九、八四七	一、九八三、三〇一、〇三一	△一五三、一八四
昭和八年	一二〇、七九〇、六二七	一二二、七九四、六四六	△二、〇〇四、〇二九	一、八五八、〇二七、二三六	一、八五八、三五七、七四四	△二九八、五〇八
昭和七年	九二、八五七、八〇一	一〇八、七一九、六一九	△一三、八六一、七五八	一、七四七、二三六、六一九	一、七四五、五三一、〇九八	一、七〇五、五二一
昭和六年	九六、三〇九、九〇三	九四、七〇〇、九一三	一、六〇八、九九二	一、六五四、二七八、七五八	一、六三八、八二一、四七九	一五、五六七、二七九
昭和五年	一〇六、四一〇、三四三	一〇四、六七三、七一〇	一、七三三、六〇三	一、五五八、〇六八、八五五	一、五四四、一一〇、五六七	一三、九五八、二八八
昭和四年	一一一、〇五七、一九七	一一三、七八〇、七九九	△二、七二三、八〇二	一、四五一、六五八、一五二	一、四三九、四三六、八五七	一二、一三一、六五五
昭和三年	一〇八、二六五、〇七八	一〇八、六〇七、六〇八	△三四二、五三〇	一、三四〇、六〇一、一五一	一、三三五、六五六、〇五八	一四、九四五、二五七
昭和二年	一〇一、二一三、六七九	一〇七、〇四二、七〇〇	△五、八二九、〇三一	一、二三三、三六二、二七七	一、二七、〇四八、四五〇	一五、二七七、七八七
昭和元年	九九、一〇四、七一七	九八、七六三、一五〇	三四一、五六七	一、一三一、二三五、五八	一、一〇、〇〇五、七五〇	二一、一六、八〇八
大正十四年	九六、四三一、〇一三	八七、八七七、八一七	八、五三三、三九六	一、〇三一、〇一七、八四一	一、〇二一、二四二、六〇〇	二〇、七七五、二四一
大正十三年	九五、三八一、三二六	九六、〇八二、一九二	△七〇〇、八七六	九九五、三四八、四二八	九八七、〇二五、三九六	七、八二三、四三二
大正十二年	九〇、二三五、八三八	九九、七三六、六七二	△九、五〇〇、八二四	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正十一年	八四、六八四、七一七	九八、四〇〇、五八六	△一三、七一五、八六九	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正十年	七八、八三四、五一三	八六、四四六、三三五	△七、六二一、八二三	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正九年	七八、七五〇、八二七	八二、九四六、一八〇	△四、一九五、三五三	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正八年	七五、四九一、二一〇	六七、九三五、八二八	七、九四〇、八二八	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正七年	六一、〇八三、二七三	四三、四三〇、一八〇	一七、六五三、〇九三	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正六年	四五、六五七、二六〇	二九、八〇五、八九五	一五、八五一、三六五	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正五年	三三、九二一、二四〇	二三、八八一、七八四	一一、〇三九、四五六	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正四年	二八、一〇一、一三〇	二〇、六六九、六五四	七、四三一、四七六	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正三年	二六、〇六二、六七四	二一、一三三、五八三	四、九三九、〇九一	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正二年	二六、四三九、九〇四	二〇、八三一、五二八	五、六〇八、三七六	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
大正元年	二五、六五〇、八四六	三、〇九七、六〇〇	二一〇、九四二、九一七	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
明治四十年	一六、六三三、八八九	一二、八〇一、七三八	三、八三一、九五一	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
明治三十年	二、二三八、八三五	四、九三八、九一六	△二、七〇〇、二八一	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
明治二十年	七二九、四一六	二、四七二、七五六	△一、七五三、二四〇	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二
明治十年	六六〇、二五九	一、〇九五、五四二	△四三五、二八三	九八九、五八三、八七六	九八七、〇二五、三九六	一、八二三、四三二

備考　本表には宮内省及陸海軍省に關するものを包含せず。

(一) 歳入

(イ) 租税　道内に於ける租税收入は本道拓殖の重要なる財源を爲し、之が增減は直ちに拓殖費事業に影響を及ぼすものである。而して之が增減は税法の改正、若しくは財界の好況不況に支配される事勿論であつて、昭和四年迄は順調なる增收を示した。然るに最近數箇年間は經濟界の深刻なる不況と凶作凶漁等の災害に原因して誠に憂慮すべき減少であつた。即ち昭和五年以降は漸減の經路を辿り、同七年度の如きは其の實收額一千五百八十萬八千餘圓で、昭和五年に比し實に五百六十四萬餘圓の激減であつた。而して同六、七年は稀有の凶作及水害等の災禍に見舞はれ斯かる減收を見たのであるが、固より之は一時的現象に過ぎぬものであつて、同八年に至るや道内豐作に惠まれたると一般財界亦稍々活況を呈するに至りたるとにより、稍々增收の趨勢に復するに至つた。即ち昭和七年を最低とし、同八年より再び漸增の傾向に遷り、同九年に於ては昭和二年に匹敵するの增收を示し、十年は二千二百十九萬一千四十圓に達し、現在迄の最高記錄たる昭和四年に比肩し得る實績である。

而して本道の租税は酒税を第一位として砂糖消費税、所得税、地租、營業收益税及鑛業税等が之に次ぐものである。而して之等の大部分は何れも經濟界の影響を受けるものであるが、著しき增收を示してゐるのは砂糖消費税で、之は拓殖計畫中主要事業の一たる甜菜奬勵に基く甜菜糖製造の進展に依るもので本道國庫の主要財源となつたのである。左に主なる租税收入の實績を掲げよう。

國庫租税收入

年度	所得税	地租	營業收益税	資本利子税	相續税	鑛業税	酒税	砂糖消費税	關税	噸税	其他	計
昭和十年	三、五一六、一七六円	一、〇七二、〇〇七円	一、一五五、一八〇円	二五〇、八七一円	四五三、八六七円	九八七、八二六円	七、四七〇、四八九円	六、四三〇、四三八円	三二八、七七二円	一五五、五一四円	三六九、九〇〇円	二、一九一、〇四〇円
昭和九年	三、三六七、九四九	一、〇八四、〇一七	一、〇四四、六七一	二五九、六五八	四五五、八四六	九七〇、一六四	七、五七九、六七二	四、五五七、九一三	六〇四、五八一	一五三、六四五	一四五、七五八	二〇、二二三、八七四
昭和八年	二、九一七、三二五	一、〇四三、九一九	九四一、〇〇四	二五九、九二四	三八九、二三九	七一三、四三二	六、四二〇、六七三	四、八〇四、五二一	四三六、九九三	一一七、三六九	一二四、五七二	一八、一六八、九七一
昭和七年	二、八七三、九六一	九九七、五五四	九三八、五六四	二四五、九六八	四一五、一四八	五六八、二〇七	四、八二〇、八四一	四、一七四、七〇三	五三八、六四八	一一七、〇三四	一一八、一六八	一五、八〇八、七九六
昭和六年	三、三三六、三八五	一、一四二、〇六〇	一、〇九七、八〇九	二六四、八七四	三四六、五七九	七〇五、二七七	五、七五九、四七五	四、三八一、〇九八	五〇三、八七八	一三二、四一六	一四四、七一〇	一七、八一四、五六一
昭和五年	三、七七七、九九三	一、一〇五、八五三	一、二八九、八六七	二八一、一八五	三一一、四三六	八六六、〇七六	七、九六二、六五八	四、八二八、七〇四	六四八、八一一	一五四、〇二二	二二二、一三二	二一、四四八、七三七
昭和四年	四、三一六、一九四	一、〇七一、二九八	一、三八三、五五三	二九八、五七七	二七四、一三三	九七一、四八四	八、八一八、三二二	四、二五二、七三一	九五九、八五九	一五二、〇六三	二五六、〇四四	二二、七五四、二五八
昭和三年	四、〇五三、三〇二	一、〇五〇、五六六	一、三一一、八〇一	三〇七、〇三七	四六七、〇五七	一、〇〇七、八三四	八、二四九、八八五	四、二三四、四九六	一、〇一九、〇六九	九九、一五〇	二五九、五〇五	二二、〇五九、七〇二
昭和二年	四、〇五一、〇六四	一、〇〇六、一八九	一、二一七、二九六	二九一、三〇五	四二七、四四九	九九九、六九三	七、四七七、三八二	三、七〇二、二三九	八三九、五一四	九二、九二五	二二六、七九七	二〇、三三一、八五三

年度	所得税	地租	営業収益税	資本利子税	相続税	鑛業税	酒税	砂糖消費税	關税	噸税	其他	計
昭和元年	四、一六五、六八一円	九、九八六、八九六円	四六八、六七七円	二三六、三八七円	三八〇、二七一円	九一〇、五八三、七一九円	二、九九一、一九二円	九六六、四〇八円	八七、二三五円	一九六、〇四九円	一九、六〇〇、二九四円	
大正一四年	四、四四三、三三〇	九九五、四〇七	五九六、八三七	—	三七九、〇〇五	九一二、六一七	四八六、六二三	六一六、四三三	四一一、五六八	一九、四三四、七六三		
大正一三年	四、二九二、八六六	九四四、七九八	一、四八六、七三六	—	三一六、六九九	九一五、三九七	四五七、一八三	五六九、九九〇	三九六、〇九〇	一九、二七五、八一三		
大正一二年	三、九八二、八〇一	八九一、九六〇	一、三九七、一八三	—	一一六、四七八	九一〇、七八九	一、八五、九六四	七一七、二七〇	三九六、八一八	一九、九六七、九六六		
大正一〇年	三、六四三、八三〇	七九五、一〇五八	一、七〇一、六七七	—	八五、八二一	九七一、一二七	六、八四三、四四一	六一、一四一	三七、一、八四六	一五、九五、〇四五		
大正九年	二、九九九、七五八	七二五、五三五	一、五五六、三六八	—	一〇一、八九七	九七一、三〇三	五、四三七、一二四	六五二、五九七	一、四一九、六七三	七二、一八六、一四六		
大正八年	二、四一八、〇四六	六五二、五九七	一、四一九、六七三	—	七八、一二八	一、一八一、一五八	一、八六、九三四	二、三八、四九七	一、一六九、五五六	一、一四、一四六		
大正七年	三、一〇七、三七三	五八四、六六三	一、〇六一、一四〇	—	五二、九〇一、六九一	一、一九、五五六	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
大正六年	二、九四五、〇四四	五二五、八六〇	八三八、〇四三	—	五六、一八三、一三五	一五〇、九四七	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
大正五年	一、八三七、五八八	四九六、五四九	六六九、五四九	—	三八、七六四	一〇八、五三六	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
大正四年	一、二六三、六九五	四四二、四〇〇	六三〇、〇八五	—	二七、二九五	一〇七、七八四	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
大正三年	九七四、一八五	四二七、〇三一	七九五、三九二	—	三〇、六六〇	八二、六三七	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
大正二年	九五一、二八〇	四一九、八七九	八〇三、一五五	—	三一、〇一六	八二、六三七	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
大正元年	九〇九、八六八	四一八、一一一	七七九、五七六	—	二六、六〇九	八二、六三七	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
明治四〇年	一、一二九、一〇三	五〇〇、七二八	六六〇、四八二	—	四〇、七二一	八二、六三七	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		
明治三〇年	三、九六六	二九、二六三	—	—	?	?	一、九六、九三四	二、三八、四九七	一、一五九、五五六	一、一四、一四六		

年度	所得税	地租	営業収益税	資本利子税	相続税	鑛業税	酒税	砂糖消費税	關税	噸税	其他	計
明治二〇年	一、二三九	三四、六二	—	—	?	?	三六、七九三	?	三七、四三三	?	二四八、七三三	三五八、八四九
明治一〇年	—	九、六三〇	—	—	?	?	七、九二五	?	二五、一二九	?	三七三、四〇二	四一六、〇九三

備考　一、明治三十年の營業税及鑛業税は區分不明に付其他に合併計上す。
二、營業收益税欄に於て大正十四年度迄は營業税である、十五年度以降昭和九年度迄の營業税は其他に合併計上す。
三、明治四十年及其の以前に於ける相續税、砂糖消費税、噸税は不明に付其他に合併計上す。
四、昭和十年度其他欄に於て增加したるは臨時利得税二二八、四〇一圓を含むに依る。

（ロ）　租税外收入　本道に於ける租税外收入の主なるものは、特別會計に屬する鐵道及專賣局收入竝一般會計に屬する郵便電信及電話收入、印紙收入及森林收入等であるが、之等の官業收入は最近經濟界不況の影響を受け一進一退の歩調を示して來たが、昭和八年度以來鐵道收入及森林收入は著しき增收を擧げ、孰れも空前の最高額を示し、其他に於ても同樣增收を得て總額一億六百八十萬四千三百七十七圓の收入を擧げ未曾有の增收を示すに至つたことは開拓途上に在る本道の爲喜ぶべき現象である。其の實績は左の如くである。

國庫租税外收入

年度	印紙收入	郵便電信及電話收入	鐵道收入	專賣局收入	森林收入	其他諸收入	合計
	円	円	円	円	円	円	円
昭和十年	二、〇七三、二三三	一一、六〇一、三五六	六六、五三九、三五二	一一、〇七三、七三七	一一、〇八六、〇八一	一、五九〇、一九二	一〇六、八〇四、三七七
昭和九年	二、〇六六、二七二	一一、三三七、三〇三	六五、四一五、七四四	一三、七八六、七四四	九、七三六、九八九	一、一七五、四八五	一〇三、五一八、七三七
昭和八年	一、九八〇、四二七	一〇、六二〇、一五七	五八、七六九、五〇七	一三、八六二、〇六〇	六、六三二、三〇八	七五六、九八八	九二、六二一、六四七
昭和七年	一、八二一、〇八八	九、八二三、四三一	四七、八八八、一八八	一二、〇六六、九〇六	四、七四五、七一九	六七三、七三三	七七、〇四九、〇六五
昭和六年	一、九三一、八四九	九、七六五、五八〇	四八、〇七六、九六二	一二、四九〇、九〇三	五、六二〇、四九二	六〇九、五五八	七八、四九五、三四三
昭和五年	二、一二五、一七八	一〇、七〇二、六一七	五三、八五四、九四五	一三、五五八、五一一	五、一九九、二〇三	五五一、一五三	八四、九六一、六〇六
昭和四年	二、三四九、六八三	一一、二六〇、九〇七	五二、四四七、七四五	一四、二三四、二三七	七、一〇一、四四九	八一八、九一六	八八、三〇三、九三七
昭和三年	二、四七六、五五五	一〇、八七九、六一〇	五〇、九五六、四一〇	一三、七三五、六六四	七、〇六七、八六九	一、〇九九、二六八	八六、三〇五、四五六
昭和二年	二、二七八、二一四	一〇、一七九、四六五	四七、九四五、七三六	一三、四〇八、〇四〇	六、二八六、〇三一	七八四、三四一	八〇、八八一、八二六
昭和元年	二、四三七、一二四	九、四一三、八五七	四五、一六〇、二四六	一五、五三九、五六四	五、八一〇、七二四	一、一四二、九〇七	七九、五〇四、四三三
大正十四年	二、五六九、六五二	一〇、〇〇四、七五〇	四二、五四八、〇四九	一四、一〇九、六八七	六、五二八、三九一	九五八、一二三	七六、三五〇、九五〇
大正十三年	二、三四一、一七一	八、九七二、五七〇	四二、五四八、〇四九	一三、四〇三、六四四	六、二八〇、一七三	一、六〇五、五五四	七六、一〇五、四〇二
大正十二年	二、三三〇、七七五	八、〇六三、七〇〇	四〇、六六八、〇〇三	一五、〇二四、七〇三	五、三四二、八四〇	一、七四八、四〇五	七三、三四〇、九九九
大正十一年	二、四六七、二四五	七、九三六、六五七	三六、一五六、六二五	一二、八四九、五六七	五、六二四、一五五	一、四八四、四七六	六八、八七六、四七五
大正十年	二、六九一、五三三	七、三一一、八八五	三四、八五七、六二三	一〇、四四九、二八〇	四、八三一、八四九	一、〇九九、二六八	六五、四七四、〇三五
大正九年	二、七一三、五七一	六、三〇五、〇一六	三〇、八五九、七七九	一四、八一二、四〇九	四、七三三、〇四二	一、二三六、九二八	六一、七〇四、八三七
大正八年	三、六四九、九五八			一三、三三五、三〇六	五、四三三、二五〇	二、三三六、五二八	六二、一四四、一六六
大正七年	二、八二三、三三八	五、四〇四、四九〇	二三、三〇一、七六三	一〇、四六四、四一八	五、二八四、九四六	一、九九六、一五三	五五、〇〇八、〇七〇
大正六年	二、〇五八、〇七三	四、五八五、三三四	一七、二八四、二三九	九、一六八、九七六	四、〇七七、八八八	一、九一五、一七九	四九、五〇八、〇〇七
大正五年	一、三五二、一八一	三、七〇八、二三八	一三、五二四、二五五	六、二三三、三〇四	二、八四五、二五七	一、七四四、一五五	三八、二四九、二九一
大正四年	一、〇〇六、八〇八	三、一四二、三八三	一〇、七六九、九二九	五、九四五、七六七	二、一四三、八四四	一、六八五、一四九	三四、八五七、八二九
大正三年	九八二、一三三	二、一四八、八四五	九、九四三、五九六	四、五五〇、四三五	一、八四五、二四四	一、四八一、一四〇	二九、八四九、六五六
大正二年	九六二、一八五五	二、一四九、一四一	七、九二一、八四四	二、八四〇、一四三	一、四八一、一四四	一、三四一、一四〇	二六、一四一、一四六
大正元年	四八五、一二一	二、〇六八、九三一	二、四五七、一二〇	一、三五〇、一四三	一、一四九、一四四	一、二四一、一四〇	二四、一六六、一四六
明治四十年	二、四三八、七八九	七〇一、〇七九	五七七、四四三	一、一四八、一二四	一、一四九、一四四	一、二四一、一四〇	二四、一六六、一四六
明治三十年	一、七一三、五七一	七、〇五二、七五	三〇、八五九、七七九	一、三三六、五二八	一、一四九、一四四	一、二四一、一四〇	二四、一六六、一四六
明治二十年	三、六四九、九五八	六、三〇五、〇一六					

備考　一、宮内省及陸海軍省所管の歳入を除く。

二、昭和九年度電話收入には資本勘定の電話建設寄附及設備負擔金（從前電話收入として取扱ひたるもの）を含む。

(二)　歳　出

本道に於ける拓殖、行政及官業等其他諸般の施設經營に要する國費は行政或は財政整理等の爲、時に減少せるも拓殖の進展に伴つて年次膨脹の傾向を辿り、昭和九年度は遂に今日迄の最高額に達し、之等歳出の特に著しき多額を示すものは特別會計に屬す

る鐵道事業であつて、一般會計に於ては拓殖費及遞信事業費である。而して一般行政費は其の額僅少であるが、昭和七、八及九年度は時局匡救費の支出ありたる爲著しく增加してゐる。今主なる官衙の歳出額を表示すれば左の如くである。

國庫歳出

年度	北海道廳	札幌遞信局	札幌鐵道局	札幌監督局	札幌稅務監督局	函館專賣支局	函館稅關	其他諸官衙	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和十年	三一、一五三、三三二	一二、九一三、九五〇	五六、四五九、四五〇	一、三九、二七一	六、七二一、〇九五	二五三、八六一六	一二、七九五、六四三	一三一、五五、三九七
昭和九年	三一、三三一、七六一	一一、四九三、〇三八	五六、二九一、四二四	一、八二一、四九四	六、四四三、五七八	二五三、四四七	一一、七九七、五四九	一二四、九七五、二八七
昭和八年	三四、六六三、〇九七	一一、〇六六、五五一	四三、七〇五、七五九	一、三五一、〇八二	六、九〇一、七三九	二三八、九〇九	一四、八六七、五〇九	一一二、七九四、六四六
昭和七年	三四、六四七、六五九	一〇、六九八、二六七	四〇、九四〇、八〇五	一、一二一、七七九	六、七一〇、〇七一	二〇〇、五二六	一三、三九二、五一〇	一〇六、七一九、六一九
昭和六年	二六、六七八、三三八	一〇、六九七、八五八	三九、四一八、七四三	一、一四七、五五八	六、七〇七、〇七一	一九九、四〇五	九、八四八、九四九	九四、七〇〇、九一二
昭和五年	二八、一八一、八〇〇	一一、二〇一、〇九七	四五、六〇七、〇九九	一、一、六四一、九九二	六、六七六、九九九	二三一、七九一	一〇、六一〇、〇〇四	一〇四、六三三、七八二
昭和四年	三〇、二九七、三三三	一一、三九六、三三二	五二、三六五、八九八	一、一、四五一、八一四	七、四一五、八一四	二三一、八六一	九、九六〇、四五〇	一一三、七〇七、九九
昭和三年	三〇、五五八、三三三	一一、二六二、五三一	四七、九三三、〇一七	一、一三四、一八四	六、九三三、九一〇	二〇六、三九八	九、六四八、一一〇	一〇八、六〇七、五九八
昭和二年	二九、三三四、二八〇	一一、五〇三、六三四	四六、六三六、四三三	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇
昭和元年	三三、四八九、二五七	一一、三七四、二〇〇	四三、三〇三、六七六	一、一三九、三五三	九、六二六、五二一	一八七、九三四	九、五四一、二一九	九八、七四五、九一五
大正十四年	一七、九九七、八六〇	八、八三四、一九〇	四二、〇四六、一四〇	一、〇九九、八六三	六、九九九、四七八	一七九、六六三	一〇、九〇〇、一六一	八七、八九三、一六一
大正十三年	二一、〇五、四五八	七、五六〇、七一九	四四、五〇三、〇八一	一、〇四二、八一五	六、九九一、〇三	二六〇、八二二	九、五〇一、八四	九六、〇六二、一九二

年度	北海道廳	札幌遞信局	札幌鐵道局	札幌監督局	札幌稅務監督局	函館專賣支局	函館稅關	其他諸官衙	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大正十二年	二七、八一二、〇七一	七、六〇三、八二九	四五、二〇一、八六二	一、〇四一、一〇一	八、三七七、八一〇	三九六、一四五	一〇、九二七、八六九	九、三九八、三四八	一二二、五〇五、三九七
大正十一年	二五、三六七、一〇三	八、一四二、九九一	四五、三六八、一六九	一、〇三二、六四一	九、三四三、一三四	三九六、一四五	八、〇三三、一三四	九、〇〇、七三六、六七三	一二四、九七五、二八七
大正十年	三一、七六〇、五五四	七、三六二、二七九	四一、一六五、五一五	一、一四一、一四九	八、一四三、一四六	三九六、一四五	八、一四三、一四六	八、八六、四六六、三三五	一一四、九七五、二八七
大正九年	一五、二九一、二七七	五、九七〇、五五六	四四、〇八一、四九六	一、一四七、五五八	六、七一〇、〇七一	二九九、四〇五	九、八四八、九四九	九四、七〇〇、九一二	一〇四、六三三、七八二
大正八年	一〇、二三三、五八七	四、九九七、〇九八	三七、一四一、九九九	一、一三四、一八四	六、九四三、九二八	二〇六、三九八	九、六四八、一一〇	一〇八、六〇七、五九八	一一三、七〇七、九九
大正七年	六、六三一、一七八	三、二〇三、三三一	三三、五六二、九二四	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
大正六年	四、三五〇、三八三	二、一六一、九三五	一四、五七一、一二〇	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
大正五年	三、四九九、四二九	一、八三七、八六一	一一、五七九、二六〇	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
大正四年	三、四八一、八七七	一、九八九、三五九	一〇、〇五九、五六八	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
大正三年	四、三〇五、一九四	一、六七二、五七二	一〇、一四一、八〇一	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
大正二年	三、八四五、三一四	一、六七八、九二三	九、八六六、九六四	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
大正元年	四、〇三五、六一二	一、六七八、九六五	一〇、一四一、八〇一	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
明治四十年	二、九五〇、九六四	八二八、七二六	七、一二二、七一九	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
明治三十年	三、五六八、二七六	六五八、七〇四	一、一四九、八九六	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
明治二十年	二、二二三、〇五八	一三七、〇〇三	一、一四九、八九六	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二
明治十年	一、〇六二、〇一六	—	一、一四九、八九六	一、一四九、八九六	六、九四三、六二八	一八九、八九六	一〇、一〇一、六五五	一〇七、〇四二、四〇〇	一〇四、六三三、七八二

備考　一、札幌鐵道局經費には北海道建設事務所費を含む。
二、札幌遞信局經費には遞信局外遞信省所管各官衙經費を含む。
三、函館地方專賣局の歳出は收入より益金を控除したものを計上した。

四、各官衙經費には本省拂を含む。
五、宮内省及陸海軍省所管の歳出を除外した。

(二) 地方財政　本道地方費の獨立は明治三十四年北海道會法制定に依つて初めて之を認められ、拓殖政策より地方費事業を分離し、從來國庫支辨に屬したる地方的事務を繼承せしむるに至つたものである。爾來拓殖の進展と共に其の事務の範圍擴大し、從つて財政も亦逐年膨脹して制度施行當時卽ち明治三十四年度歳出總額百三十三萬三千九百三十八圓に過ぎなかつたものが、昭和に入り其の十倍餘の增加となり、殊に昭和七、八年度に於ては時局匡救事業竝凶作水害對策施設等の爲、未曾有の歳出膨脹となり昭和八年度は千八百十七萬七千百七十六圓の巨額に達した。而して著しい增加を示して來たのは大正七年度以來のことで歐洲大戰後財界の好況に因り急速に諸物價の昂騰せるに基因するものであるが、蓋し人口の增加と拓殖の進展に伴ふ施設の擴張に依ること甚大なるは論を俟たない。

地方費歳入歳出

年度	歳入	歳出	差引增減（△は減）
	円	円	円
昭和十年	一五、七一五、二九九	一四、九七三、四二三	七四一、八七六
昭和九年	一四、二六三、五六二	一三、一九六、三九七	一、〇六七、一六五
昭和八年	一八、八五五、三一七	一八、一七七、一七六	六七八、一四一
昭和七年	一六、三五六、三一六	一五、八二一、〇七二	五三五、二四四
昭和六年	一三、一二九、四九〇	一二、五五七、九六八	五七一、五二二
昭和五年	一二、五〇三、〇三〇	一二、一八九、三〇〇	三一三、七三〇
昭和四年	一三、五〇〇、三一三	一二、九六九、三三五	五三〇、九七七
昭和三年	一四、八六二、二六四	一三、七六四、六六一	一、〇九七、六〇三
昭和二年	一四、二三四、〇五六	一三、四六二、八七〇	七七一、一八六
昭和元年	一三、三九六、三七五	一二、六三二、八八四	七六四、四九一
大正十四年	一二、四四八、九〇九	一一、八三八、五九八	六一〇、三二一
大正十三年	一〇、六三九、〇三〇	二、五二七、三八九	△七四五、七二二
明治四十二年	二、六〇七、三五三	一、三三三、九三八	七九、九六三
明治三十四年	一、四三一、四一三		九七、四七四

備考　本表は決算額を掲げたものである。

(一) 歳入　昭和七年以來歳入總額は從來になき巨額に達し、之は時局匡救竝凶作水害等

に對する施設經費を含むものである。

而して昭和十年度の稅收入は六百九十七萬二千三百八十二圓で、其の主なるものは國稅附加稅、雜種稅及家屋稅等である。特別地稅は昭和元年度より、家屋稅は昭和二年度より賦課され、段別割は同年より從來雜種稅に含まれてゐたものが分離し、戸數割は從來地方稅であつたが昭和二年度より町村に委讓されたものである。而して此等の增減及新設竝廢止等は稅制整理によつて生じた異動であつて、稅收入總體より觀るときは却て減ずる結果となつてゐる。

次に稅外收入を見るに其の主要なるものは國庫補助、補給、下渡金及交付金、地方費債及雜收入中の授業料等であつて、特に七、八年度に於ては農山漁村救濟の爲土木費及勸業費に對する國庫の補助金及交付金は激增したるも九、十兩年度に於ては著しく減少してゐる。

地方費歲入

年度	稅收入								國庫補助補給下渡金及交付金	其他	合計
	國稅附加稅	特別地稅	家屋稅	反別割	營業稅	雜種稅	戸數割	計			
昭和十年	三、二五三、二〇六円	八〇、一一八円	一、二八二、五二四円	四〇七、七二〇円	二一五、八七五円	一、七三二、九三九円	—円	六、九七二、三八二円	三、八一八、〇七五円	四、九二四、八四二円	一五、七一五、二九九円
昭和九年	二、九九五、九五五	七八、〇六七	一、一九七、〇五七	四三一、〇六三	二〇三、一八五	一、六五二、九九二	—	六、五五八、三一九	三、八五五、七七九	三、八四九、四六四	一四、二六三、五六二
昭和八年	二、七八四、四三〇	八〇、四二一	一、二三七、七八八	四八二、一三〇	一九七、八四三	一、五四三、九三五	—	六、三二六、五四七	四、九五〇、九九三	七、五七七、七七七	一八、八五五、三一七
昭和七年	二、四一七、一三八	四八、五〇〇	一、一九六、一四三	三〇九、一八六	二〇四、七二〇	一、四四三、四〇七	—	五、六一九、〇九四	六、一八〇、〇一四	四、五五七、二〇八	一六、三五六、三一六
昭和六年	三、一六〇、九三八	五六、四七七	一、二五二、四六〇	四六〇、五七二	二五三、五一八	一、五三〇、八六六	—	六、七一四、八三一	一、八二六、七〇四	四、五八七、九五五	一三、一二九、四九〇
昭和五年	三、三四八、八一三	六〇、三〇五	一、二四八、〇三四	五二一、九八五	三〇〇、五九九	一、七三一、四五六	—	七、二一一、一九二	二、〇三二、五四九	三、二五九、二八九	一二、五〇三、〇三〇
昭和四年	三、四四四、〇七六	六二、一三五	一、二六九、九三四	五四三、四四六	三三五、二四三	二、一一七、五三二	—	七、七七二、三六六	二、〇四一、二〇〇	三、六八六、七四六	一三、五〇〇、三一二
昭和三年	三、二五八、四三〇	五九、五九八	一、二六一、〇四六	五六八、八五八	三四六、〇一九	二、〇八五、六一二	—	七、五七九、五六三	一、九四二、九一三	五、三三九、七八八	一四、八六二、二六四
昭和二年	二、六三七、五九七	五九、二五三	一、二四五、五三九	五九五、一二〇	三六一、二六七	二、〇〇七、八八三	—	六、九〇六、六五九	二、三三六、六六〇	四、九九〇、七三七	一四、二三四、〇五六
昭和元年	一、九五三、六九八	五九、九七二	—	—	三八三、一九一	三、〇〇九、四三一	一、八三五、三六八	七、二四一、六六〇	一、六九五、四〇二	四、四五九、三一三	一三、三九六、三七五
大正十四年	一、九一一、三七七	—	—	—	三九一、〇四四	三、〇五九、六八二	一、八四九、二五七	七、二一一、三六〇	一、一二七、六三〇	四、一〇九、九一九	一二、四四八、九〇九
大正十三年	一、六一六、三五二	—	—	—	四一八、八六七	二、九四八、四〇一	一、九六八、七二七	六、九五二、三四七	一、三九二、九五四	二、二九三、七二九	一〇、六三九、〇三〇
明治四十三年	一六五、七〇一	—	—	—	一一九、〇六七	六三一、七八〇	四五八、八〇二	一、三七五、三五〇	一〇三、四七九	四八〇、一二六	一、九五八、九五五
明治四十二年	一八四、六六六	—	—	—	一一五、四三五	六六六、四三四	四八一、三三〇	一、四四七、八六五	六七二、七三九	四八六、七四九	二、六〇七、三五三
明治三十四年	五三、四七二	—	—	—	五六、八八五	四四〇、二〇六	七四、三九〇	六二四、九五三	七四三、一五〇	六三、三〇九	一、四三一、四一二

備考　一、本表は決算額を掲記した。
二、特別地稅及家屋稅は昭和元年度及同二年度に新設せられた。